

天曆五年正月三十日

六八四

右一人元少外記、今年正月卅日轉任、○中
 少外記正六位上春道宿禰有方 上日二百卅七、
 右一人元權少外記、今年二月卅日轉任、
 左大史正六位上阿蘇宿禰廣遠 上日三百十一、
 右一人元右大史、今年二月卅日轉任、
 右大史正六位上出雲宿禰蔭時 上日二百九十九、
 右一人元左少史、今年二月卅日轉任、○中
 左少史正六位上淺井宿禰守行 上日三百十二、
 右一人元右少史、今年二月卅日轉任、○中
 新附○中
 右中辨從四位下源朝臣俊 上日百卅九、
 右一人元山城守、今年正月卅日遷任、○中
 右少史笠朝臣雅望
 右一人元掃部權允、今年正月卅日遷任、
 遷任

師輔ト新
中納言ト源
庶明ト歌
贈答ト歌

前大外記從五位下雀部宿禰是連
 右一人、今年正月卅日任土左守、
 前左大史外從五位下物部宿禰廣連
 右一人、今年正月卅日任豐前權介、○中
 以前職事考課如件、省宜承知、依件行之、符到奉行、○中
 天曆五年十月一日

〔敍位除目執筆抄〕 天曆五正廿五日縣召、入眼、執筆、
 〔後撰和歌集〕 十五 雜歌一 庶明朝臣中納言になり侍ける時、うへのきぬつか

はすとて、
 思ひきや君か衣をぬきかへてこきむらさきの色をきんとは
 返し 庶明朝臣

〔三十六人歌仙傳〕

中納言從三位藤原朝臣朝忠 五年正月、任左近衛中將、
 從五位上行肥後守清原真人元輔 天曆五年正月、任河内權少掾、

天曆五年正月三十日

六八五

藏人所ノ
勞
文章生學
問料

天曆五年正月三十日

六八六

祭主正四位下行神祇大副大中臣能宣 天曆五年正月、任讚岐權掾、藏人所勞

〔朝野群載〕紀十三 文章生申給學問析、中

文章生給學問析例、中

高階成忠權略、中五年、任美作

○藤原朝忠、清原元輔、大中臣能宣、高階成忠等ノ任官、便宜合敘ス、

曲宴

御座南面
上皇北面
中宮御膳
ルヲ儲ケラ

代明親王
ノ男

二月小癸巳朔

十三日乙二條院ニ行幸アラセラル、是日、上皇、紅梅宴ヲ設ケ給フ、

〔御遊抄〕朝觀行幸 同二月十三日、幸二條院、李部王記、朝絃歌曲宴、

〔西宮記〕臨社時行幸 九記曰、中同五年二月十三日、行幸二條院、有紅梅宴、

寢殿西廂裝束帝御座、上皇北面、今上南面、召左右大臣、兩帝御膳、中宮被儲云々、

十七日配官奏、

〔西宮記〕前田家本 官奏 天曆五年二月十七日小一條記云、今日始有官

奏、左大辨雖非參議、大臣見奏之間、召著參議座末、

二十二日甲從四位下源保光ヲ文章生ニ補ス、

〔公卿補任〕安和三年 參議從四位上源保光、四十二月廿二日及第、補文章

生、字王孫

〔河海抄〕乙通女 源保光代明親王同五年遂及第、

○保光、文章生試ノコト、四年十二月二十五日ノ條ニ見ユ、

天曆五年二月十三日 十七日 二十二日

六八七

天曆五年三月二日 十日

三月 壬戌朔

二日、癸、官奏

〔北山抄〕官奏事拾遺雜抄上 天曆五年三月二日、奏文四枚、其二枚者、國々言

上恠異解文也、依重日止之、所遺二枚、雖有前例、依無近例不奏、期日御衰日、被止不宜文、度々

十日、參議正四位下源等卒ス、

〔公卿補任〕五 參議正四位下源等 三月十日卒、七十二、在官四年、

〔公卿補任〕參議從四位上源等 中納言從三位兼民部卿侍從希卿二男、母

昌泰二正十一近江權少掾、二十 同四三十五主殿助、宇多院御給 延喜四二廿七

從五下、朱雀院御給 同五年四五大藏少輔、同七正十三參河守、廿八、十二年正

七從五上、治國三 十五日丹波守、十六年月日內匠頭、十七年正廿九美乃權守、

受領三 廿二年十廿五大藏大輔、廿三年正十二備前權守、受領四 二月廿八日

正五位下、治國 廿三年十月任左中辨、延長七九月主殿頭、同八正廿九從四下、

治國五 任大宰大貳、承平七三八任彈正大弼、天慶二十二廿七山城守、六十 三

年十二六兼勘解由長官、六年正七從四上、八十一月廿五右大辨、同九二七兼

重日ニ依
リ諸國怪
異ノ解文
ヲ奏セズ

官歴

治國ノ功

世系

女

天曆五年三月二日 十日

三月 壬戌朔

二日、癸、官奏

〔北山抄〕官奏事拾遺雜抄上 天曆五年三月二日、奏文四枚、其二枚者、國々言

上恠異解文也、依重日止之、所遺二枚、雖有前例、依無近例不奏、期日御衰日、被止不宜文、度々

十日、參議正四位下源等卒ス、

〔公卿補任〕五 參議正四位下源等 三月十日卒、七十二、在官四年、

〔公卿補任〕參議從四位上源等 中納言從三位兼民部卿侍從希卿二男、母

昌泰二正十一近江權少掾、二十 同四三十五主殿助、宇多院御給 延喜四二廿七

從五下、朱雀院御給 同五年四五大藏少輔、同七正十三參河守、廿八、十二年正

七從五上、治國三 十五日丹波守、十六年月日內匠頭、十七年正廿九美乃權守、

受領三 廿二年十廿五大藏大輔、廿三年正十二備前權守、受領四 二月廿八日

正五位下、治國 廿三年十月任左中辨、延長七九月主殿頭、同八正廿九從四下、

治國五 任大宰大貳、承平七三八任彈正大弼、天慶二十二廿七山城守、六十 三

年十二六兼勘解由長官、六年正七從四上、八十一月廿五右大辨、同九二七兼

勘解由長官、四月廿五日昇殿、天曆元四廿六任參議、右大辨長官等如元、同二
年正月卅日兼讚岐守、同五年正月七日正四下、（月九） 同上表、辭右大辨勘解由長
官等、上五、

〔尊卑分脈〕嵯峨源氏

希

等參議、從三左大辨、從四上、內匠頭、勘長官、太宰大貳、主殿頭、大藏大
頭、（二、一） 輔三川、丹波、山城等守、歌人、後撰作者、四、天曆五三十薨、七十九、

齊左大辨、讚岐守、

濟從五上、淡路守、（後撰） 同作者、二、

學右門佐、從五上、相模介、

勲攝津守、從五上、

〔尊卑分脈〕藤原氏

敦忠

助內藏頭、右中將、從四下、

〔西宮記〕定源氏傳人事 不給親王、源氏王卿中、以觸弘仁御後之人給宣旨、

天曆五年三月十日

天曆五年三月十日

六九〇

法師ト贈
答ス

〔後撰和歌集〕

雜歌四

ある法師の源のひとしの朝臣の家にまかりてす

うたゝねのところにとまれる白玉は君かをきつる露にやあるらん

返し

かひもなき草の枕にをく露のなにゝ消なておちとまるらん

〔後撰和歌集〕

戀歌一

人につかはしける、源ひとしの朝臣

あさちふのをのゝ志のはら忍ふれとあまりてなとか人の戀しき

〔後撰和歌集〕

戀歌二

人のもとにつかはしける、

源等朝臣

東ちのさのゝふなはしかけてのみおもひわたるをしる人のなき

〔和歌色葉集〕

上二

六名譽歌仙者、

集打聞に入たる歌よみは多かれとも、宗と覺たかきは、四百五十七人なり

略〇中

俗百六十人

名譽ノ歌
仙

女ニ贈ル

父子

歌什

源濟傳

世系

男

官歴

重明親王參

議等例也

後

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

等、曆五年三月十日薨、源希男、天

後撰集、戀一、

二、朝源二

○源等ノ子濟ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔尊卑分脈〕

源嵯峨氏

等

〔濟〕從五上、淡路守、

撰、鎮守府將軍、

治、越前守、

〔花鳥餘情〕

桐壺

村上天皇御記、天德五年正月十七日、略、中朝忠朝臣令申

云、○中以源撰被補御鷹飼、仍便令補撰、撰此故濟男也、

〔類聚符宣抄〕

勘出事

應暫置勘出、勘濟公文、天曆六年交替、關留國官田地子稻、填納遺十四万八

千六十一束二把三分七毫二釐事、

右得前和泉守從五位上菅原朝臣雅規去八月三日解僭、略、中重檢案内件報

天曆五年三月十日

六九一

天曆五年三月十六日

六九二

符、是依前前司守藤原朝臣俊連卒去之替、次守源朝臣濟略○中等言上實錄帳、勘解由使所勘判也、略○中

康保四年十二月一日

〔勅撰作者部類〕

庶帝王至 濟五位淡路守參議源 後撰集別下、

〔後撰和歌集〕

離別十九 出羽よりのほりけるに、これかれむまのはなむけし

けるに、かはらけとりて、源わたる

〔後撰和歌集〕

秋歌下 秋やみなる夜、かれこれ物かたりし侍あひた、かり

のなきわたり侍ければ、源わたす

あかゝらはみるへきものをかりかねのいつこはかりに鳴て行くらん

十六日、殿上賭射、

〔河海抄〕

若菜下 李部王記云、天曆五年三月十六日、殿上賭射、忌月事後、所

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、〇中今

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、〇中今

日有殿上賭弓、申剋召王卿、殿上非殿上皆預參、是依仰也、又前後射手各有障

只六人候、臨時仰王卿、加入射手云々、左右大將進奏、

〔小野宮年中行事〕

〇五月十日射場初事 勝方親王以下再拜、其儀、當御前西面北

〔北山抄〕

九給懸物儀 天曆五年三月十六日、殿上賭射云々、

〔北山抄〕

九給懸物儀 天曆五年三月十六日、殿上賭射云々、

三度射之、此度有懸物絹四疋、內藏寮 女裝束一襲、東宮息所進獻、侍從兼家承、

依夜闌三度爲限、散位忠君給懸物、所掌伊尹解取兩宮懸物給忠君云々、去延

長六年、予十矢之中六、給懸物、今日所掌先解取欲傳給之、而天皇仰先例中科

之者蒙召參進、自給懸物、所掌傳給非也者、今日之儀已違故實歟云々、

二十日、辛、季御讀經、

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、左大臣

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、左大臣

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、左大臣

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、左大臣

仁王會請僧及比同供米ヲ定ム、

〔西宮記〕

〇前田家本 殿上賭弓 九記云、〇中(天曆)同五年三月十八日、左大臣

天曆五年三月二十日

六九三

天曆五年三月二十日

六九四

發願後右府就陣、定仁王會請僧供米、七百六十石六斗、
備前八十石三斗 備中百五十石 備後百五十石 已上三百八十一石
三斗、春季料、正月可進上、
加賀八十石三斗 伊予百五十石 土左百五十石 已上三百八十石三
斗、秋季料、六月之内可進上、

(實考) 天曆五年三月廿日九記云、依仰定行仁王會請僧、召著左大辨朝綱參議座、令
書了奏聞、但不奏檢校書出、兩大辨非參議之間、例依不勘出也、同廿一日、勘非
參議大辨例、加入行事辨之上、依彼例書出奏之、但檢校、民部大納言、治部宰相
等也、

大藏大輔從五位下藤原守文卒ス、

〔尊卑分脈〕藤原氏
眞作孫

有聲

守文 大藏大輔、從五位下、伊賀守、天曆五三廿卒、
母同、枝相從王四女

伊相 伯耆守、周防守、從五位下、正曆五六一卒、

世系

藤原清正
ト贈答ス

〔後撰和歌集〕

哀傷十歌

きよたゝかひは(藤原守文)の大臣のいみにこもりて侍ける

につかはしける、

藤原守文

世中のかなしき事をきくのうへにをく白露を命イ涙なりける

返し

清正

きくにたに露けかるらん人のよをめにみし袖を思ひやらなん

〔後撰和歌集〕

戀歌六

又わかうちかひに人のものいふときゝて、

藤原守文

松山になみ高き音そきこゆるわれよりこゆる人はあらしを

〔勅撰作者部類〕

自帝王至
庶人之部

守文 五位、右馬介
藤原有教男

後撰集 秋上、一、戀
六、一、哀、一

〔後撰和歌集〕

秋歌上

たいしらす

藤原守文

草のいとにぬく白玉とみえつるは秋のむすへる露にそ有ける

二十三日、甲花宴

〔體源抄〕

十一 一櫻花宴事

天曆五年三月廿三日、内教房別當左衛門督高明卿、從座西進、入南殿廂第一
間、進坊奏、樂上奏、澁河鳥、參入文人乃參上、願紙筆如常、春鶯囀、最涼州、

天曆五年三月二十三日

六九五

歌什

女ニ贈ル

文人參上
ス贈答ス

樂所座

主殿寮櫻
候ス下ニ

天曆五年三月二十三日

九九六

〔北山抄〕

三拾遺雜抄上
花宴事

庭中當御前立文臺、吳竹坤角設樂所座、御殿砌

下給侍臣絃歌者座、

給御琴玉卿之時、召近臣令候南廊階下、○中略、臨昏

供庭燎、殿寮令候櫻花下、

四月 壬辰 盡

五日、丙申齋院御禊ノ前驅ヲ定ム、

〔西宮記〕

賀茂祭

天曆五年四月五日九記云、外記正統云、左閣命云、有所勞

不參、令參入上、申行御禊、前驅事者云々、依宰相等不候、令右大辨有相書、降雨
故自不參上、令伴辨奏、

八日記灌佛、

〔西宮記〕

灌佛

九記云、天曆五年四月八日、著陣座、申刻召上達部、灌佛如例、

〔北山抄〕

四年 年中要抄上

起座進道用又廂第三間、而義方朝臣云、例用四間云々、○江次

〔北山抄〕

四年 年中要抄上

次親王以下、進自簀子、入自額間、跪机前、摺笏

膝行、取黑漆杓酌東邊鉢水、先酌南鉢水、盡時酌北鉢水、膝行灌佛一杓、安杓退而禮佛一度、把

笏左廻出自初間、或出自南間、舊例出入自南

二十八日記天變怪異ニ依リ、阿闍梨圓照ヲシテ、太元帥法ヲ修セシム、

〔三僧記類聚〕

二 臨時被行太元法事、

太元法臨時被行例略○中

阿闍梨圓照、臨時修七個度、但於六個度者、

天曆五年四月五日 八日 二十八日

六九七

作法

天曆五年四月二十八日

天曆五年四月、依天變恠異、始自同月廿八日、一七箇日被修之、

五月壬戌朔盡

一日、壬戌東寺年分度者ヲ度ス、

〔東寶記〕八僧寶下
眞言宗年分度者

太政官符 治部省

應得度東寺當年分度者四人事

秦宿禰貞文、年卅一、五位下、左京二條、同姓坊戶主、從

凡河内宿禰有忠、年廿七、六位上、左京二條、同姓坊戶主、正

布瑠宿禰保光、年廿一、六位上、左京二條、同姓坊戶主、正

葛井連清範、年廿三、八位上、左京二條、同姓坊戶主、從

右得彼寺去四月十一日牒、併年分度者、依例試定、言上如件者、省宜承知、依

件行之符到奉行、

右少辨藤原朝臣

天曆五年五月一日

二十三日、申除目、

〔公卿補任〕五

天曆五年五月一日 二十三日

左少史栗前宿禰〔秋茂〕

天曆五年五月二十三日

參議正四位下大江維時四、六五月廿二日兼式部權大輔、

從四位上源正明五、九五月廿二日兼彈正大弼、本名齊名、

〔公卿補任〕五天曆七年 參議從四位上大江朝綱六、八同五五月廿二日兼勘解

由長官、

〔公卿補任〕六康保五年 非參議從三位藤兼家四、十五年五月廿三日右兵衛

佐、

〔敍位除目執筆抄〕天曆五五廿京官廿三日 執筆左大

〔江吏部集〕中人倫部 再除吏部員外侍郎懷舊有感、

忝傳祖父貽孫跡爲子辭官任本官、天曆餘風今在此、少年莫嘆雪窓寒、祖父納曆侍讀之時、辭所帶式部大輔以男藏人齊光任式部丞、齊光敍榮爵之後、納言還任式部大輔、江家再有此例、故云、

大江維時ノ詩

七〇〇

六月大辛卯朔

九日紀忌火御膳ヲ供ズ、

〔花鳥餘情〕四末摘花 李部王記、天曆五年六月九日、御膳、沈香折敷四枚、瓶用

祕色、

十日庚子御體御卜奏、是日、直物アリ、

〔西宮記〕六御躰御卜 九記云、天曆五年六月十日、陰雨、左大臣參內、奏御體御

卜、依內侍不候大臣參上令奏、次奏直物文云々、

〔北山抄〕二六月 年中要抄下 十日奏御卜事 天曆五年六月、依內侍不參上令申代、又不

給、仍參上令奏、私記、

十九日酉賑給、

〔年中行事祕抄〕五賑給事 天曆五年六月十九日、東西京條々分使、賑恒如常

云々、

是月、神今食祭以前ニ佛事ヲ行フ、

〔北山抄〕十二年中要抄下 六月 十一日以前行佛事例 天曆五年、江次第同ジ、

天曆五年六月九日 十日 十九日 是月

七〇一

沈香ノ折敷

左大臣御トヲ奏ス

内侍代

天曆五年七月八日 十八日

七月辛酉朔

八日戌大神宮ニ奉幣ス、是日、文殊會、

〔西宮鈔〕七月八日文殊會 文殊會日、有伊勢幣、略○中天

十八日寅御修善ノ勞ニ依リ、延曆寺座主權少僧都延昌ヲ權大僧都ニ補ス、

〔僧綱補任〕○興福寺本 權小僧都延昌 七月十八日轉任權大僧都、山座

主、七十二

〔天台座主記〕○華頂要略百二十所收 第十五權律師延昌 同五年辛亥七

月廿八日、轉權大僧都御修法結願日、御

裏書 小一條、右大臣記云、七月十八日、寅晴、辰剋依召參内、御被仰云、山座主延昌、

近日候禁中、奉仕御修善、今日飯山、此法師年來奉勤御祈、曾無其怠、今欲轉

權大僧都、宜仰其由者、後加持退出、御仰任權大僧都之由也、延昌奏隨喜之

詞退出矣、

〔阿婆縛抄〕九十五之三

慈念僧正 延昌

天曆五年七月廿八日、轉權大僧都、御修法結願日、御加持次、越少僧都基高、

延昌奏慶

家官班
記同ジ、

○天台座主記、阿婆縛抄等、延昌ノ任日ヲ二十八日ニ作ル、今僧綱補任ニ據リテ掲書ス、

二十五日酉承子内親王薨ゼラル、

〔一代要記〕村上天皇 承子内親王 天曆三年二月爲親王、二歲、同五年七

月廿五日薨、年四歲、

〔榮華物語〕○富岡本 東宮またゐさせたまはぬに、こゝらさふらひ給御

かたかた、あやしく心もとなく、おほしめさふほとに、九條殿の女御、たゝに

もあらぬさまにおはします、いみしうめてたきことかきりなしとのゝし

りて、はてにおんなみこにていとほゐなくなりける、

〔大鏡〕右大臣師輔 第一の御むすめはむらかみの先帝の御時の女御、お

ほくの女御、宮すところの中に、すくれてめてたくおはします、略○中さてこ

の御はらにおはします、女宮一人は、いとほかなくうせ給にしそかし、

〔本朝皇胤紹運錄〕

村上天皇

天曆五年七月二十五日

御世系

承子内親王

天曆五十七廿五薨、母同冷泉院、師中宮安子

○承子内親王、御誕生ノコト、二年四月十一日ノ條ニ、御五十日ノ儀ヲ行ハル、コト、同年六月二日ノ條ニ、内親王ト爲ラル、コト、三年二月二十五日ノ條ニ、御魚味始ノ儀ヲ行ハル、コト、同年十一月二十七日ノ條ニ、憲平親王ノ立太子ニ饗ヲ供ゼラル、コト、同四年七月二十三日ノ條ニ、御著裳ノ儀ヲ行ハル、コト、同年十月四日ノ條ニ見ユ、

二十七日、相撲召合ヲ延引ス、尋デ、之ヲ追行ス、

〔北山抄〕

六相撲 備忘略記 召仰事

延引停止時、令外記傳仰、或仰次將、

天曆五年、師尹卿、又清慎公被

〔小右記〕

長和二年八月三日、壬戌、參内、中予參上殿上、五番問頭辨、答云、略又云、頭中將說、左勝之年無五番云々、奏聞其由者、予答云、未知之事也、天曆

五年召合、左勝、而其年有五番、

○北山抄、小右記、月日ヲ缺ク、今姑ク恆例ニ據リテ掲書ス、

左勝ッ
五番アリ

八月

大庚寅朔

十日、多武峯ニ法華三昧行者六人ヲ置ク、

〔多武峯略記〕

上佛事 法華三昧

於法華堂修之、要記云、中同五年八月十日、勅行者六口定置之、謂實惠、元保、運賢、惠海、明快、泰善也、預一人謂慶真也、每年三月、自朔日至廿一日、每日三時讀法華懺法并每日讀法華一部矣、

○權律師實性ヲシテ、多武峯ニ法華三昧ヲ修セシムルコト、四年是歲ノ條ニ見ユ、

十八日、信濃駒牽、

〔樗囊抄〕

年中行事 駒引

出御

天曆五八十八

信濃六十二疋、諸卿移著左陣、饗御南殿、

二十七日、左少辨從五位上藤原雅量卒ス、

〔政事要略〕

二十五日 諸司 年中行事 考選并雜公文等事

太政官職事考課 天曆五年、歲次己上外題所注、
太政官符式部省

合職事、天曆五年預考并不考、新附、遷任、卒、惣參拾參人事、略中

天曆五年八月十日 十八日 二十七日

預一人

紫宸殿出
御

天曆五年九月十日 十五日

九月小 庚申 朔

七〇八

十日、巳造色紙長上ヲ補ス、

〔類聚符宣抄〕

七 諸長上等事

太政官符式部省 承知下國、外、

應補任造色紙長上從七位上阿曇兼遠事、

右得圖書寮去八月廿一日解僞、美濃國今年四月廿一日解僞、云々者、大納言

正三位兼行中宮大夫藤原朝臣顯忠宣、奉勅依請者、省宜承知、依宣行之、符到

奉行、

(大正朝)
左大辨

右大史

天曆五年九月十日

十五日、甲醍醐寺領伊勢會禰莊ノ租稅、雜役ヲ免ズ、

〔醍醐寺雜事記〕

十二 免除證文上

一 伊勢國會禰莊

太政官符 伊勢國司

應爲不輸租田、醍醐寺所領會禰莊、并免庄司寄人等臨時雜役事、

美濃國解

莊司解狀
伊勢守藤
原國風莊
田ヲ收公
課シ雜役ヲ
免ズ

在壹志郡、

右得彼寺去七月七日解狀僞、伴庄可被免除租稅雜役之由、具注事狀、言上

先畢、而未承裁下、而間彼庄司今月九日解狀僞、伴庄未有徵租稅之例、而當

任守藤原朝臣國風俄卒前例、庄田收公、付科雜役、望請、早被言上、給官符、全

運納地子者、望請、任先解狀、早被給官符、免除租稅雜役、將濟庄務者、左大臣

宣、奉勅依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

從五位下守右少辨藤原朝臣 國光 右大史正六位上兼行春宮坊大屬

天曆五年九月十五日 以テ校ス、○慶延記ヲ

〔慶延記〕

十四 醍醐寺雜事記十四

注進

醍醐寺寶藏文書櫃目錄事 上

合玖合内○中 略

一 會禰庄文書櫃一合中納 略○

官符一枚、爲不輸租稅田、庄司并寄人等臨時雜役免除事、天曆五年九月

十五日、○中 略

天曆五年九月十五日

不輸租田
爲租田
ト爲租田
司爲租田
雜寄人ノ
ズ役ヲ免

七〇九

天曆五年九月十五日

已上、會禰庄文書橫納、

○會禰莊ヲ醍醐寺ニ施入スルコト、二年二月二十八日ノ條ニ、不輸租田ト爲スコト、七年八月五日ノ條ニ見ユ、

十月大己丑朔盡

一日己丑旬、是日、式部省ヲシテ、職事ノ考課ヲ行ハシム、

〔西宮記〕旬十月 天曆五年十月一日九記云、(云脱カ)辨官一人不候、目錄給外記云

云、

〔政事要略〕

朔日 諸司 畿内 進奏 考選 并 雜公文 等事

太政官職事考課、天曆五年、歲次辛亥已上外題所注、

太政官符式部省

合職事、天曆五年預考并不考、新附、遷任、卒、惣參拾參人事、

不在考例二所

右不在考例、顯注如件、

預考十三人

不第四人、中上九人

右孔目如件、

不考七人

新附八人

遷任二人

卒一人

天曆五年十月一日

天曆五年十月一日

七二二

考例ニ在
所ラザルニ

右不考、新附、遷任、顯注如件、不在考例二所

左大臣從二位藤原朝臣(實朝) 上日百十七、

右大臣從二位藤原朝臣(顯朝) 上日百九十七、

不第

中納言從三位藤原朝臣在衡 上日二百六十八、

恪勤匪懈善、獻替奏宣、議務合理最、

右少辨從五位下藤原朝臣國光 上日三百廿、

竝恪勤匪懈善、受付庶務處分不滯最、

大外記從五位上多治真人實相 上日二百六十六、

左大史外從五位下海宿禰業恆 上日三百八、

竝恪勤匪懈善、勤於記事稽失無隱最、

中上

大外記正六位上菅野朝臣正統 上日三百廿、

右一人元少外記、今年正月卅日轉任、

不考

上件等人、起從去年八月一日盡今年七月廿九日、計上日二百卅、已上依令爲考、具件如前、

不考

天曆五年十月一日

七二三

少外記正六位上紀朝臣理綱 上日三百五十一、

少外記正六位上春道宿禰有方 上日二百卅七、

右一人元權少外記、今年二月卅日轉任、

左大史正六位上阿蘇宿禰廣遠 上日三百十一、

右一人元右大史、今年二月卅日轉任、

右大史正六位上出雲宿禰蔭時 上日二百九十九、

右一人元左少史、今年二月卅日轉任、

左少史正六位上栗前宿禰扶茂 上日三百十一、

左少史正六位上淺井宿禰守行 上日三百十二、

右一人元右少史、今年二月卅日轉任、

右少史正六位上山直文宗 上日三百卅一、

竝恪勤匪懈善、勤於記事稽失無隱最、

天曆五年十月一日

七一四

新附

新附

大納言正三位藤原朝臣顯忠 上日九十九、
 大納言正三位藤原朝臣元方 上日九十四、
 中納言從三位源朝臣高明 上日百七十七、
 中納言從三位藤原朝臣師尹 上日二百一、
 少納言從五位上良峰朝臣統茂 上日二百七、
 少納言從五位上大江朝臣朝望 上日二百卅八、
 少納言從五位上橋朝臣南金 上日二百十九、
 右人上日不定考限仍居不考、

權中納言從三位源朝臣庶明 上日百卅、
 右一人元左大辨、今年正月卅日轉任、
 左大辨從四位上大江朝臣朝綱 上日二百卅七、
 右一人元左中辨、今年正月卅日轉任、
 右大辨從四位上藤原朝臣有相 上日二百七十五、
 右一人元右中辨、今年正月卅日轉任、

遷任

遷任

左中辨從四位下橋朝臣好古 上日百五十九、
 右一人元民部大輔、今年正月卅日轉任、
 右中辨從四位下源朝臣俊 上日百卅九、
 右一人元山城守、今年正月卅日遷任、
 權右少辨從五位下藤原克忠 上日卅八、
 右一人元左衛門權佐、今年五月廿二日遷任、
 權少外記正六位上文宿禰武竝 上日百卅九、
 右一人元民部大錄、今年正月卅日遷任、
 右少史笠朝臣雅望

右一人元掃部權允、今年正月卅日遷任、

前大外記從五位下雀部宿禰是連
 右一人今年正月卅日任土左守、
 前左大史外從五位下物部宿禰廣連
 右一人今年正月卅日任豐前權介、

天曆五年十月一日

七一五

天曆五年十月二日 五日

左少辨從五位上藤原朝臣雅量

右一人今年八月廿七日卒

以前職事考課如件省宜承知依件行之符到奉行

從五位下權右少辨藤原朝臣克忠

正六位上右少史山直文宗

天曆五年十月一日

二日、武藏勅旨駒牽

〔北山抄〕

廿五日、年中要抄下野御馬事

天曆五年十月二日、於仁壽殿、令分取

小川等御馬廿疋、立野五疋、依仰一度御覽、依員少也

五日、殘菊宴

〔扶桑略記〕

村上天皇

九月初發殘菊廣宴

〔九條殿記〕

部類年中行事

菊花宴

天曆五年十月五日、菊花宴記

去月晦間、被問諸卿云、諸節會雖不給祿物、猶行之、是雖非快事、行來已久、至于九日節者、無不給祿之例、十月宴、是准九日之宴也、而諸國綿無進納、然則停件節與、雖不給祿、猶行之間、宜定申者、左大臣以下申云、諸節會、是設祿物可被行

御馬少依リキ
度ニ依リキ
セラル御覽

殘菊宴ハ
重陽宴ニ
准ズ
諸國綿無
進納スル
モノ無シ

五日ヲ定
日トス
御物忌ト
雖モ出御
アラセラ

橘直幹勘
當セララル

紫宸殿出
御

者也、然而年來之例、依諸國遲進納、雖無祿猶被行之、件節去年被始行、今年被停止者、無便歟、加以九日節、多依風水之損、停止者也、而今年已有豐稔之聞、何依無祿物停件宴、雖不如數設、少許被行、宜歟、十月朔日、左大辨朝綱朝臣傳仰云、菊花宴、今年以後、長以五日欲行之、其由宣旨可下、諸司、但彼日當御物忌、又々思惟、可有一定之仰者、二日、左大辨來、仰云、雖御物忌、猶可御出、早可下宣旨者、即大外記實相真人仰事由了、五日、天霽、早朝自東宮宿所、度於藤壺、伊尹來傳仰云、今日欲給御題、見先帝御日記、或般者書出給者、或般者只有給御題之由、不見具由、以詞欲仰者、若相連歟、又急下筆者、可無便宜、爲之如何、奏云、兼書設候於置物御机、臨于其時、給之如何、伊尹還來云、事宜矣、如然可行者、束常了、由於女御、曹司相語次曰、主上事次仰云、文章博士直幹近曹補職事之歟、多乖道理、加以先日問候、內御書所男等事之次、所由之詞、與議定日所行、已以相違、因之仰所行乖理之由了也、而左大臣令奏、可免勘事之由、然而依所請不快、不免勘事者、

午四刻御南殿、依殿上階下之膳、遲辨備、而及此刻也、未刻開門、其後良久不召舍人、後聞、依關司遲、著座延引云々、二刻召舍人、依大舍人一人不足、以召使爲

天曆五年十月五日

貫主 殿上裝束 硯筆 花瓶 文臺 大江維時 等ヲ召シテ 詩題ヲシム 獻ゼシム

改メテ御 題ヲ賜フ 韻字ヲ注 セシム

喜春樂ヲ 停ム

代官同剋引列、依親王遲參、予爲貫首人引列、了謝座謝酒如常、著座之後、見殿上裝束頗有相改去年之事、一者座前置硯筆、二者御前南廂中央間東西各立金銅花瓶、樹菊花也、式部卿重親王語云、延長御代、花瓶者高大也、想緣之、如立瓶也、云々、三者殿上文臺、去年立於中央間也、今年立於東第四間者、是合舊例也、中式兩省點檢了後、左大臣起座、奏可令獻題之由、即召維時朝臣、仰朝綱朝臣、元夏等可召之由、先例召兩文章博士、而朝綱書云、紅葉高窓雨、元夏書云、菊寒花轉密、大臣傳奏、但去年御覽之間、置筥而取笏也、今年御覽之間、執筥而候、仰云、所獻之題、頗不快、准先例給御題云、叢香近菊籬、但仰博士令付韻字者、即留所題於儒所、而更書而注韻字、以長爲韻、自御前所給之題、只可注韻、便即又奏聞、又書一通、爲殿上新、大臣復座、問可作序之博士、朝綱朝臣申云、元夏可獻者、但初儒所獻之題、留在大臣座前、次益供御膳、又賜臣下、三獻後、進內教坊奏、別當未復座之前作樂、是違例也、別當左衛門督曰、殿上仰云、光景已傾、二獻後可奏者、而候仰之間、自然及三獻後也、左閤宣、依惱欲罷出、遺事若可被申行歟者、依彼命奉行酒勅使事、又內教坊奏所載之舞五曲也、而依仰留喜春樂云々、中監物三善久在々前獻詩、樂漸欲了、王卿未有獻詩之者、仍差內豎催仰之、良久

致仕參議 仁和延喜 仁例ニ喜 仁例ニ喜 仁例ニ喜 仁例ニ喜

祿ヲ南廊 積ム 宣命

越中石見 充綿ヲ祿

後樂了、參議維時朝臣纔獻之、梁力後迂久不取文臺筥、又去年取筥之後、有女樂拜、加以見舊宣旨、取筥之後可有拜、仍數度催仰之後、式部少輔元夏取筥、進立於軒廊東第二間南砌外也、須進立於東階下、而立此所者似无便宜、左近少將兼材傳取、置御前如何、予此間爲催見參、著陣座見之、令伊尹奏云、今日御物忌也、若及夜更者、非无所恐、加以讀詩、不必於南殿而行之云々、抑左右隨仰進退之、又致仕參議伴朝臣、准仁和延喜等例、令入見參如何、仰云、讀詩事、可隨停止、至于保平朝臣者、准舊例、可入見參者、即召外記武並、仰伴卿、雖不參入、長可入見參之由、依今朝彼卿消息、所奏行也、大藏積祿綿、右少辨國光奏目錄、欲奏見參之間、小雨仍改積於南廊、積了後、奏聞、次召參議雅信朝臣給宣命、召維時朝臣給見參等、王卿以下起座、雅信朝臣云、於宜陽殿西廂南第三間、揮笏左掖開宣命、先年大方卿、兩儀之日、奉仕宣命之時、右掖開宣命、其時入道親王難云、兩儀開書、可開於左掖、而開於右、違例也、云々、今日伴參議左掖開之、依父親王教、又宣命曲折、頗似了給祿如例、但以越中、石見綿充祿、雖充御服之國、依綿少、只給王卿手祿及文祿、亥剋事了罷出、

〔西宮記〕

九日宴 吏部記云、天曆同五年十月三日、內豎來云、左大史海宿禰業恒仰云、右大臣宣、花宴、今年以後、可以月五日開食、彼日可參、是日花宴定五

天曆五年十月五日

侍從召詞

索餅ヲ差

親王ノ久シク
絶ユシク
大江維時
詩ヲ上ル
見參ヲ奏

大江朝綱
一ハ下第
博士

天曆五年十月五日

七二〇

日之宣旨下省、五日、午終參入、上已就御座云々、左大臣仰、召大夫達、右大臣難云、大節召大夫等、重陽踏歌等、或稱召侍從、須仰召刀禰、而今日仰召大夫達可恠、是間招內豎、達遲參恐於左大臣、內豎云、益饌之次可申云々、未二刻引列云々、式部權大輔維時朝臣、召左大辨朝綱、式部少輔元夏等、令獻題奏覽、更給御題、仰朝綱勒韻字云々、羞索餅後、內豎來仗頭傳召、即昇殿裝束如常去年、但以候藏人所之花瓶二基、挿菊立南廂、先例以供御讀經之大花瓶挿之、右大臣又以爲難、其殿上文臺立東第四間、復舊例也、依御題無御製、親王就臺獻詩事、年來久絕、又不講詩、故無便、按加入、仍不獻詩、但式部大輔維時就臺獻之云々、右大臣奏見參、參議雅信朝臣、立宜陽殿第三間宣制、給祿使維時朝臣、出母屋南面東第一間下殿、須從東面間出、失儀也云々、

西記云、○中(天曆)同五年十月五日、文章博士直幹依勸事不參、仍召左大辨朝綱朝臣、博士也第一文章博士元夏等、令獻題云々、

〔政事要略〕九日節會事 中行事二十四 九月 吏部記、○中天曆五年十月五日、午終參入、上已就御座、(右カ)左大臣降階、催闈司遲參、須臾召舍人、少納言大江

御物忌ニ
依リ七箇
寺ニ諷誦
ヲ修ス

御物忌ニ
依リ早ク
還御

朝望應召、即仰召大夫達、右大臣難云、大節召大夫等、重陽踏歌等、或稱召侍從、須仰召刀禰、而今日仰召大夫達可恠、是間招內豎、達遲參恐于右大臣、內豎頭安倍申云、益饌前、非召難輒上殿、須觸外記、將申其由、有頃又申云、案內申、益饌之次可申由、羞索餅後、內豎來仗頭傳召、即昇殿陪座、以候藏人所之花瓶二臺、挿菊立南廂、先例以前供御讀經之大花瓶挿之、右大臣又以爲難、其殿上文臺立東第四間、(復舊例也云々)今日當御物忌、而依無上臨軒、(今朝分使七)無讀詩事、又依御題無御製、親王就臺獻詩事、年來久絕、又不講詩、故無便、按加入、仍不獻詩、

〔撰集祕記〕九日節會事 天曆五年十月五日、重明親王遲參、招內豎令達左大臣、申云、益饌前、非召難輒上殿、索餅後來傳召云々、依御物忌、早還御、親王就臺獻詩久絕、又不講詩、故無便、自按加入、仍不獻之、(親王)此日稱博士所獻題不快、給御題、(預書設置々々)令博士付韻字、朝綱朝臣更書題、付韻獻之、(自御所々々)給字歟、而更改、致仕參議保平、准仁和、延喜等例、雖不參入、長可預見參之由、經奏聞仰外記、

〔濫觴抄〕 下 殘菊宴

村上六年辛亥天曆九月始有之、

天曆五年十月五日

七二一

○北山抄、異事ナキヲ以テ略ス、

九日、西上皇女御正五位下藤原慶子卒ス、

〔一代要記〕朱雀天皇 後宮 女御正五位下藤原慶子 天慶四年七月十六日、爲女

御、天曆五年十月九日薨、太政大臣實賴女、

〔尊卑分脈〕藤原氏 實賴孫

實賴

慶子朱雀院妃、大將御息所

〔玉葉和歌集〕戀十三 歌五 朱雀院御時、入内の後、いかなる事かありけん、清慎

公のもとへつかはしける、

女御藤原慶子

身のうきに思ひあまりのはては、おやさへつらき物にそありける

〔後撰和歌集〕春歌中 朱雀院のさくらのおもしろき事と、延光朝臣のか

たり侍ければ、みるやうもあらまし物をなと昔を思ひ出て、

藤原慶子 大將御息所

さきさかす我になつけれ、櫻花人つてにやはさかむと思ひし

〔今昔物語〕本二十四 世俗 朱雀院女御失給後、女房讀和歌語第四十二

朱雀院女
御ト稱ス

女房助
實賴ト
贈答歌

歌什

今昔、朱雀院ノ女御ト申ヌハ、實賴小野宮ノ太政大臣ノ御娘也、其ノ女御墓无ク
失セ給ケリ、而ルニ其ノ女御ノ御許ニ候ルヒケケ女房有ケリ、名ヲハ助ト云
ケル、形チ有様ヨリ始メテ、心ハへ可咲レハ、ケケ女御此レヲ睦シキ者ニシ
レニ思タリケケ女房モ媚ク思ヒ通テハシ過ケル程ニ、常陸守カ妻ニ成テ、其ノ
國ニ下リ、ケケ心苦シク思ヒケレ強ニ□カ倡ハケレ國ニ下テモ、女御ヲ戀ヒ奉
ケル、彼ノ女御ニ御覽ムトセテ、嚴キ貝共ヲ拾テ、箱一具ニ入レテ持上ルケ
女御失セ給リトケケ聞テ、泣悲ムト云ヘハ、愚也、然レト甲斐无クシ、其ノ貝
一箱ヲ、此レ御誦經サセ給テ、ヘト大キ大臣ニ奉ルニ、貝ノ中ニ助此ナム書
入ケル、

ヒロヒヲキシキミモナキサノウツセカヒイマハイツレノウラニヨラマシ
ト、大キ大臣此レヲ見給テ、涙ニ噎返テ、泣々ク御返シ此ナム、

タマクシケウラミウツセルウツセカヒキミカカタミトヒロフハカリソ
ト、實ニ其ノ比ハ此レヲ聞テ、不泣ヌ人无トナム、語リ傳ルヘトヤ、

〔勅撰作者部類〕女部 大將御息所清慎 後撰集春中 玉葉集戀五、女
十日、或興福寺維摩會、

天曆五年十月十日

〔維摩會講師研學堅義次第〕

五年、辛、講師基操

年六十、二月五日宣、講、三論、宗、東大寺、

卒、已講

研學勸詮年四十二、

〔三會定一記〕

一

同五年、二月五日、講師基操

六十二、東大寺、

堅義觀證、次、法基、

〔僧綱補任〕

〇

同五年、辛、講師基操

三論、宗、東大寺、二、

堅者勸詮

興福寺、次法基、

十六日、賀茂御祖社幣殿燒亡ス、

〔永昌記〕 嘉承元年四月十八日、己卯、

大外記師遠云、天曆五年十月廿八日、鴨御祖社幣殿燒亡、

〔中右記〕

嘉承元年四月十三日、去夜半賀茂上社正殿俄燒亡、

陣定、〇中、件間事等、令諸卿定申、官外記勘文二通被副下、披見之處、天曆之比、

下御社幣殿燒亡、此外全無□燒亡事、

〔荒曆〕

庫所藏、

應永三年十一月廿七日、早旦良賢真人參、河合社々解并

勘例已下持參之、

文殿

勘鴨御祖社司等言上、河合社正殿并西鳥居同祿例事

神社燒亡
事ノ時ノ行
セシム

魚味始ハ
生後滿二
十箇月ニ
行フ

藤原兼家
皇太子ヲ
抱キ奉ル
先ツ鯛ヲ
供ズ
饗フ殿上
等ニ設ク
女房ノ饗

大進遠規
調進

東宮御魚味始、

〔御産部類記〕

二〇伏見宮御記

冷泉院 九條殿記

五年十月廿六日、

甲寅、申、初、聞、食、魚、類、降誕之後、來月滿廿箇月、世俗云、及廿月開食魚云々、頃

月御膳、以銀御盤八口、御羹、坑四種等奉供、而始自今日、加供土器御膳、權亮有

相朝臣奉仕陪膳、供了之後、右兵衛佐兼家奉抱殿下、就晝御座、有相朝臣先供

鯛、次供他魚、鳥、下官及左衛門督源朝臣、高明、大夫藤原朝臣候御前、應設饗於

殿上并藏人所帶刀陣等、又調飽食二具給女官、辨備酒肴給於進物所、喚繼所、

舍人所啓陣等、別納設女房饗、折敷物三前、々別六枚、一前內裏乳母少納言料、

爲令乳母、今曉女御御供力、是、一前宣旨、一前上總、机食廿前、女房御方々女房、

又內裏女房饗、机食廿前、大進遠規所調也、又同殿上侍送飽食廿前、大進遠規

天曆五年十月二十六日

七二五

御乳母ニ
祿ヲ賜フニ

天曆五年十月二十九日 三十日

七二六

所調也、又同殿上侍物菓子五種、一種盛土器中折櫃、干物四種、盛片糟交鴉、盛中飯
一坑、青瓷酒一瓶、大并鹽梅等、是大夫家所調也、此事雖無先例、有時定所調也、
夜少納言歸去、以女裝束一襲給之、○柳原家記錄所收御產記部類ヲ以テ校ス

○皇子憲平御誕生ノコト、四年五月二十四日ノ條ニ見ユ、

二十九日、○荒曆賀茂御祖社幣殿燒亡ニ依リテ、軒廊御トヲ行フ、

勘例已下持參之、○中

文殿

勘鴨御祖社司等言上、河合社正殿并西鳥居回祿例事

右引勘文簿之處、件例所見不詳、但□天曆五年十月、○中廿九日、被行軒廊

御下、官下云、無崇若依人過所爲歟、寮占云、彼神社邊有死穢氣所致歟、則遣

檢非違使等、可令實檢彼社邊之由、被下宣旨、○中仍勘申、

應永三年十一月八日、○下

官卜
寮占
檢非違使
ヲシテテ社
邊ヲ實檢
セシム

三十日、○荒曆藏人左近衛少將藤原伊尹ヲ撰和歌所別當ト爲シ、河内掾清原
元輔、讚岐掾大中臣能宣、學生源順等ヲシテ、昭陽舍ニ於テ、萬葉集ニ訓

點ヲ施サシメ、又後撰和歌集ヲ撰バシメ給フ、

〔本朝文粹〕十二 奉行文 侍中亞將爲撰和謔所別當御筆宣旨奉行文 源順

左親衛藤原亞將者、當世之賢大夫也、雄劍在腰、拔則秋霜三尺、雌黃自口、吟亦寒
玉一聲、逮于跪彼仙殿之綺筵、銜此宸筆之綸命、天下彌知忠鯁不撓、艷情相兼
之臣、昔雖柿本大夫振芳聲於萬葉、華山僧正馳高興於片雲、而只傳人間之虛
詞、未賜聖上之真跡、見今思古、尠矣希矣、于時天曆五年歲次辛亥、十月亥英初換之
月、朱草將盡之時也、

年月日

〔本朝文粹〕十二 禁制闌入事 源順

右藏人少內記大江澄景仰云、件所名涉妖艷、實入神祕、振萬葉之曩篇、知百代
之遺美、况乎排昭陽爲修撰之處、尋箕裘爲寓直之徒、手提水龜、近採青苔之曉
露、心戀花鳥、偷待紅梨之秋風、事之祕重、不敢出闌、宜禁闌入、各勤所識者、禁制
如件、

天曆五年十月日

天曆五年十月三十日

七二七

昭陽舍ヲ
萬葉集ヲ
點修撰ノ
所ト爲シ
闌入ヲ禁

宸筆ノ宣
旨ヲ藤原
伊尹ニ賜

撰和歌所
置梨壺ニ
萬葉集ヲ
讀解カシ
メ給フ

勅題ヲ賜
フ
順等歌ヲ
上ル

御判ヲ賜
フ

天曆五年十月三十日

〔源順集〕

天曆五年、宣旨有て、初て大和歌えらふ、撰ふ所梨壺におかせ給ふ。古万葉集よみときえらはしめ給ふ也、めしおかれたるは、河内掾清原元輔、近江掾紀時文、讚岐掾大中臣能宣、學生源順、御書所預坂上茂樹也、藏人左近衛少將藤原朝臣伊尹、其所之別當にさためさせ給ふに、神無月のつこもりに、御題を封して、たし給へるに、いはく、神無月かきりとや思ふもみちはのと有、各歌を奉る、

神無月はてはもみちもいかなれや時雨とよもにふりにふるらん

又くたし給へる判にいはく、紅出葉の神無月にはてぬと思ひて、散すくるをえりにけり、いかなれやとおほめくさためなし、すゑつかた、たをやけきさまなれと、なよ竹のよよのふることにもなん成にけり、中略

抑順、梨壺には奈良の都のふる歌、よみときえらひ奉りし時には、すこしくれ竹のよこもりて、行末をたのむおりも侍りき、今は草の庵に、難波の浦のあしの、げにのみわつらひてこもり侍れば、すへてわれ舟の引人もなきさに、すてられおかれたらん心ちなんしける、かゝるうち

順等ノ古點
ト稱ス

にも、このとしころは、

〔萬葉集〕

去らけゆくかみには霜やおきな草ことのはもみなかれはてにけり
〔萬葉集〕寛元本奥書
抑萬葉集略中於古點者、不及付符、於順朝臣之後人和字者、合點爲符、次於長歌以朱著星、於旋頭歌上以墨著星、爲其符、共是偏將來稽古之人、爲令勘易之也、

權律師仙覺生四十五年

〔萬葉集〕

抑先本校合之根源、今本書寫之子細并假名色々事、第一卷奥先記之畢、愚老年來之間、以數本令比較之處、異說且千也、其中於大段不同、有三種差別、一者卷目錄不同、二者歌詞高下不同、三者假名離合不同也、中略三假名離合不同者、倩案事情、天曆御宇、源順等奉勅初奉和之刻、定漢字之傍、付進假名歟、仍慕往昔之本故、先度愚本、於漢字之右、付假名畢、是則其德非一故也、其德者、一者料紙減三分之一、書寫惟安、二者和漢相並見合無煩、和漢別時者、短詞猶以校勘有煩、何況於長歌乎、三者若和若漢、訛謬無隱、四者和漢一所疾了字聲、五者

順等奉勅
漢字ノ傍
假名ヲト
點メ

天曆五年十月三十日

石山寺縁起繪卷

第一卷ノ中

源順石山寺參詣ノ聯途
馬子ノ詞ニ依リテ萬葉
集ノ難訓ヲ覺ル圖

近江 石山寺所藏

原寸 一〇五〇



雜人哉云々予申云更非万葉之作者万葉古點之外次點ト云ハ順點其外人
々課訓點讀出也

〔十訓抄〕

中 第七可惠思慮事

略

上 此御息所御心おきて賢くおはしける故
に彼帝の御とき梨壺の五人に仰せて万葉集をやはらけられしもこの御

調點ハ村
上御息所
藤原計息
出ノ發意ニ

石山寺縁起繪卷

第一卷ノ中

源順石山寺參詣ノ歸途
馬子ノ詞ニ依リテ萬葉
集ノ難訓ヲ覺ル圖

近江 石山寺所藏

原寸

縦〇米
四一〇



々調訓點讀用也

〔十訓抄〕

第七可也思慮事

略

上此御息所御心おきて賢くおはしける故

に彼帝の御とき梨壺の五人に仰せて万葉集をやはらげられしもの御

出ノ意ニ
上ノ御息所
源順ノ
御筆ノ
所存

石山寺縁起繪卷

第一卷ノ中 源順石山寺參詣ノ時途
馬子ノ詞ニ依リテ萬葉集ノ難訓ヲ覺ル圖 近江 石山寺所藏



原寸 〇〇〇

雜人哉云々、予申云、更非万葉之作者、万葉古點之外、次點ト云ハ順點其外人々課訓點讀出也、

訓點ハ村
上御息所
藤原計子
ノ發意ニ
出ヅ

順萬葉集
ノ訓點ノ
事ヲ石山
寺ニ祈ル

歸途馬子
ノ言ニ依
リテ左右
ノ古訓ヲ
悟ル

〔十訓抄〕

第七可惠思慮事

略 上 此御息所御心おきて賢くおはしける故

に、彼帝の御とき、梨壺の五人に仰せて、万葉集をやはらけられしも、この御

〔石山寺縁起〕

康保の比廣幡御息所

の申させ給けるによりて、源順勅をう

けたまはりて、萬葉集をやはらけて點し侍けるに、よみとかれぬ所々おほくて、當寺にいのり申さんとてまいりにけり、左右といふものよみをさとらすして、下向の道すからあむしもてゆく程に、大津の浦にて、物おほせたる馬に行あひたりけるか、口付のおきな左右の手にて、おほせたる物をおしなをすとして、をのかとち、まてよりといふ事をいひけるに、はしめて此心をさとり侍りけるとぞ、
略上

〔萬葉集註釋〕

一 白浪乃濱松之枝乃、手向草、幾代左右二賀、年乃經去良武、

略 上 又古老物語云、村上天皇ノ御宇、天曆五年十月晦日、勅梨壺五人、令和萬

天曆五年十月三十日

葉集歌、而至今歌第四句、幾代左右二賀之句難和之、仍源順參籠石山、可和此歌才智可蒙示現之由、令祈請觀音、經七日夜、然而敢無示現、然間起退心、欲歸京宅、其夜旅宿大津邊、及曉天隣家旅人出立見之、旅客ノ主人トオホシキモノ、付馬荷有一卑夫、以片手抑之、主人云ク、マテヲモテ可抑云々、於是順得其意、イクヨマテニカトコレヲ和ス、サテ此集ノ中ニ、マテトイフコトニハ、或ハ左右トカキ、或ハ二手トカケルハ、ミナ此義也、

〔仙覺律師奏覽狀〕

略○上 至天曆御宇、仰五人被加點和之時、被召出宇治寶藏御本、兩本有校合、治定御本出來之後、家々證本流布云々、

〔顯昭陳狀〕

春中 野遊

左 顯昭

若菜つむ野邊をしみればたかとりの翁もむへそたはれあひける○中

陳云、たかとり、竹とり、兩様に萬葉點したり、隨又堀川院百首に師時卿歌にも、たかとりとよめり、

判曰、左歌竹取翁事、たか、たけは兩様にも申成へし、然るに、此翁にとりて、たかとりと云けりと云證據そ有へきを、萬葉にはたゝ詞に、昔有老翁、號曰竹取翁也○中といへり、○中 但萬葉集に兩様に點したる由、左方人申云々、彼

元輔等五人
藏人治寶
本御以本
校シヲ治
御本ヲ定
ル作

順以前萬
葉集ニ和
訓ナシ

集は源順か和せる後、假名は付來る也、而彼順か點本于今難傳、たか、たけは、以誰人點可爲指南哉○中

顯昭陳云、萬葉集竹取翁事、たか取、たけ取兩說也、萬葉にも兩點侍り、○中

但判詞には、萬葉は順か和せる後、假名を付たれば、和歌計こそ和したれ、竹取は詞也、兩說の點不可有之由侍る、如何、順萬葉集の歌計を訓して、詞をば不訓とは、誰人の定侍りけるぞ、詩歌文書詞にも、作者の名にも不審

あれは、勘讀常事也、萬葉中已有様に、文筆尤可被點置也、所謂無常悲歎等の詠四首并序、松浦の仙媛、佐用嬪、面、大伴熊凝、反惑情、梧桐日本琴歌等序九首、櫻兒、縵兒、車持娘子、竹取、浦島子、荒雄、葛城王、石川女郎、贈大伴田主婦人獻新田部親王歌、并不知姓名の人々歌の傳は十六通、贈答之帖十三通、沈痾自哀文、教諭の文、鎮懷石の記等三通、已上皆有點本、又順たとひ詞をよますとも、後人詞に假名付ましと云儀やは侍へき、又順か自筆に點したる本を見たと申さはこそは、于今難傳とも侍らめ、又順が自筆の本も世に侍らんもかたからず、村上御時年紀不幾、只見及はぬにこそ侍れ、大形は如此書籍家々重書等も、炎上の爲に空煙滅しぬる事こそ悲しく

順自筆
ノ本ハ天
炎上ニ徳

天曆五年十月三十日

七三四

燒尖セリ
順以後匡
因敦隆道
等加點

侍れ、以後自筆本不侍とも、移點の本侍は同事也、略又故人の申されしは、萬葉に順かよみ残したる歌の中に、少々匡房卿、敦隆道因なども讀加へたるよし侍き、それも順かわるきにあらず、五千餘首の短歌、長歌等を讀解ほとに、事繁にして自然に讀落せる也、後人必しも順にまさるへきにはあらねとも、かれかよみ置たる歌ともに才學付て、讀添たるにこそ侍めれ、愚なる心にもさよと見ゆる事とも侍者なり、

順ハ梨壺
五人ノ隨

後人ノ訓
讀ハ順ノ
讀尾ニ附
トスルモノ
トノ説

後撰和歌
集ノ撰進

〔親房卿古今集序註〕延喜比をひば、此萬葉集は打置て不學の物に成にけり、村上天皇の御時、源順と云人和漢識者也、於文道は、家を興す名儒なれば、不能左右、歌道に取ても、名望異に他ければ、後撰の撰者として、梨壺の五人の隨一たり、仍此萬葉集を讀ときて奉る、猶も智分の不及事をば、靈佛靈社に詣て祈申けるとそ、少々相殘て、後代の人のよみ出したることもあれとも、皆順か驥尾につきたる事とも也、是よりして萬葉集をば、人の見弄ける物といへとも、依事繁大概計所宣なり、

〔榮華物語〕一 殿、大かた歌をこのみ給ければ、いまのみかと、此かたにふかくおはしまして、おり／＼には、このおと／＼もろとも、にそよみか

勅シテ古
今集以外
ヲ撰ハシ
メ給フシ
命名ハシ
卷數ハシ
序文無キ
理由ハシ

はさせ給ける、昔高野の女帝（孝德）の御代、天平勝寶五年には、左大臣橋卿（額田）諸卿大夫等あつまりて、万葉集をえらはせ給、醍醐の先帝の御時は、古今集廿卷えりととのへさせ給て、よにめてたくせさせ給ふ、たゞいま／＼て廿餘年なり、いにしへの、いまの、ふるき、あたらしき歌、えりととのへさせ給て、世にめてたうせさせ給、此御時（嵯峨）には、其古今集にいらぬ歌を、むかしのも今のも、せんとせさせ給て、後にせんすとて、後撰集といふ名をつけさせ給て、又廿卷せむせさせ給へるをかし、それにも、この小野宮のおと／＼の御歌、おほくいたりためり、たゞし古今には、貫之序、いとおかしうつくりてつかうまつれり、後撰集にも、さやうにやとおほしめしけれと、かれはその時の貫之、このかたのまやうすにて、いにしへをひき、いまを思ひ、行すゑをかねて、おもしろくつくりたるに、いまはさやうのことにたへたる人なくて、くちおしくおほしめしけり、

〔後拾遺和歌集〕

序

略上、いそのかみふりにたることは、古今、後撰、拾遺集にのせて、ひとつものこらす、略中、むかしなしつほのいつ／＼のひと／＼いひて、うたにたくみなる

天曆五年十月三十日

七三五

ものあり、いはゆる大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城等これなり、
略○中むらかみのかしこき御よには、また古今和歌集にいらさるうたはた
巻をえらひいて、後撰集となづけ、略○中かのよつの集、後撰集拾遺集、古今集は、
ことはえぬものゝことくして、こゝろみよりもふかし、略○下

〔千載和歌集〕

序 大和みこと歌は、千早ふる神代より始まりて、ならの葉

の名に負ふ宮に廣まれり、玉しき平の都にしては、延喜の聖の御代には、古
今集を撰はれ、天曆の畏き御時には、後撰集を集め給ひ、略○下

〔後二條師通記〕

寛治七年五月廿七日、癸卯、略○中於梨壺召六人、後撰所部歌

也、天曆御時也、六人可注、

〔袋草紙〕

二 後撰集和歌 千三百九十六首

天曆五年十月日、詔坂上望城、源順、紀時文、大中臣能宣、清原元輔等、於昭陽舍
令讀解萬葉集之次、令撰之、號梨壺、藤原伊予、一條攝政爲藏人少將之時、爲此所之別當
有奉、于時有平兼盛、而不入此中、不審云々、此集未定ニテ止之云々、仍本無四
度計、但證本ハ朱雀院塗籠本、又青表紙云々、是ハ籠本也

〔古來風躰抄〕

上 其後、村上の御時、又みちくををこさせ給けるに、歌の

萬葉集 讀解カシメニシ
ムル序シメニシ
撰フセシメニシ
給フド本ケニ
未完本ニケニ
テシド本ケニ
朱雀院塗籠本
朱雀院塗籠本
青表紙籠本
永藤原籠本

歌道興隆
ノ叙慮アル
ラセラル
實頼師輔
等亦此道
達ス

萬葉集 點ノ先
抄出セシ
メ給フシ
實頼ヲ撰
撰集ノ後
者加フ

古今撰集
後四十四
年ヲ經タ

ことをも、ことにあかめおほしめしけるにあはせて、かみに左右の大臣に
て、小野宮のおと、清慎公、九條のおと、師輔をのく、此道にふかくいた
れる人々なるうへに、しもに又大中臣のよしのふ、清原元輔、源の順、坂上の
是則なといふものともさへきこへけるをめして、梨壺にさふらはせ給ひ
て、撰和歌所となつて、一條攝政伊尹は、その時藏人の少將にもをしける
を、その所の別當とさためおほせられて、かつは萬葉集をも和し講せられ、
さらぬふる歌ともをも記したてまつらしめ給ける、さてなん勅ありて、後
撰集は撰したてまつらしめ給ひける、撰者には、なを小野宮のおと、なん
うけたまはりける、萬葉集は、もとはひとへに、眞名かなといふものにかき
たるものにて、才智あるものはよみ、もししらぬ人、まして女なとはえよま
ぬ物にてそありけるを、この御時、なしつほの五人、かつはさためあはせて、
源順むねと才智ある物にて、和してなんつねのかなをばつけはしめたり
ける、それよりのちなむいまは女なともみることに、はなれるなるへし、古
今集の、ち、後撰集のえらはるゝことは、延喜五年よりのち、朱雀院の御時
をこそはへたてたれば、わづかに四十四年なとや程へて侍けん、されは時

の大匠より初て、大中納言より下さま、大納言にて西宮のおとゝ高明公、師氏の大納言、朝忠の中納言、敦忠の中納言など、ことに歌よみおほかりけるうへに、古今集に入る人々の、そのうちよめる歌もおほく、女も伊勢、中務、承香殿の大輔などいひても、すへて歌よみおほかりけるゆへに、君も詩歌のみちふかくましゝて、勅撰もかさねてありけるなるへし、FO上略

〔萬葉集難事〕

下 一 數過百年事略○中

顯昭陳云、○中 後撰集者、略○中 仍御筆宣旨奉行文奥云、于時天曆五年、歲次辛亥、玄英初換之月、朱草將盡之期也云々、奉勅之日者、如此雖分明、奏覽之年者、慥不見歟、古今同之歟、然者付奉勅之日、載御宇九歲之文、依奏覽之年、注數過百年之詞歟、更不可相違、

一大同年中撰事

勝命難云、○中 後撰者、村上帝在位二十一年之内、天曆五年有勅、漸々撰之、○略 定送數年撰之歟、

顯昭陳云、古今、後拾遺、詞花者、誠歷多年歟、其外後撰者、天曆五年、梨壺五人奉勅之由、雖注之、於奏覽之日者、慥未見歟、

奏覽ノ年
月明ナラズ

天曆五年
以後數年
ヲ撰テ之

後撰和歌
集一部二
十卷
撰者數

部ノ次第
萬葉古今
兩集ニ入
ラザル歌
ヲ撰ス

〔増鏡〕

おとろのした

（付上）

天曆のかしこかりし御代にも、一條攝政殿謙徳いまたくら人の少將なときこえけるころ、和歌所の別當とかやにて、なしつほの五人におほせられて、後撰集はあつめられけるとそ、ひかきゝにや侍らむ、

〔和歌現在書目録〕

撰集

後撰和歌集一部廿卷千三百九十六首

右一條攝政伊尹、爲（少）中將之時、源順源順、補撰和歌所別當、仰梨壺五人撰之、所謂源順、大中、臣能宣、清原元輔、紀時、坂上望城也

〔八雲御抄〕

作法部 一撰集

歌員數略○中

後撰廿○千四百廿、

撰者略○中

後撰天曆五年十月、於梨壺和萬葉集、以藏人少將伊尹爲和歌所別當、和歌所根源是也、能宣元輔、順時、文、望城撰之、○中略

部次第略○中

後撰春上中下、夏、秋上中下、冬、戀一、二、三、四、雜一、二、三、四、別、旅、賀、哀、○中略

子細略○中

後撰 不入萬葉古今歌、但誤共入、入當帝御製、題不知、よみ人も

とかけり、人名、或童名、異名等也、但俊成説、何も如古今、強不可替云々、

〔拾芥抄〕

撰集 和歌家部二十九

後撰集廿卷

千四百廿首、或千三百五十六首

天曆五年十月三十日

和歌所ノ
根源

梨壺ノ五
人

奏覽ノ日
所見ナシ

卷頭ノ歌

卷軸ノ歌

天曆五年十月三十日

部立 春、上、中、夏、秋、上、中、冬、戀、百六

天曆五年辛亥十月、於梨壺、以藏人少將伊尹爲和歌所別當、和歌所根元是也。

能宣、元輔、順、時文、望城等撰之、
梨壺五人 大、中、臣、能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城等也。
押紙云イ同抄云イ
中納言入道同抄云、

於昭陽舍被撰之時、被下宣旨云、(伊尹)謙德公藏人少將奉行云々、
坂上望城、源順、紀時文、大、中、臣、能宣、清原元輔等撰之、奏覽日無所見、

〔歴代和歌勅撰考〕二

後撰和歌集廿卷 略 中

勅撰次第云、後撰集、村上天皇御在位、天曆五年十月晦日、
春歌卷頭歌

藤原敏行朝臣

正月一日、二條のきさいの宮にて、去ろきおほうちきをたまはりて、
降雪のみのしろ衣うちきつゝはる來にけりとおとろかれぬる

卷軸歌贈兼輔朝臣
返し

貫之

古賢ノ後撰集評
歌意ヲ先
トモ意ヲ先
今集ハ古
盡サレハ
學ノアリキ
モノアリキ
證本皆謬
説アリ叶
ハザル本
世間ニ流
布ス
源有仁所
藏本ヲ證
本トス

こふるまに年の暮はなき人の別やいととほくなりなん

撰者 御書所預 坂上望城 源順 紀時文 大中臣能宣 清原元輔

古今之後四十一年被仰之、

〔後撰集正義〕

抑或人云、此集爲躰、古賢のかたり侍しは、歌姿をはしらす、た

たこゝろをさきにせり、其故は、よろしきうたは古今集にとりつくされて、
そのうちいくほともへすしてえらひける程に、歌えかたかりけるといへ

り、おほむね古今集みかきたてける鈍屑なるへし、されとも歌詞には此集
の歌詞と、伊勢物語の歌詞をまねふへきにやといへり、略

或云、此集者、天曆五年十月、於梨壺和万葉集歌之次、以藏人少將伊尹朝臣爲
和歌所之別當、謂能宣、元輔、順、時文、望城等撰之、和歌所之根元是也、又云、於此

集稱家之證本、皆以有謬説、先賢云、中書之時、度々雖及内覽、猶以不叶叡慮歟、
仍其間不治定之本、流布于世間歟、

又云、此集證本者、花園左大臣家本也、青表紙、自引開端令書之由いへり、證本
之旨、表紙令書之云々、

天曆五年十月三十日

奏覽本ノ
料紙

蒔繪ノ箱
ノ蓋ニ入
スレテ奏
覽

竟宴ノ事
ナシ

作者

又云、

此集歌部都合千四百二十首、

〔愚秘抄〕

下 さて勅撰奏覽のとき、料紙はさま／＼也、古今は、色々の色紙

にてかきたりとみえしなり、新古今は、鳥子紙にてかきたりき、羅の表紙に、

松竹鶴龜ををし物にして侍りき、愚老此事奉行して、撰者は五人侍しかと

も、勅定に依ていとなみて侍し、蒔繪の箱の蓋に入て、奏覽して侍りき、後撰

の例にて侍り、昭陽殿にての例もあるにや、上略

〔明月記〕

元久二年三月廿日、中略別當消息云、中略竟宴事、先例不審、答竟宴

事不存知、延喜古今、天曆後撰管見之所及、不見竟宴事、只所見日本紀竟宴許

也、

〔後撰集作者〕

○圖書 後撰集作者

閑院

中納言長谷雄（納言）

藤原雅正

藤原扶幹朝臣

大將御息所

藤原師尹朝臣

宮道高風

藤原顯忠朝臣母

源信明（サネアキラ）

大春日師範（オホカスガノモロノリ）

源中正（ネガサ）

小野美材（ノノミキ）

枇杷左大臣（ヒナ）

源とゝのふ（整）

ちかぬがむすめ（千包）

藤原かつと（勝覽殿）

源たのむかむすめ（憑）

たいふのごといふ人

藤原輔文（スケフミ）

藤原滋幹（シゲマシ）

源うかふ（浮）

源もろあきらの朝臣女（庶明）

平中興（ナカキ）

典侍（因香）よりがの朝臣

あるしの女（ラシメ）

藤原兼三（トヨサミ）

紀淑光朝臣（ノリミツ）

むかしの承香殿のあこ（シヨキヤウテン）

源わたす（濟）

大江千古（オホエ）

三統公忠（ミムツノキミ）

あつよしのみこ（敦慶殿）

源ひとしの朝臣（等）

大江朝綱朝臣（オホエノチカ）

橋實利朝臣（ハシノサネトシ）

源ぞくる（俊）

これまさの朝臣（伊尹）

小野遠興のむすめ（トヨキ）

天曆五年十月三十日

藤原守正
藤原眞忠のいもうと
源巨城
平希世の朝臣
春澄善繩朝臣女
源英明朝臣
内侍たいらけいこ平子
藤原滋包かむすめ
あつゑのみこ敦實
大江興俊
輔臣朝臣
加朝法師
せがいのきこ
行明のみこ
山田法師

藤原のちかけの朝臣
紀内親王
坂上常景
源善朝臣
藏内侍
寛湛法師母
藤原時雨
大江玉淵朝臣女
閑院のこ御
亭子院みかと
高津内親王
眞性法師
ひがきの姫
北邊左大臣信公
橋直幹
橋忠幹兄弟也

大窪則善
僧正聖實
僧都仁教
時望朝臣妻
詞書ニアル歟
治方

中原宗興
ゆいせい法師 惟濟
今上御製
玄上の朝臣のむすめ

〔撰集作者異同考〕代々撰集大臣諱名考

後撰集者與前集名號全同
菅贈太政大臣 聖廟
贈太政大臣 時平
太政大臣 昭宣公 諡貞信公
閑院左大臣 藤原冬嗣
比巴左大臣 仲平公 昭
左大臣 藤實公 清慎公
北邊左大臣 源信一 嵯

〔後撰和詔集註〕

天曆五年十月三十日

後撰集作者并詞注不審

第一

朱雀院の兵部卿のみこ長敦アツカ四年九月薨カク延
右衛門督のみやすん所
と云々三條右大臣女

藤原雅正ワサカ

大將御息所ハ又

第二

藤原扶幹タケ 藤原朝忠

第三

源湛タツ字載カ 清蔭キヨカゲ賜陽成院御子

藤原治方ハルカタ

第四

藤原高經タカノリ贈太政大臣七男中

内侍のかみタカノリ貞信公一女タカノリ延年タカノリ倚入タカノリ文彦タカノリ

敦慶アツキ

第五

源昇ノボル 藤原兼三カネミツ中山ナカヤマ陰男カゲノヲ

源中正タカナカ近大藏左大臣チカノササキ當年子タカナカ

近江更衣チカノササキ源周タカナカ右

昌大アサヒ辨ハジメ 紀淑光キシユクヒ長ナガ谷ヤ雄ヲ (子鹿カ)

第六

先帝 文室朝康フミムラサキ

藤原清正タカキヨ兼輔カネササキ

第七

右近ミナト少將サウショウ季キ 承香殿のあきこカキ千兼チカネ女メ

源濟ワタス

第八

増基ゾウキ

第九

源多タカ 三統公忠サンツウキミタカ

源頼女タカノカミメ

たいふのこといふ人

中納言希ナカノリ

源信明サチアキミ

第十

おほつふねオホツブネありアリ書シヨあにアニおほオホつツ少將サウショウとト

藤淑姫フチノヒメ女メ參議サンギ菅根サネ

棟梁女トウリヤウメ

源浮ウキ 和香子ワカコ名御息所ナミヨシ

代明親王タイメイ

源俊スナヒ

源庶明スナヒアキ權中ケンナカ

藤原

有文アリフミ (脱カ)

第十一

清原諸實モロササキ 平中興ヘイナカノササキ

小野好古コノノヨシコ

小野遠興コノノトホノササキ

つりとのゝみこツリトノノミコ俊トシユキ

子 藤原有好フジノヨシキ

第十二

天曆五年十月三十日

天曆五年十月三十日

七四八

源巨城ホホキ 平希世マレヨ 平かねき 源よしの朝臣善參議 春澄善繩ハルズミノシナワ

眞延法師

第十三

源英明ヒデアキラ 王子春世親 俊子トシコ 本院くら藏 寛湛法師 平子ヒラコ 御匣ミツシヤ

殿別當

第十四

朝頼 源懃トシノブ 女五のみこ依子 源正明タカアキラ 大弼 藤原時雨

第十五

喜智子キチシ 后嵯峨 温子ワシ 七條の 藤原滋包 齋宮のみこ柔子

第十六

閑院のこ女 大江興俊オホキトシ いまあことめしける人 詞わらひ女

第十七

輔臣朝臣 高津親王 賀朝法師 昭宣公

第十七

せかゐのきみ 母更衣 子周子 ひかきの姫筑前國人 藤原興範 詞故女四のみこ喜延

第十八

北邊左大臣家説 詞むくのこの内侍 ひとしきこのみこ均子

第十九

山田法師 大窪則善オホクワノサネヨシ きよいこの命婦源淑 西四條齋宮雅子 眞靜法師

第二十

中原宗興ナカハラノムネキ 命婦靜子 女四のみこ

第二十一

ゆいせい法師惟濟 のりあきら 章明 命婦靜子 女四のみこ

左大臣母寛平源氏 玄上朝臣女

後撰集歌

表紙裏書云、凡古今拾遺者、歌共のかいそろひたる集也、後撰集は、よき歌のよさ、わろ

き歌のわろさ、たのみかたき集也とそ先人は申されし、此書者、中院入道大納言爲家 所令撰作也、三代集口傳、不可有他見而已、

〔御堂關白記〕長和二年四月十三日、甲戌、中 參中宮、中 戊二點寄御輿、中 略

御皇太后宮東門、以能信令啓、有行啓由給、有御消息、入御東階、流水上寄御

天曆五年十月三十日

七四九

諸本

天曆五年十月三十日

七五〇

興、略中子一剋御送物、貫之書古今、文正書後撰、入紫檀地螺鈿宮、裏村濃象眼、
付藤枝、略中取之人春宮大夫、（公任）太皇太后宮大夫等也、
寛仁二年十月廿四日、癸丑、（三條后所子）皇太后以酉時遷御、略中此間於渡殿、與中宮有御
對面、略中御送物後撰集廿卷、和琴等獻之、

〔榮華物語〕

御著裳

二日のよさりかへらせ給へは、一品宮の御をくり物

に、まろかねこかねの御は、（兼明親王）こひたりの書給へる後撰廿卷、

略中なとをそたてまつらせ給ける、世になうめてたきものとも也、圓融院

より、一條院にわたりたりける物共なるへし、よに又たくひあるべきもの

にもあらずなん、

〔東野州聞書〕一後撰集の奥書、或本より書拔、此集作者、公卿皆書名朝臣字、
枇杷大臣歌二首、伊勢贈答、書業平朝臣名、如此事、後代之人、或推而直之、是
非書寫之誤、此集之本説也、不可直改、
貞應元年七月十三日、（三カ）
爲備後覺之證本、凌老眼終書寫之功、
同十五日、以子息令讀合、直付落字訖、
戸部尙書藤（定家）在判

〔後撰和謔集〕

彦關氏所藏

天福二年三月二日、庚子、重以家本終書功、（令カ）同日讀合之、書入落字

此集謙徳公藏人少將之時、奉行（由郎）之見于此文、萬壽（藤原行成）按察大納言筆、定爲證本

歟之由致信、尋出彼本校合、（色紙）紙表紙、近代説々相異事等、以朱注之、

サクサメノトシ（或抄）書於此本者、（大納言）筆眞名、（丁年）ト被

アトウカタリ（リ）ト被書、ソヨミトモナク

トヲ山スリノカリ衣、（兩事）如此、

作者、宮少將（此本）又オホツフ子、（又）如此、

ハチスハノウヘハツレナキ、アマノマテカタ、（如家説）

北野行幸、ミコシヲカ、オホムミコシヲカト被書、

陽成院ノミカトノオホミツタ、（可脱）

ツクハ子ノミネヨリオツルミナノカハヒソツモリテフチトナリケル

ハルスムノヨシナハノアソソノムスメ

サカノヘノコレノリ、天福二年四月六日校也、（之カ）

世間云傳之説

天曆五年十月三十日

七五一

天曆五年十月三十日

七五二

題シラス ヨミ人シラス古今 題シラス ヨミ人モ後撰 題ヨミ人シラス拾遺抄

亡父命云、此說不定事也、被書進院之本皆如古今被書、今見此本、果而如古今、如此之事、只後人之所稱歟、

寬元四年歲次丙午二月廿八日、丁巳、終書寫之功了、于時去十四日雖借請前藤亞相之祕本、入道中納言依小惱、送多日、都合十箇日、果此功者也、爲不違彼字點透而寫之了、即校合了、抑此集先年以彼本書寫之處、天福元年炎上之時、燒失、其後荒本交至要、而今爲奉息女中納言局、不願遁世之身、多□出世之假、重書寫之而已、

地藏行者眞親年四十四、一、

此草子、件本雖調一帖、厚而披見有煩、仍後日相分四帖了、

寶治元年十月二日、丑刻、以京極中納言入道自筆他本校合之、兩三字相違事等注付之了、万事多以今本略之、

件本奧書云、

此集故者、公卿皆書名朝臣字、枇杷左大臣歌二首、伊勢書業平朝臣名、如此事後代之人或推而直之、是非書寫之誤、此集之本說也、不可直改、貞應元年七月十二日、爲備後學之證本、凌老眼終書寫之功、戶部尙書藤在判

弘安十年
數春書寫
本

同十五日、以子息令讀合、直付落字訖、

件草子

色々色紙羅表紙也、

不慮傳見之、仍又改新紙及□□更離付之了、

砂門在判

弘安十年正月下旬、終書寫之功了、所申出九條三位中將殿之御本也、不審事等少々有之、重可令尋決歟、

數春花押

〔伏見天皇宸筆後撰和歌集〕

二十譽田神社所藏

(奥書)此集故者、公卿皆書名朝臣字、不書官、古今又同、

枇杷左大臣歌、與伊勢書業平朝臣名、

同歌多入兩部、

如此事、後代人或推而直之、是非書寫之誤、此集之本說也、不可直改、作者名字等、家々本多相替、隨所受之說書之、

貞應元年九月初三日、戊申書之、依老病去官職、歸田里之秋也、頽齡六十一、同四日校了、
戶部尙書藤定家

天曆五年十月三十日

七五三

貞應元年
九月定家
書寫本

永仁二年
伏見天皇
宸筆本

天曆五年十月三十日

永仁二年十一月五日書訖

七五四

〔後撰和歌集〕

一〇水谷文
氏所藏

天曆五年十月晦日、於昭陽舍撰之、

爲藏人左近少將藤原伊尹別當、

寄人讚岐大掾大中臣能宣、河內掾清原元輔、學生源順、近江小掾紀時文、御書

所預坂上望城等也、謂之梨壺五人、

世間久云傳之說、シ〇中略、前揭關戶守彦氏所藏本、題

以相傳祕本、祖父卿不違字形、透寫之畢、可爲證本乎、

右近中將藤 判

御筆宣旨奉行文ノ〇文略ス、上ニ引ク所

天福二年三月二日、庚子、重以家本終書功、于時頽齡七十三、眼昏手疼、寧成字

哉、

桑門明靜

同十四日、令讀合之、書入落字等訖、

藤原爲家
父ノ自筆
本ヲ其子

此本付前大夫爲相、

頽齡六十八

桑門融覺

判〇中略、前揭關戶守彦氏所藏本、此

爲相ニ相
傳ス
文明十年
藤原雅康
書寫本

集謙德公以下、天福二年
四月六日校也、同ジ、年

文明十年四月中旬、依勅定書之、可爲尤證本者也、證本之旨趣、委見右奧書件正本在御前矣、

右兵衛督藤原雅康

此集、黃門秀次卿依有懇望之命、頃眼病、右筆雖不合期、不能固辭、染禿毫者也、

二品親王(花押)

〔筑紫古文書〕

中

此兩集、古今後撰、松田對馬守藤原秀賴所持之本云々、加一見之處、古今者嘉祿本、

冷泉家相傳之本、不違字形、摸寫者也、於後撰者、二條家之本寫之者也、兩冊筆

者不知之、共以無雙之本也、尤可有祕藏之由、可被傳仰之也、穴賢、

五月廿八日

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二百十三
勅封六十九番五ノ四

外一後奈良院宸翰

後撰集 資直卿筆

奧書

天曆五年十月三十日

七五五

富小路資
直書寫本

二條家本
後撰集

天曆五年十月三十日

七五六

以桃花坊御本修書

〔禁裏目錄〕

○勅封六十九番五ノ十四ノ中甲二百十三所收

道永法親王御筆本

後撰集

道永法親王筆

一冊箱入

後撰集

爲世卿筆似書

一冊箱入

後撰集

爲世卿筆

一冊箱入

後撰集殘簡

〔池底叢書要目〕

五十三

後撰集殘簡

首尾缺て、奥書も見へぬは、慥にはまりかたけれと、京極黃門の眞蹟とおほしきものをうるはしく影寫せし本なり、戀六、雜一二等の殘缺にて、刊本に比較するに、いさゝかは異同ありて、勝れるところ見へたり、卷末に又、何れのともまりかたき歌合の殘缺一葉を附したり、

〔實隆公記〕

延徳二年三月十八日、庚午、天晴、○中午後宗祇法師來、定家卿自筆

藤原定家ノ後撰遺難義

後撰拾遺難義、一昨夜可書寫進上之由勅定、懷中退出了、

〔無名祕抄〕

下 近代歌躰事

歌體ヲ先トス

一ある人問云、此ころの人の歌のさま、二面にわかれたり、○中後撰には、よろしき歌、古今にとりつくされて、のちいくほともへさりければ、歌えか

鴨長明ノ後撰評

たくして、姿をはえらはす、心をさきとせり、

假名序事

一古人云、かなかきの事歌序は古今を本とすへし、日記は大鏡のことさまをならひ、和歌のことは、伊勢物語ならひに後撰の歌のことはをまねふ、○中略、みなこれらをおもはへてかくへき也、

とこねの事

一ある人云、ある歌合に、五月雨の歌に、こやのとこねもうきぬへきかなとよめり、○中略、後撰に、

竹近くよとこねはせし鶯のなく聲聞は朝いせられす

とよめり、此歌はおほえさるにやと云々、この題は、はなはたつたなし、すへて和歌の躰を心得さるなり、そのゆへは、歌のならひ、世にまたかひてもちひるすかた有、賞することはあり、まかあれば、古集の歌とて、みなめてたしとあふくへからす、○中略、かの後撰のうた、此ころならば、撰集に入へくもあらず、先題を賞せさるは、歌のおほきなる失なり、おほろけの秀逸にもあらざれば、是をゆるさす、次によとこねはせしといひ、あさいせ

天曆五年十月三十日

七五七

詞書ハ後撰集ヲ模トス

歌詞ニハ拙キモノアリ

られすといへることはよろしからず、

〔八雲御抄〕

用意部

第六によく、思惟すべき事

古今以往は、萬葉集作者おほけれと、家持、人丸、赤人などを棟梁とせり、其後野相公(小野基)、在納言(在原行平)など、此道にたへたる卿相也、そのほか遍昭、素性、小町、伊勢、業平、貫之、躬恆、忠岑、まことに此みちのひしりなり、このほかも古今のころの作者、かれらか風をまなひけるにや、みな其こつにたへたり、まかるをそののち、次第におとろふるやう代々集に見えたり、なしつほの五人めてたしといへとも、かの古今の四人の撰者によふへからず、能宣、元輔は爲重代之上、尤可然歌人なり、又重代にあらすといへとも、此道稽古の物也、茂材、時文はたゞちゝか子といふはかりなり、

〔僻案抄〕

宮少將

すへては、此集(後撰)、詞も作者も、おほやけことゝもみえず、最初の草案と見ゆる、いかなりける事にか、下略

〔よるのつる〕

三代集

いづれもおなしことなれと、後撰にはやさしき歌もおほく、又みたりかはしき歌もおほくましりたり、なしつほの五人、心々や

順徳天皇
撰者御

藤原定家
後撰評

阿佛尼
後撰歌評

僧契沖
後撰歌評

名歌多ク
漏ル

大宰純
後撰評
賀茂眞淵
後撰評

かはりけむ、上略

〔河社〕

五

鴨長明無名抄に、後撰集は古今によき歌はみなえらびとられたれば、詞書をふるまひかけるやうにいへり、春たつといふばかりにや、またるゝ物は鶯の聲、櫻ちるこの下風、行やらで山路くらしつ、ちりちらすおぼつかなきを、思ひかね妹がりゆけば、夕されはさほのかはら、かやうの名高き歌どもあまたもれて拾遺集にいれり、其後の集にいれるにも秀逸残るべし、おもふに順朝臣むねと勅をうけたまはりて撰れたるに、彼家集にかゝれたる詞ども、歌のやう、後撰に似たることあるなり、

〔獨語〕

後撰

拾遺の二集は、盛唐に初唐の詩をまじへたるものなり、上略

〔にひまなび〕

上略

後撰集は、古今集に劣れること、同じ日に論ふべくもあらず、古歌をとりしにも、誤れる多し、中略、されど此二集(後撰、拾遺)に、今、京此方、延喜の頃までの後につけて、よき歌もあれば、たまゝは見るべし、

〔縣居雜錄〕

後撰集

又云、中略、古今には、貫之序いとをかしうつくりてつかうまつれり、後撰にもさやうにやとおもほしめしけれと、かれは其時の貫之、此かたの上手に

歌ハ再吟
味セザル
ニ依リ誤
多シコト

本居宣長
後撰許
未整理ノ
マシナラ
ンセシナ
様詞書ノ

て、古しへを引、今をおもひ、ゆく末をかね、おもしろくつくりたるに、いまは
さやうの事にたへたる人なくて、くちをしくおほしめしけり、
按に、是はいとおほつかなし、たへたる人なしとて、ことのやうを序にかゝ
ざらんことかは、此後撰は初の勅の事は、後撰奉行文も有て定かなれど、歌
はたゞとり集しまゝにて、再の吟味をだにせざるまゝに傳れるなるべし、
よりて甚誤れる事おほかり、まかれれば序を書に及はで、その事止たるにや、
又其時の順など、からことをば學びたれど、皇朝のことは、ふつにあらざり
しかば、序もえかゝぬにも有べし、

〔後撰集詞のつかね緒〕後撰集は、いまだよくもえりとゝのへられざりし
まゝにてや、傳はり來ぬらむ、歌のよきあしきわきためなく集められたり、
歌のみならず、よみ人のしるしざまも、みだりにて、しどけなきを、詞書はし
も、時世のふるければ、すべてみやびたることは、後世の人の及ばぬさまな
るを、それにあはせては、しるしざまの、いとみだりがはしくして、こゝ
ろえがたきふしぶしもまじり、又例もさだまらずなどして、主客のいひざ
まのたがへることなどつねに多し、主客とは、たとへば男と女とのあひだ

三代集ノ
詞書ノ優
劣

村田春海
後撰歌
調評

の事をかくに、男の歌の詞書には、その男の方を主とし、女のかたをかなた
とし、女の歌の詞書には、その女を主とし、男を客として書べきをいふ、然る
に此集、此いひざまみだれて、まぎらはしきことのみおほきなり、そもゝ
詞書のさま、三代集の中に、古今集はいと正しくして、たがへるふしをさを
さ見えす、拾遺集は、しどけなきことも、おほくまじりたれど、この後撰集の
ごとみだりにはあらず、此集ぞ殊にみだりなりける、されば此集をよむ人、
歌はさる物にて、まづ詞書のこゝろえがたきに、くるしむところ、おほ
かるが、心ぐるしさに、おほけなきしわざにはあれども、宣長今、このわろき
詞書どものかぎりをあげて、こゝろみに改めなほしもし、又のぞくべき詞、
くはふべき詞などをもしるして、みなそのよしをさととして、此集よまむ人
のしるべとす、

〔歌かたり〕うたのさまはいとひろし、略三代集といへば、おなじさまの
ものなりと、大かたのひとは思ふめれど、後撰、拾遺のふたつは、しらべわろ
き歌もまじりて、古今とおなじなみにいふべき事ならず、略中さて後撰、拾
遺のふたつは、えらびくはしからねど、古今につぎてのりとなすべき事は、

天曆五年十月三十日

七六二

さらに論なし、

〔後撰集新抄〕

總論

村上天皇の御時、梨壺の五人に詔して、万葉集をよみ
とかしめ給ふついでに、これをえらばしめ給ひ、一條攝政（伊弉）公謙德其ころはい
まだ藏人少將にて、和歌所の別當をつとめ給ひ、古今の後にせんすとて、後
撰集と名づけさせ給へるよし、されどもいかなるゆゑにか、正しくえらび
あへずしてやめられたるによりて、まどけなきことどもまじれるよし、歌
は古き姿にて、よき歌も多く、はたみだりがはしきもまじれるは、古今の撰
より、（榮花物語には、廿餘年、古來風、蘇抄には、四十餘年と見え、いくほどもな
かり、たり、天曆五年は、延喜五年より、四十五年にあたり、見え、いくほどもな
かりしかば、よき歌得がたく、すがたをばえらばれずして、心をさきとせら
れたればなりなどいふこと、榮花物語、袋草紙などをはじめ、かた／＼に見
えたるをば、みな引出て下に記せり、正しくえらびあへられざりしものと
見えて、四季、戀、雜などわけられたるさまは、古今集とひとしけれど、戀、雜な
どの歌と見ゆるが、四季のうちに入たるなども、をり／＼ありて、歌の次序
もいとみだりがはしく、よみ人の名のしるしざまも、いかにぞや見ゆる所
所もあり、或はよみ人の名を誤たる所もあり、それにあはせて、詞書にもい

とみだりがはしく、或はいたくことたらで、詞書を以て、歌の意をもとめむ
とするに、其ころ得がたく、又は深きゆゑよしありてよみ出つらんと見
ゆるが、題えらすなど有て、さらにわきまふべきよしなきもあり、おふけな
きいひごとながら、歌の意も、むげにをさなげに、さたなきさまなるなども、
まれ／＼にはまじれり、されど中には、後世にうつし誤たることなどもあ
るべけれど、かにもかくにも、他の撰集にくらべては、いと／＼みだりがは
しきこと多かる集になむありける、まかはあれど、すべてをいはず、みさか
りなる世の風雅（ミヤビ）にて、くだりての世のわざなどの、かけても及ぶべきには
あらず、めでたしともめでたく、いはんかたなく見ゆる事どもいと多かり、
そはまづ大かたは、其をりその事にふれて、たゞにはえあらぬあまりに、い
にしへのさるみやび心より、いつはりかざりこと、よげにいひなす事など
はなく、心におもへるすぢを、ありのまゝにいひ出られたる歌どもにしあ
れば、今の世にては、人情（ヒトコロ）の眞（マコト）を論ふべき法（ホウ）とすべきもいと多く、これら（これら）の
歌（ウタ）の所々（ところどころ）に、詞がらなどの、をさ／＼耳なれぬさまなるなどもまじれど、
それはたこのみてまかよまれたるにはあらず、えんにもをしくも、たゞ

天曆五年十月三十日

七六三

天曆五年十月三十日

七六四

意詞のよりくるまゝに、ものせられたるにしあれば、とあるもかゝるも、いとめでたくなんありける、さるゆゑに、今及ばぬ心にも、こゝろをかたぶけて、つら／＼あぢはひ見れば、そのよみ出られたらんをりのこゝちおしはかられて、ひとりゑみもせられ、涙もさしぐまるゝぞかし、これ此集のえらびのいと／＼大らかにて、貝や玉やとまじらへるさまなるがゆゑに、をしき事も、あはれなるふしも、思ふまゝにあらはにいへる歌多ければなり、これぞ師(定基)の序にもいはれたる、其世のみやびをさだかに心得べきたねにて、今となりては、かへりていとうれしきさいはひなりける、ことに此集は、あだし集どもよりは、詞書ある歌いと多きを、さはいへど、さるみさかりなる世の手ぶりにしあれば、いとこまやかなるうちとけ言をも、大らかにうるはしくかきとりて、さて深き心ばへをふくみたるなどは、中々古今集よりも數多くなん見ゆめる、それにあはせて、歌も、うち聞たる所は、たゞいと大らかに、或は本すゑうちあはぬさまに聞ゆるなどにも、よみふくめられたる下の意は、いと／＼ふかきたくみありて、よく心をいれてあぢはひ見ば、いよ／＼こまやかなる意も、うかゞひしるべく見ゆるもあり、すべて

詞書評

後撰集ト
源氏物語ト
ノ比較

此集の風雅(ミヤビ)は、かの源氏物語の文章の、深き心用ひと、もはら同じさまなりと、師翁もいはれたり、さていにしへ人の風雅のおもふきををるは、歌まなびのためはいふに及ばず、古の道を明らめたる學問にも、いみじくたすけとなれるわざなりかし、すべて人は、雅(ミヤビ)のおもふきををらでは有べからず、これをしらざるは、物のあはれを知らず、心なき人なり、かくて其みやびの趣ををることは、歌をよみ、物語書などをよく見るにあり、然して古人のみやびたる情ををり、すべていにしへの雅たる世のありさまををるは、これ古の道をしるべき階梯なりなど、鈴屋翁(本居宣長)もいはれたり、かゝれば、かくめでたきふみの今の世に傳はれるは、かへす／＼もいとうれしきさいはひならずや、されば古のみやびに心ざしあらん人は、なほざりに見過すべきにはあらずなん、かくて此集のこの古き書に見えたるは、○中

爲家卿抄云、凡古今拾遺は、歌どもかいそろひたる集、後撰集は、よき歌のよさ、わるき歌のわるさ、たのみがたき集なりと、先人は申されし云々、

此集の證本といふもの、袋草紙に見えたるは、後世には傳はらぬなるべし、定家卿の奥書に、天曆五年十月晦日、於昭陽舍撰之、爲藏人左近少將藤原伊

證本

天曆五年十月三十日

七六五

天曆五年十月三十日

尹別當、寄人讚岐大掾大中臣能宣、河内掾清原元輔、學生源順、近江少掾紀時文、御書所預坂上望城等也、謂之梨壺五人、又云、貞應二年九月二日、辛巳(丑)爲後代之證本、重書寫所傳之家本、悉用所父庭訓、爲傳嫡孫也、同三日、令讀合候畢、書入落字畢、戶部尙書藤判、又此集故者公卿皆書朝臣字、古今此枇杷左大臣歌、戀部與伊勢贈答書業平名、如此事、後代人或推而直之、是非書寫誤、此集本說也、不可直改、作者名字等、家々之本多相替、皆隨所受之說書之、同歌人兩部、古今歌加入、如此事、只隨本云々、又天福二年三月二日、重以家本終書功畢、(藤原)門明靜と書給へる本、又行成大納言自筆の本にて、校合して、天福二年四月六日、校也と、かきそへ給へる本もあるよしなれども、いづれも寫本にて、たやすく得がたく、今見及ばざるは、季吟法印の八代集抄に引おかれたるなどによりて、あるせり、さて此奥書にも見えたるおもふきにては、よみ人の名のだがへる、同じ歌の二所に出たるなどやうの、いさゝかの誤は、古き事と見ゆれば、今改むべきにはあらず、さりとしてなほあるべきにもあらねば、其所々に委く論へり、猶此集の事、八雲御抄、古來風躰抄、長明法師の無名抄など、其他これかれの書に見えたるも、ことなることなきは、今はあるさず、

さて榮花物語に、此集の序なきゆゑをいへるを、季吟法印のいぶかりて、此御時にも、源順など有て、野宮の歌合の判詞、當座にいみじくかきたりし事などあれど、なほ貫之には及ぶまじくおぼしめしたるにや、又此集未定にてこれを止と、袋草紙にも侍れば、序をかゝしめ給ふまでも及ばざるにや、はかりがたき事なるべしといはれたるは、さることなり、げに順朝臣は名高き人にて、八雲にも、順又稽古のものなりとのたまはせし、ばかりなれば、此序かゝしめ給はん、にあかぬことはあるまじく思はるれば、序かゝしめ給ふまでには及ばざりしなるべし、
歌の數は、八雲御抄には千四百二十首と見え、袋草紙には千三百九十六首と見えたり、今ある本は千四百二十六首ありて、其中に古今集の歌八首、ことかしこと二所に出たる歌六首見えたり、かくて此千四百二十六首にて、二所にいでたる六首を除けば、八雲に千四百二十首とあるにはかなへども、なほ御抄のころの本に、同じきやあらずやは知がたし、又拾芥抄には千四百廿首、或千三百五十六首とあり、千四百廿首は御抄と合ひ、或の方は何れともかなはず、

天曆五年十月三十日

天曆五年十月三十日

七六八

〔古今集正義總論補註論辨〕

直好辨

香川景樹

師の歌仙集を解かれたる中に、源

順ぬしを論じて、此主は、梨壺五人の最第一にて、唐學びもいとまぐせし人にて、世にもゆるされて、さる方さまにのみたづさはり、みづからも時に逢はぬを猶いきどほり、ほこりかにのゝまりて過られたる人也、されど歌の道は、古今の撰者たちとくらぶれば、日を並べては、あげつらひがたくなん、聊か齡はおくれたれど、貫之ぬしと世を共にせし人の、なぞやとまで怪しみ思ひたる也、道の盛衰も、漸くはまたぬもの也とぞ覺ゆる、此道の心も姿も、此天曆の頃にいたりてぞ卑しき物には成にける、其罪、此主たちにかゝれりといふべし、古人の歌を、後撰集に引直して物せられたる、皆古人の意を悟りえぬより、私のまゝにひがめられたる也けり、猶思ふ事もあれど、畏こければいはず云々、下略

〔歴代和歌勅撰考〕

二

後撰和歌集廿卷 中略

部次第 中略

按るに、後撰集は梨壺にて、萬葉集をよみとかしめらるゝついでにえらはれし事、八雲御抄の如く、順かみつかから書るものにも、しか見えたり、又和歌

所といふ事を、正しくおかれたるも、此御時を始とす、其事は下にいへり、かくて後撰集は、下かきのまゝ傳へられたるあらんといへり、中略
按るに、此外未定の證あまた舉たり、今は其一つを載るのみなり、草稿のまゝならんとは、本居宣長か後撰詞のつかね緒にも見えたり、中略
かくて此時和歌所の別當をおかれたるに、侍中亞相爲撰和歌所別當の御筆宣旨奉行文は、本朝文粹第十二に載たり、又禁制入の文も、同卷に見えたり、いとさかりなる事也し、其文はいつれも皆順の筆なり、これらの事は、附録の和歌所の考に委しければ、こゝにもらしつ、
按るに、後撰集に序のあらざる事、今はさやうの事に堪へたる人なしといへれど、源順はもの知りにて、梨壺五人か中にても、ことにすぐれたる才人なり、本朝文粹第十二に、和歌所別當御筆宣旨を、順かつかうまつりたるに、伊尹の事を、雄劍在腰、拔則秋霜三尺、雌雄自口、吟亦寒玉一聲とかけるは、いとめてたしと、むかしよりほめものし、公任卿の朗詠に將軍の題に入られたり、又和名鈔なとつくりたるも、おほろけのまわさに非ず、家集を見むにも、詞書などのさま、いとつたなしとも見へず、歌もさのみ貫之に劣るへき

天曆五年十月三十日

七六九

天曆五年十月三十日

七七〇

にあらぬを、序もなく、又歌のたかひ、集中の詞書なとと、のはぬは、いまた
撰ひの中はにて、事やみしにもやあらん、撰和歌所の別當までおかれたる
に、いとかひなくこそ、

〔参考〕

〔續本朝通鑑〕

村上 天皇一

(天曆)

五年冬十月、又勅源順等五人、加訓點於萬葉集、

傳稱、自四十七倭字行于世、人皆慣其易讀、而不解得萬葉集者已久矣、順奉
勅、覃思研精、若有不會讀者、則遍認古言之流、存於世諺者、雖民間之鄙語、無
不注意、遂畢全部之點、自是以來、古風再興、雖婦女之輩、得窺萬葉集、順之功
也、

〔石山寺年代記錄〕

上 康保元年

源順祈當寺觀音、得注解萬葉集、如緣

〔類聚名物考〕

和歌

二百六十四 書籍部二

萬葉集訓點之事

古點

天曆 村

上、の帝の御時、廣幡の女御のすゝめ申させ給ひけるによりて、源順、大中臣
能宣、清原元輔、坂上望城、モチキ紀時、是を梨壺の五みこと(伊尹)のりして、昭陽舍、梨壺
において、萬葉集に和點をくはへしめ給ふ、是を古點といへり、

四十七倭字行レテ
集ヲ讀ム
コトヲ得
古風ノ再
興ハ順ノ
功ナリ

順石山觀
音祈リ
テ萬葉集
ヲ注解ス
梨壺五人
ノ點ヲ稱
ス

尾崎雅嘉
ノ後撰集
ニ就キテ
ノ説

後撰集ノ
諸本

〔群書一覽〕

撰集類

後撰和歌集

二十卷 二本

六十二代村上天皇の天曆五年辛亥十月、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時、文、
坂上望城等にみこと(伊尹)のりして、昭陽舍、梨壺に於て、萬葉集をよみとかしめ
たまふつゝ、これにえらはしめたまふ、一條攝政、謙德藏人少將の時、和
歌所の別當たり、此時の奉行の文、源順つゝりて宸筆を染させたまふ、此文
本朝文粹卷十二に出たり、此集證本の事、袋草子云、證本は朱雀院塗籠の本、
又青表紙、これは範永これらの本は、今の世に傳はらずや侍りけん、季吟八
代集抄に用ゆるところは、彼定家卿の貞應本に、天福の本をとちて勘へあ
はせ、行成卿の本のおもむきをも、おくに書そへたまひし本也、そのさま本
の奥書にみゆ、寫本奥書云、天曆五年十月晦日、於昭陽舍撰之、爲藏人左近少
將藤原伊尹別當、寄人讚岐大掾大中臣能宣、河内掾清原元輔、學生源順、近江
少掾紀時、文、御書所預坂上望城等也、謂之梨壺五人、又云、貞應二年九月二日、
辛巳、爲後代之證本、重書寫所傳之家本、悉用所父庭訓、爲傳嫡孫也、同三日、令
讀合候畢、書入落字畢、戶部尙書藤判、定家卿也又一本、天福二年定家卿奥書の本
有、此書を後撰と名づくる事は、およそ和歌の撰集は、萬葉集に始まりと

天曆五年十月三十日

七七二

書名

いへど、わきて善美つくして大成せしは、古今集なれば、これまことに中興といふべし、其古今集の後に撰はるゝ心にて、後撰和歌集とはいへり、此事榮花物語にもいへり、八雲御抄云、梨壺の五人めてたしといへども、彼古今の四人に及ぶべからず、能宣、元輔は重代のうへ、尤然るべきの歌人也、順又稽古のもの也、望城、時文は父が子といふばかり也、云々、長明無名抄に云、後撰にはよろしき歌古今にとりつくされて後、いくほどもへざりければ、歌得がたくして、すがたをばえらばずして心をさきとせり、阿佛房口傳に云、後撰にはやさしきうた多く、又みだりがはしき歌も多くまじりたり、梨壺の五人心々やかはりけん、部立、春、上中、夏、秋、上中、冬、戀、自一、雜、自一、別、旅、賀、哀傷、歌數、八雲御抄云、千四百二十首、袋草子云、千三百五十六首、

是月、醍醐寺五重塔成ル、女御藤原慶子ノ卒去ニ依リテ、落慶供養ヲ延引ス、

〔醍醐寺雜事記〕(天曆)六年、奉爲朱雀院太上天皇御七々忌、設齋會於醍醐寺、上皇去年造塔功畢、以十月欲設法會展供養、而遭女御慶子朝臣卒去、俄停其事、相次玉體乖和、不能遂果、○中

村上
ノ天皇
御願

已上李部王記文也、

〔醍醐寺新要錄〕

五重塔 伽藍部末 山城

一村上天皇御願事

李部王記云、醍醐寺上座延賀來云、故中務卿君薨(代明親王)十九日ノ承平七年三月二後无行造塔事人、望蒙處分、將進止答云、先皇御願、最今上所可知食也、○中

慶延記云、五重塔一基、村上御願、瓦

一最初朱雀院御願事

李部王記云、○中略、上ニ引ク所ノ

一依皇太后宮令旨興造事

同記云、醍醐寺塔事、令啓太后、太后令云、造塔甚貴事也、被早行甚可宜、如此令者也、被許也、○中

一建創年紀事

李部王記云、○中略、承平元年十一月三日ノ條ニ收ム、

一被曳材木事

同記云、○中略、承平六年三月十三日ノ條ニ收ム、

天曆五年十月是月

創建年紀

太皇太后
皇子造立
アラセラ

初ハ朱雀
天皇ノ御
願

一親王會被引心柱事

同記云、○中略、承平六年三月

一周備年紀事

同記云、天曆六年、奉爲朱雀院太政（上）天皇御七々忌、設齋會於醍醐寺、上皇去
年造塔功畢、（義）凡廿一箇年、自承平元年至天曆五年造畢、（略）○中略

一同供養月日事

慶延記云、天曆六年十二月二日、供養百僧、

一本尊安置事

同記云、安置胎藏五佛像、各三尺、

○皇后、僧延賀ヲシテ、醍醐寺塔ノ造立用途ヲ勘進セシメラル、コト、

承平元年十一月三日ノ條ニ、仲平等、醍醐寺塔ノ心柱ヲ施入スルコト、

同六年三月十三日ノ條ニ、女御慶子卒去ノコト、本月九日ノ條ニ、落慶

供養ヲ修スルコト、天曆六年十二月二日ノ條ニ見ユ、

二十一年箇
成ル經テ
落慶供養
ノ月日

本尊

十一月己未盡

一日、紀穢ニ依リテ、春日祭使ヲ停ム、

〔西宮記〕

○六前十一月家本

上申日春日祭

（略）同五年十一月一日記曰、春日祭使

依俄穢停止、外記告送可有、大祓之由、仍參、依無先例、無祓事、

六日、甲子牡馬ヲ武藏秩父御牧ニ賜フ、

〔樗囊抄〕

○年中行事

父馬賜御牧

天曆五十一六

（二）下秩父御牧、被

十九日、丑賀茂御祖社ニ奉幣ス、

〔西宮記〕

○臨時一前山家臨時奉幣大永鈔本

（義）天曆五年十一月十九日、參内、奏宣命、次官眞

忠朝臣、不申故障、不參、仍奏事由、改代左中辨好古朝臣云々、

〔荒曆〕

○庫所東洋文藏

應永三年十一月廿七日、早旦良賢眞人參、河合社々解并

勘例已下持參之、○中

文殿

勘鴨御祖社司等言上、河合社正殿并西鳥居回祿例事

右引勘文簿之處、件例所見不詳、但□天曆五年○中十一月十九日、被立奉

幣使、○中先規不分明之間、不及被仰廢朝者也、仍勘申、

天曆五年十一月一日 六日 十九日

宣命ヲ奏
ス

奉幣使ヲ
立ツ

天曆五年十一月十九日

應永三年十一月八日略下

七七六

○賀茂御祖社幣殿燒亡ノコト、十月二十六日ノ條ニ見ユ、藤原真忠及
ビ真忠妹ノ事蹟、便宜左ニ附載ス、

〔本朝世紀〕天慶元年七月十六日、辛酉、○中移刻之後、○中令奏攝津守藤原

朝臣有相復任召名并侍從藤原朝臣直忠、○中復任宣旨、

〔倭歌作者部類〕庶女上 藤原真忠、いもうと、○中、○イ本、真忠、右大臣、恆佐、
少將、右馬頭、

〔本朝文粹〕辭左、右大臣 爲清慎公辭右大臣第二表

後江相公

臣某言、去十日仰紫掖抽丹襟、即日中使從五位下守右近衛少將兼行大和介

藤原朝臣真忠至、返臣上表、○中、

天慶七年六月廿三日

〔尊卑分脈〕藤原氏
良世孫

恆佐

真忠 左馬頭、從四上、歌人、
母民部卿清貫女、

藤原真忠
官歴
侍從
右馬頭

從五位下
右近衛少
將兼大和
介

世系

歌什
女ト贈答

真忠妹ノ
歌什

惟聽從五下、

〔勅撰作者部類〕

自帝至 真忠 原四位、左馬介、左大臣、藤
庶人之部

後撰集 戀一、六、

〔後撰和歌集〕

戀四、六 女のもとにつかはしける、

藤原さねたゝ

つくしなる思ひそめ川わたりなは水やまさらんよとむ時なく

返し

よみひとしらす

わたりてはあたになるてふそめ河の心つくしになりもこそすれ

〔後撰和歌集〕

戀一、三 少將真忠通ひ侍りける所をさりて、こと女につき

て、それより春日の使に出て立ちてまかりければ、

もとの女

空しらぬ雨にもぬるゝ我身哉三笠の山をよそにきゝつゝ

〔勅撰作者部類〕

女部 藤原真忠妹 後撰集 戀三、

〔後撰和歌集〕

戀一、三 文なとをこするおとこ、ほかさまになりぬへしと

きゝて、 藤原真忠かもうと

山のはにかゝるおもひのたえさらは雲井なからも哀とおもはん

天曆五年十一月十九日

七七七

二十二日、辰豐明節會、

〔政事要略〕

十一月二十六日、年中行事二十六、新嘗會、省權大輔維時朝臣在仗下、

吏部記、略、中天曆五年十一月廿二日、

新嘗會、省權大輔維時朝臣在仗下、閣外可列、丞可列左右、而大丞方賴使事未畢、不良省事、少丞幹時重服、大丞懷忠、少丞季平可奉仕、而皆爲小忌摺袍就列、頗有其疑、改服奉仕、又不仰盡理、望蒙處分、答云、勘例可行、但公卿辨官、皆祭服從事、省官何獨有妨、輒改祭服、又無所據畢、右大臣（節卿）云、內辨獨有改服之例、丞祭服就列、有何妨乎、權大輔就殿上案内、還來告云、勘例祭服就列、蹤跡已多、恐候天氣、奉依例可奉仕之仰畢、右大辨藤原有相、依申文就陣座、參議西嚮者、分候南北面、官吏申畢、大辨退後、宰相復本座、王卿就外辨、官外記不動座、大納言元方卿云、前例第一親王進時起座、其次不動座、及于大臣、又更起立、其應召座（又方）雖見親王不動座、至于大臣之起座初起立、是例流也、今不動座、甚乖例、右中辨源俊朝臣先在座、少納言良峰朝臣統望後參、俊朝臣起就床子南頭、令少納言在此（北方）諸卿告令少納言就南、依同位者因官次、少納言在北、今已四五品異、故令辨就上也、待歌人參畢、擊鐘鼓共就座、奏歌一節後、右近衛來告召畢、由、即昇殿復座、初右大臣云、永（不）灌本說、左近官人（不）立座前北面、傳召云、其說不

小忌摺袍
ヲ服ス
公卿辨官
皆祭服事
ニ從フ

王卿外辨
ニ著ス
官外記動
座セズ

歌人參入
ノ先例

舞姬參入
ノ先例

見參ヲ奏
ス

祭延引等
ノ例ヲ勘
ヘシム

慥事依乖（調光）不據用之、右大臣問云、別當後歌人自進臺北乎、答云、待召可參、大臣即召內豎、令召歌人、其小忌王卿座、年來例預下東二間、今日大臣依舊、令與大忌平頭設之、至于此奏云、故太政大臣下申舞姬、欲進時、先下小忌座、加等賜群臣酒、令眩其眼、是例也、即勅令下座、歌人進臺北、良久不奏歌、余告內辨大臣云、先例唱歌、待舞姬進、而年來執、待舞人進可唱、早催令奏宜歟、大臣即令內豎催之、右大臣奏見參、候母屋東第三柱東、先立楹西、今退東似遠（遠方）

〔西宮記〕

六、前田家本

新嘗會

（案考）

天曆五年十二月五日九記云、少納言南金

候小忌、而豐明日不參、仍大忌統茂候召、彼此稱無例之由、其由令外記理綱問南金、

〔台記〕

久安二年正月七日、丁丑、晴、略、

中上還御、群臣立、忠雅卿稱躡（近仗）、

曆五年新嘗會九記、而不應、失也、近代不應云々、尤可應歟、

二十三日、巳穢ニ依リテ、東宮鎮魂祭ヲ停ム、

〔西宮記〕

臨時五、院宮事

同年十一月廿三日、

（案考）

東宮鎮魂、依穢停止、召外記武竝、令勘申東宮鎮魂延引竝宮雖穢尙行例等、晚頭進勘文、伴例皆有、

天曆五年十二月五日

十二月大 戊子朔

七八〇

五日、辰賀茂臨時祭、是日、式部卿重明親王ニ帶劔ヲ聽シ、左馬頭源重信ノ昇殿ヲ聽ス、

〔西宮記〕

六前田家本

賀茂臨時祭事

(庚書)天曆五年十一月五日、臨時祭云々、

神樂アリ

了給押頭、次右衛門督師氏朝臣、以螺盃勸云々、了神樂如常、至于庭火試、勅召

重明親王拜舞

右中將源重信朝臣、々々從陣參入、右大臣仰人長安居、召參議雅信朝臣、令試

帶劔宣旨

之、右大臣進御酒之次、奏余帶劔事、勅許了、大臣乍持御盞、願余仰聽帶劔由、余即稱唯、下殿舞拜、了帶劔復座、大臣即召右衛門尉源致、仰帶劔宣旨、致即在舞人列、又

聽重信朝臣昇殿之、

〔北山抄〕

二年中要抄下十一月

天曆五年十二月四日云々、至庭火、勅

召右中將重信朝臣從陣參入、右大臣供御酒之次、奏重明親王帶劔事、勅許之、

乍持御盞、願親王仰之、稱唯下殿、當歌人南座後、北面拜舞、畢帶劔復座、大臣即

召右衛門尉致弘仰之、(被方)在舞、又聽重信昇殿、召藏人頭藤有相仰之、

〔公卿補任〕

五天德四年

參議從四位上源重信、(天曆五年)同十二月四日昇殿、同卅

日右近權中將、

○祭日及ビ重信昇殿ノ日、北山抄、公卿補任、四日ニ作ル、今西宮記ニ據リテ揭書ス、三十日、重信、右近衛權中將ニ任ズルコト、便宜合敘ス、

九日、丙石清水檢校貞延、寂ス、

〔石清水祠官系圖〕

貞延 第三檢校、朱雀院御宇、師主宇多禪定法皇云々、是

益信僧正受法弟子、別當清昭時也、

異本云、宇多法皇御子云々、

益信ノ弟宇多天皇ノ皇子ナリトノ説

或記云、敦實親王御子云々、天慶八年十一月四日、官符檢校、村上天皇、天曆二年檢校別當、八月十三日、御神寶勸下之間、執行諍論致鬪、諍、仍御放生會延引、同五年十二月九日入滅、七云々、

〔年中行事秘抄〕

月十一

春日祭依興福寺衆徒蜂起、可被延引否、准據例

天曆二年十月十二日、丁亥、左大臣以下著仗座、被定石清水放生會以來十五

日、可被奉仕之由、伴會恆例、八月十五日也、而彼日欲奉仕之間、檢校貞延法師、

與別當清照法師有諍論、已以闕怠、因之頻示答祟、連日雨降、因之所被改奉仕也、

貞延別當清昭ト諍論ス

二十三日、庚荷前使ヲ發遣ス、

天曆五年十二月九日 二十三日

七八一

建禮門出
御公卿多
ク不參
内裏犬死
穢アリ
實頼私荷
前ヲ獻ズ

天曆五年十二月二十七日

七八二

〔西宮記〕

十二月 荷前

天曆五年十二月廿三日小一條記云、今日有荷前

事、未三刻上御建禮門、使公卿多不參、仍從殿上遣召、臨晚適參入、其後發使、但
天皇御幄後、雨脚始降、改装束有煩、仍公卿已下著笠深沓從事、及秉燭事訖、

〔小野宮年中行事〕

十二月 荷前事

穢間被奉荷前例、天曆五年、内犬死、

天曆五年十二月廿三日、庚戌、被立荷前使云々、私荷前、今日又奉之、昨有犬死
穢然而公家不被忌穢、

〔北山抄〕

二年 中要抄下
十二月 荷前事

天曆五年、出御後雨降、使等指笠昇幣物云々、○

集秘記
同ジ

二十七日、^寅穀倉院ヲシテ、近江、丹波兩國無主ノ位田ノ地子稻ヲ勘納セ
シム、

〔政事要略〕

五十三
雜田事

太政官符近江、丹波國司、

應令穀倉院勘納无主位田地子稻事

右得彼院今月十日奏稱、謹案式條、无主位田移穀倉院、令收其地子稻者、如
此文者、不論畿内外國、院可收地子者也、而只收畿内、不勘外國、然則或與所行、^(式力)

近江丹波
トス
准畿内

畿内調錢
充ツ
雜用ニ

彼此相違、加以授給位田各爲二分、一分給畿内、一分給外國、爰民部省所行、件
國號准畿内、普給諸大夫、若其不給之間、^(爲)无主位田、至于其地子物拜^(拜カ)□
附帳言上、而^(年々)稅帳、曾不附帳、无主位田地子^(國宰)□

者、依不下收給省符、不^(勞)勘納、作^(馮)无其主、无心辨濟之所致^(新カ)之致也、損
之甚、空爲人有、重檢事情、此院可納諸國交易商布、年來之間、國宰稱无直之由、
曾不勤進納、又畿内調錢、依度々官符宣旨、充色々雜用、適以所遺錢、充度々宣
旨、召□□并饜斫、不足之甚、非无物煩、况乎臨有急事、募^(前物)公用闕乏、職

此之由、望請天裁、准畿内彼沒^(彼カ)件國无主位田、勘納其地子、將爲公用之資者、□
大臣宣、奉勅依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

從五位下守右少辨藤原朝臣國光 外從五位下行右大史海宿禰業恆

天曆五年十二月廿七日

天曆五年十二月二十七日

七八三

越八十
阿闍梨位
讓ヲ良源ニ

是歲、律師覺慧、阿闍梨位ヲ辭ス、

〔慈慧大師傳〕五年、辛亥、覺慧以齡逾八秩、退阿闍梨、便教師補之、按夫密嚴究竟之域曰毘盧、堪忍閻浮之土號釋迦、金剛手侍其間、親獲祕印、不輕與人、有龍猛者、後而出焉、亞聖大才也、文殊教他往南天、尋前佛遺跡、有鐵塔、高一十六丈、神人衛護、凡庸絕企、時空中有聲云、大士汝須誦大日五字呪、於是龍猛誦彼呪、遶塔七日、擲芥子之微眇、啓金剛之關鍵、其所以祕教見世矣、龍智以有長壽之質、全受其訣、廣智不空、慧果順曉、由歲在桑榆、齊繼其躅、師今四十據茲位、古未之有矣、

年末雜載

佛寺

東寺灌頂

〔東寺長者補任〕一 權律師延鑒 九月十六日、灌頂行之、

〔諸寺緣起集〕陸〇常 興福寺

興福寺別當坊勤行事

十一月十三日、慈恩會、是慈恩大師佛事也、自天曆五年十一月二日始之、初者稱庚申講也、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 應仁元年四月十四日、

一類聚世要抄ハ當門跡相承記、神事法會根源等記之、廿一卷也、爲後代目錄

記、〇中

第十九卷十月 末

一維摩會事

一勅使坊番論義事

行賢記云、十一月十三日、慈恩會、

文藝

〔朝忠集〕〇歌仙 同五年、內裏殿上にて、

天曆五年雜載

興福寺慈
恩會ヲ始
初メ庚申
講ト稱ス

藤原朝忠
殿上ニテ
歌ヲ詠ズ

かくしつゝ春おしますは行さきのかきりもなくそかなしかるへき
生死、

〔三寶繪詞〕

○山城

或本云、

妙達和尚ノ入定シテヨミカヘリタル記云、

天曆五年九月十五日、出羽國ウミノツライツホリ、越後國ノサカヒ、田河ノ郡ノ南ノ山龍花寺トイフ寺ニ久クスム僧アリ、名ヲハ妙達トイフ、法師ニナリテ後、粟、稗、麥、大豆、小豆飯スヘテ五穀ヲタチ、アト山ノフモトヲイテス、久ク此寺ニスム、久ク法花經ヲヨミタテマツル、而間ニコノ僧ハカラサルニ定ニ入テ、七日七夜アリテヨミカヘリテ云、閻王ノ宮コニメサル、召ニ隨テ詣ツ、其道青キ山セハクカサナレリ、黄ナルスナコヲフミユク、七重アル鐵ノカキアリ、ワタノコトクニシテ、メクリメクレリ、六丈ノアカ、子ノ柱タカクヒラケタリ、ムナシキチマタヲヒトリユク、閻魔王ノ宮ニ候テ、即高座ニツキヌ、ソノ時閻魔王ノ乃給ハク、汝ハ煩惱ナシ、加之二生ノイサコニアサカラス、況ヤ法師ニ成テノチ、他事ナク法花經ヲヨミタテマツル、スミヤカニ返ヘシ、カヘリテ法花經イマ千部ヨミタテマツレト乃給フ、ソノ時

出羽龍華寺ノ僧妙達蘇生ス

常ニ法華經ヲ讀誦ス

筑前介千曆紀
忠宗延曆紀
寺行千曆紀
供五百僧
田五別町
院ニ施入

ニ妙達申テ申サク、父母ノ生テ侍らん所ト、日本國ニ死侍ニシ人々ノ生タラム所々ヲミシリテ歸ラムト申時ニ、閻魔王ノ給ハク、ハヤクミルヘシトノ給、汝カ母ハ阿鼻地獄ノ乾ノ角ニ、卍里ノ石ヲイタ、キテ立リ、ソノコトヲイハ、昔佛ノ御物、僧ノ物ヲトリツカヒシ罪也、汝カ父ハ地獄ノ上ノ巽ノスミニ、火ノ柱ヲイタ、キテ立リ、其罪ヲイハ、ヨコサマニ女ヲカシタル罪也、爰ニ妙達涙ヲナカシ、心ニタヘカタクシテ閻魔王ニ申サク、今功德ヲ行ヘシ、是ニヨリテ父母罪ヲヌクヘシト申時ニ、閻魔王ノ給ハク、カヘリテ法花經ヲ書、供養シタテマツレ、又人ヲワタサムトイフ誓ヲオコスヘシ、コノ時ニ閻魔王乃給ク、ヨクノ聞タモチテカヘルヘシ、一々ニシラセムトノ給、筑前介紀忠宗トイヒシ者ハ、ヒエノ山ニ千僧供ヲ行ヒ、年コトニツトメテオコタラス、五百丁ノヨキ田ヲカヒテ、天台別院ニ施入シタテマツレリ、此功德ニヨリテ、ホカムチトイフ井ノ位ヲソナヘタリ、

〔本朝法華驗記〕

上

第八出羽國龍華寺妙達和尚

沙門妙達、出羽國田川郡南山龍華寺住僧也、和尚心行清淨、无所染著、戒行堅持、鎮怖罪業、讀誦法華經、離諸懈怠、具足慈悲、常好惠施、和尚天曆九年之比、无

冥途ノ作法ヲ語ル

一生法華ヲ受持ス

所病痛手持經卷俄示入滅往閻王宮王從座下禮拜妙達即示告言非命盡故來到此處我見和尚偏持法華經內外明淨是為濁世護正法人是故我今請聖為說日本國中善惡衆生所行作法聖人能憶持還於本國勸善誡惡利益衆生其善惡人如別傳註妙達和尚死逕七日甦生已始語冥途作法閻王所說聞者信伏多息惡心出家入道趣向善根造佛書寫經建塔造堂其數無量驚和尚入定聞閻王所說所歸信矣和尚一生受持法華自行既熟最後時到手執香爐闍達三寶一心頂禮諸佛妙法一百八度最後禮拜頭面著地合掌捧頂氣絕入滅矣○元亨釋書

〔僧妙達蘇生注記〕

僧妙達蘇生注記云

蘇花等常在蘇人也、其事多、破也、越後國人也、○此間脫

炎魔王宣抑汝者非業其由何者未盡劫但命終之後都率天可往生仍速擬返遣但娑婆作善人惡人教示後報者筑前介紀忠宗者知哉止宣不知申彼忠宗者天別台山千僧供經年奉仕也依彼功德力十六大國生也（王威カ）但彼妻依斗升大少罪東山懸下野國立山至于今无所到如浮雲又信濃國高橋安道依大般若奉書力舍衛國長者成也陸奧國大目壬生良門千部法花以金泥依奉書之力

筑前介紀忠宗

陸奧大目壬生良門

上野大掾三村正則

上野介藤原惟永
越後蒲原郡司守部有茂

上野介藤原興連

甲斐大掾永原興藤

十六大國王生也上野大掾三村正則奉書大般若并依橋度大河之力今在卅六年可召置大國王又出羽國田川郡大荒木景見五丈御堂奉造其內安置无量壽如來并左右佛并依是善力舍衛國王成又上野介藤原惟永依書大般若一部法花經百部之力十六大國之第一長者生也經三代之後大國王可生越後國蒲原郡司守部有茂三重塔一基奉造功德力圓羅國王生也遠江國島田有相依施行之心大國王生下總國伴今國奉造三丈五尺御堂其內安置无量壽如來并左右佛并依是種々大善力舍衛國東北五十里之內為彼人造置屋員五百五十字其內積无量財物早可來往雖然遺願依未果暫留也但奉書最勝王經半分被納今半分者經師飲酒因之不被納也越前國生江豐門依奉書大般若并曼陀羅一補（依此カ）奉造塔數字力橋薩國王生也伊勢國船木良見千僧供力大唐國第五王生也上野介藤原興連越後國同緣風等雖奉書一切經取用之物仍各成人人功德而更為願主无所得不被寄帝釋宮千里之外被追捨也即日三度受辛苦甲斐國大掾永原興藤依大般若奉書之力大唐國生也又炎魔王宮廳前敷半疊而今坐妙達即炎魔王宣汝三生人也一生內奉讀法花也仍故汝令知如是善惡事也汝不忘失而早歸向娑婆令告知道俗炎魔王

宣々、汝居住田川野郡南山竹澤寺住規眞、云師者、依一生之內、絕五穀食草、葉、以宛施他之力、都率內院可生、常陸國新治郡東條竹馬郷居住藤原元景、六丈御堂并員并奉造、八部法花以金泥奉書、一万三千佛奉圖繪、依是功德、帝印國第五人被定緣者、大唐王可生、同國伴常連、五丈御塔一字并三尺彌勒佛、左右佛并像、百部法花以金泥奉書也、依是功德、大國生也、那珂郡居住大中臣佐眞、二丈五尺御堂、作藥師左右并像奉安置、又八部法花奉書也、佛即伴金色經又一部書了、殘七部書寫之間、經師飲酒、加以遂果之內、不淨人以食物備置師前也、因之不被納龍藏、宣武藏國車持貞吉、依奉造藥師佛之力、波羅奈國王生也、六奧國行方郡寺座主僧眞義者、依脫力一生之間、時法花大般若經奉讀之力、利天生、下野國住定祐師者、一願之內、兩分受用、絕五穀雖寺塔造、慳貪人物之罪、我城北方一丈五尺相却在獄、可召居、兩分之受用報等也、信濃國在眞蓮師者、水內郡善光寺本師佛花米餅油等受用、依是果報、在面八三丈五尺大蛇成也、越後國岡前寺別當眞蓮師者、一生之間、彼寺花米餅油、妻子共受用、依是報四丈五尺大蛇成也、出羽國山本郡在天台別院別當持法師、天台座主增命弟子也、彼增命存生日、成置彼寺別當、頗有無懺、仍百年之內所辛苦、又天台座主等

六奧國行方郡

信濃善光寺
越後岡前寺
出羽天台別院

藤原忠平

平將門

天台座主尊意

下野大光寺

同國菩提寺

河內深貴寺

居處者知也、宣彼座主等者、受戒者強令惱亂、依其報我城死也、作用石獄入置宣、太政大臣藤原忠平在所者知哉、宣彼朝臣者、除目之日、成阿容、依人物多受用之罪報、九頭龍成也、受大苦惱也、下總國居住平將門、一府之政禁斷、城東惡人之王也、彼禁斷之緣、則日本州之惡王、可被召遣、是前生可治領天王者也、而天台座主尊意者、爲國王師、隨其詔命修惡法、而將門令殺、依是罪報、經十一劫不可得人身、故將門與尊意者、一日之內十度合戰、無間、同國在天台內、永絕（脱ラシ）五穀、一心觀并惶、奉造多寶塔、依是功德力、兜率天生、戊亥角金銀瓦葺屋立、可令坐其上、又下野國在天台別院座主臺南師者、犯用佛物之上、在下多上前之踏穢、因之頭在人腰下、大蛇成死、我城丑寅角火柱爲令壞、又同國在大光寺一如、云師者、修國中、大願所々堂達行事、取大少僧分罪、五百世大蛇成、同國在并寺住僧教理師者、無懺而受十方施主信施、不淨物食交妻子共食亂罪、吞鐵丸千度、受無量大苦、不可得人身、毛斑牛生、而彼施主等可被打仕、武藏國在證賀師者、一生之內、无所犯、而奉讀法花力、都率天內院銀高座上、可安樂、河內國深貴寺明蓮師者、卅年之內、奉讀法花、無量罪除、兜率天內院高座之上、可講法花經、下總國豐內郡住仁高師者、九種得罪報、一雇人非業人、呪咀殺罪、二同法

上野群馬郡石殿

妙達地獄
巡リヲナ
ストノ説

呪咀罪、三佛物用罪、四同心俗人同法令耻罪、五受信施物妻婚罪、六偷食鳥魚類食亂罪、七寺內娶女人罪、八誹謗佛法僧罪、九佛物受用罪、五百世之內受大苦惱、可成大蛇、上野國群馬郡在石殿座主禪惟師、石殿之側、明神料花米餅油等貪取、不行他人、只己猶貪取罪、大蛇成、石殿之側伏、同國妙見寺花餅油等、貪取女人食罪、地獄无量苦惱受、妙達居住世界、作罪輩如網目結、天台山出火、佛殿僧房燒輩者、炎上无量劫、可被焚燒者也、爰炎魔王宣云、汝早返遣□蓓四處、未荒懷之前、歸返云々、牛頭獄卒二人相副テ、妙達之前後立行之、現天台山并京化、他師之受苦所々令見給、炎魔王宮城辰巳角去三里許、雲晴者荷石立也、同城未申角祚源者、戴六角石在也、同城戌亥角立去里許、談祐者、懷銅火柱居也、同城丑寅角平塞者、令荷運万里許石、同城戌亥角去三里許、延寂者、戴八尺石立也、是衆生之施受用而不致勸行貪食罪、九町許渭中、成裸烏荷渭水令運上、法座上飲酒輩者、大地獄受大苦惱、令運水洗清、又上野國大般若奉書人々、伴今行、伊福部安則、市中秋宗、山口盛吉、清階道忠、尾張利富、同國大名僧元明、長祐、明玄等也、伴經并法花各別帝釋宮不被收、其由者師請施供、飲酒而奉書、仍被棄捨、同國在禪金師者、不意爲人被害死、是則非業人呪咀殺果報已至也、

信濃清水寺
天台座主
增命

上總小藏郡

引知識奉書大般若、擬開題名之間、諸人物乞取、不奉請衆僧、而已自用願之、妻死自是西方去八里許渭水、大蛇成伏、其中大苦惱、彼渭水色宛如炎燒、更是苦不可免、信濃國在清水寺住僧利有師者、以金泥奉書一切經、依此功德、都率內院生師子座上了、天台座主增命者、一生之間觀世間无常之理、因之炎魔王宮、萬會講師請定、其後都率天內院可坐、但炎魔王宮我城經卅年可行六萬會次第、請僧之定作給、先七僧者、講師近江國平意、呪願信濃國在惠基、讀師甲斐國在貞寂、三禮美濃、在安日、頃越後、在勢仁、散花武藏國在无念、堂達出羽國在吉仙者、又證師者、越後國在今疑、同國在觀曉等、六十僧次第、依有恐、多々不注載、又越前國藤原高茂、并愁行事大難等、宣フ、又上總國小藏郡居住海金吉、依年三齋食力、切利天第四御子生也、又相模國在三村弟子町、修年三齋戒、并奉造六丈御堂一字、造立印佛并同經卅卷、依信力堅固、離五障女身、可成天人衆之由、帝釋炎魔王付帳了、又炎魔王之宣、汝妙達歸向娑婆、能々可勤行、更无念、可往生都率天內院者、又以是行事、愁告天下、真言大疑如是、

天治貳年十月晦日書了、一交之、

〔中原系圖〕

本姓十
市宿禰

天祿二年九月日、博士有象、助教以忠等、改十市宿禰姓爲中原宿禰、

勝良

良忠 本名良佐、博士、主計頭、少外記、從五位上。

天曆五年十月八日卒、七十八歲、

以忠

莊園

〔正倉院文書〕

東南院文書 參概第二十卷

〔外題〕東大寺越前國庄庄券 道守、鑿、置、寺牒 一通 天曆五年

〔通表〕越前國足羽郡牒狀

足羽郡廳牒 東大寺諸庄收納使 衙

來牒壹紙 載寺家所領道守、鑿、糞置等庄田可勘錄奉送狀、

牒、今月十一日衙牒、同廿 廿日 到來云、件庄々可檢佃收 之由、寺家符七月十

四日給也、隨即九月五日於國來著、欲寄勘件等庄々之間、荒野之由云々、依可

有物煩、先著勘見熟庄々、今須請郡廳之實、否寄勘若不著勘者、可有寺家之疑

乞衙察狀、任檢佃帳、作人慳欲被示送者、今任來牒狀、檢案內、道守、鑿庄田雖在

主計頭十市良忠卒

東大寺領越前足羽郡牒狀

檢佃帳道守莊鑿

糞置莊

莊惣別當

擬大領

擬少領

條里、本自或荒野、或原澤□□寄作人糞置庄田□所不聞也、仍牒送如件、乞也察狀、令勒狀以牒、

天曆五年十月廿三日

檢校方上御庄惣別當生江 〔自管下小シ〕

擬大領博士生江 〔署名〕

擬大領生江

擬大領足羽

擬大領足羽

擬大領古市

擬少領生江 〔署名〕

擬少領秦 ○下文關ク、本書、足羽郡印四十餘顆ヲ踏ス、

〔東大寺文書〕

第二七號

櫃一合 在檢付 入觀世音寺文書等 ○中

東大寺諸國庄々文書并繪圖等目錄事、除京下文書□ 〔署名〕

合○中

天曆五年雜載

一越前國

桑原庄○中

一通 天曆五年十月廿三日

足羽牒狀○中

大治五年三月十三日

桑原莊

賣買、

〔根岸文書〕

○一武藏

謹解 申賣買家地立券文事

合壹佰貳拾步 四至

限西北公田、限東縣大養良葛地、限南畔、

在葛下郡廿四條三里廿五坪

右件家地、賜故親父當國大掾正六位上平朝臣秀行之處分地矣、而以稻壹佰參拾束充價直、與賣置始連弟連既畢、仍勒賣買兩人并保證署名、立券文如件、以解、

天曆五年五月十一日

專賣人石見掾正六位上平朝臣〔自署下同〕忠信

買人置始連〔乙連〕

保證刀禰

大和葛下郡家地賣買券文

大掾平秀行

石見掾平忠信

保證刀禰

門〔後案〕

麻

〔忠明〕

〔藤原〕

〔伴〕

倉 當 平 藤 前
土 左 掾 原 伴

不堪進向廿四條三里廿五坪地本公驗等狀

右須件地副本公驗沾進、而依載他坪、并同券之內他人沾與、不堪進向、若立券文之日有疑者、須將進向之、

天曆五年五月十一日

石見掾平忠信

天曆六年壬子

正月戊午朔盡

一日、戌節會、

〔西宮記〕

正月 上

天曆六年正月一日吏部王記云、節會云々、二獻、令參議雅

信朝臣仰御酒勅使、三獻後、雅樂寮奏曲了、雅信朝臣宣制、雖不可兩役、忽

三日、庚申二條院ニ朝覲行幸アラセラル、

〔御遊抄〕

二朝覲行幸

同六年正月三日、幸二條院、小一條左

七日、甲子敍位、

〔公卿補任〕

五 參議正四位下源正明、六十 彈正大弼、正月七日正四下、

〔公卿補任〕

五 德四年 參議從四位上藤伊尹、七十 同六正七正五下、

〔公卿補任〕

五 和三年 參議從四位上藤賴忠、四十 同六正七正五下、

〔公卿補任〕

六 祿三年 參議從四位上藤元輔、七十 同六正七從五上、

〔公卿補任〕

六 貞元二年 參議從四位下源伊涉、天曆六年正月七日從五下、

〔外記補任〕

二 大外記外從五位下菅野正統、正月七日敍、

天曆六年正月一日 三日 七日

七九九

源雅信御
酒勅使宣
制ノ兩役
ヲ勤ム

延喜御給

天曆六年正月八日 十日

〔敍位除目執筆抄〕天曆六正六敍位、執筆〔師範〕大

八日〔辰〕後七日御修法、

〔後七日御修法阿闍梨名帳〕〔天曆〕村上天皇 六年〔天曆〕壬權少僧都寬空、

女敍位、

〔菊亭文書〕〔空勘〕文章

勘申 女官加階敍位例事

加階例〔中〕

〔符圖〕〔符圖〕同入敍從五位上例

壬生平子 歷二年

天曆六年正月、敍外從五位下、〔中〕

右補任、歷名等帳所注如件、仍勘申、

永正十八年四月廿七日〔下〕

○本書日ヲ闕ク、姑ク恆例ニ依リテ揭書ス、

十日卯杖、

〔西宮記〕〔正月〕御卯杖 大舍人頭已下捧杖、入自承明門、〔註〕頭留奏云々、勅置 介、

歷名帳

大舍人府
生杖ヲ
捧グ

左兵衛佐
二人、衛
右兵衛佐
一人、衛
不參、依
リ、人、右
供奉ス

八〇〇

十一日〔辰〕除目、

〔公卿補任〕〔五〕

參議從四位上源雅信、〔三十〕正月十一日兼伊与權守、

藤朝忠、〔四十〕同六正十一兼伊勢權守、〔三十〕同六正十一兼美乃權守、

〔公卿補任〕〔五〕

參議從四位上源重信、〔三十〕同六正十一兼美乃權守、

書〔大鏡〕裏

〔公卿補任〕〔五〕

參議從四位上藤文範、〔五十〕同六正十一左少辨、

〔公卿補任〕〔六〕

參議正四位下藤兼通、〔四十〕同六正十六兼大和權介、

〔公卿補任〕〔六〕

參議從四位上藤元輔、〔五十〕同六正十一日兼近江權介、

〔外記補任〕〔二〕

大外記外從五位下菅野正統、〔正月〕十一日遷石見介、

天曆六年正月十一日

八〇一

天曆六年正月十一日

紀理綱 正月十一日任大

少外記文武竝 正月十一日任

權少外記御船傳說 正月十一日任元美乃掾文章生

〔敍位除目執筆抄〕天曆六正九日縣召入十一日 執筆左大

〔西宮記〕二前田家本 除目 二度除目下名例

天曆六年正月十一日於南殿有任官事云々左大臣就議所外記奉下名大臣

仰召使召二省召使向內記所召之式兵丞著靴參入云々上卿著議所令清書

了云々召々使令召二省々々丞參入云々

〔西宮記〕正月下 除目 南殿儀略 天皇御南殿大臣已下著議

所略 大臣召舍人二唯少納言參大臣召詞如例少納言稱唯出召少納言辨

二省相分率任人參入列立庭中丞持版錄稱容止天大臣召寸兩省輔共稱唯

立東軒廊中間大曆雨儀西面北上兵部渡壇上式

〔魚魯愚別錄〕二文事

中山抄

次第一納言取管文略 中

大臣二省

雨儀

任人東西
廊ニ立ツ

殿上侍臣
取

臨時御給

八〇二

次取三三管略 中

同六年殿上侍臣取管文

〔二中歷〕二諸司歷 二寮頭 海業恆計天曆

〔二中歷〕二儒職歷 大博士 津守清眞六天曆

〔二中歷〕二官局歷 大夫史以寬平 阿積廣遠六天曆

〔除目大成抄〕五重 長保元 美濃介從五位上十市宿禰明理停冷泉院天曆六年臨時

御給下野權介
忍海高晴改任

天曆六年以小槻滋兼任下野權介

〔三十六人歌仙傳〕從五位下行丹波介藤原朝臣元真 天曆六年三月任修

理少進

○小槻滋兼藤原元真等ノ任官便宜合敍ス

十六日西節會

〔三節會次第〕節例會 中納言內辨例略 中

同六正十六左衛門
督高明

十七日甲射禮

天曆六年正月十六日 十七日

八〇三

天曆六年正月二十六日 二十七日 是月

八〇四

出御ナキ
上依リナキ
改上裝束ヲ
立外記史諸司
左大將
不參ニ依リ
幸ヲ

〔西宮記〕

射禮 正月 下
輦 東西妻 又東四丈
立外記史諸司輦

公卿著豐樂院行例、天曆六年正月十七日、行幸止、改堂上、裝束殿前馳道、左腋南去二丈、立公卿

〔北山抄〕

射禮 拾遺雜抄上
同六年、左右大將不參、近代依無例、停行幸、

〔公卿補任〕

安和三年 參議從四位上源保光、
同六年、左右大將不參、近代依無例、停行幸、

〔外記補任〕

大外記從五位上多治實相、
正月廿六日直物次、兼伊勢介、

〔石清水文書〕

八幡宮寺告文、
類第一

略 上月廿七日 與利 御惱忽重 志豆、平愈未期中略

〔石清水文書〕

八幡宮寺告文、
類第一

略 上月廿七日 與利 御惱忽重 志豆、平愈未期中略

天曆六年二月八日

○上皇御惱ニ依リ、御落飾アラセラル、コト、三月十四日ノ條ニ見ユ、

是月、醍醐天皇ノ御後ヲ以テ、七代源氏ノ年爵ニ加フ、

〔河海抄〕

桐壺 寬平元年十二月廿三日、始定七代源氏年爵次第、
弘仁、承和、天安、貞觀、

寬平是也、弘仁源氏隔二年預爵、權大納言兼行右近衛大將民部卿中宮大夫菅原朝臣云々宣奉勅、天曆六年正月、初加延喜御後、

菅原朝臣云々宣奉勅、天曆六年正月、初加延喜御後、

二月 大 朔

一日、丁、釋奠、

〔西宮記〕

八月 釋奠 同六年二月一日、講論及百度如常、但依上皇不愈、
前田家、大永鈔本、

〔北山抄〕

上丁 釋奠事 二月 同六年二月八日、依太上皇御惱、無宴座、

不愈ニ停宴座云云、

〔石清水文書〕

八幡宮寺告文、
類第一

八日、甲、上皇、石清水八幡宮ニ、神馬ヲ奉納シテ、御惱平癒ヲ祈ラセラル、

〔石清水文書〕

八幡宮寺告文、
類第一

太上皇乃詔旨掛毛畏、石清水大菩薩乃廣前爾、恐美、恐美、申給具、去天慶三年、乃東西兵亂、乃時爾、令祈申給、志具、凶逆之輩、早從討滅、倍留物、奈利、年分度者、御封等、乎奉寄、利、兼、神寶、歌舞等、遣令奉、申、止、申、然、毛、驗、廻、神、兵、且、狼、戾、之、輩、乎、夷、滅、給、邊、リ、即、祈、申、サ、フ、色、々、乃、事、奉、賽、マ、ヒ、先、畢、利、而、宮、寺、乃、法、師、等、申、云、先、年、乃、御、祈、爾、ハ、五、十、戸、の、御、封、戸、乎、奉、寄、奉、止、被、申、キ、祈、被、奉、ハ、且、廿、五、戸、奈、利、然、則、似、可、有、遺、者、仍、天、彼、問、乃、御、祈、文、及、度、々、乃、宣、命、乎、勘、爾、不、見、指、員、但、天、慶、三、年、八、月、廿、八、日、乃、宣、命、爾、御、封、戸、廿、五、戸、且、奉、寄、と、申、ケ、セ、リ、已、且、字、

御告文

講論及
百度アリ
上皇アリ
儀ニ依リ
宴座ヲ停

天曆六年二月一日 八日

八〇五

天曆六年二月十一日

八〇六

ハ、只廿五戸而已、爾は不可有なも有ける、故今事由乎令奏公家天、今廿五戸御封令奉加こと亦畢ぬ、掛毛畏支大菩薩此由を知食、平に受納給へと申、又辭別天申シ、年來自親ら宮寺爾參候給天、奉歌舞走馬、奉度祈申こと度々重多利、而相障こと左右爾シ于今未奉賽寸、今年春比多爾欲奉賽爾、去月廿七日、與利御惱忽重志、平愈未期寸、如此非常乃災難乎は、大菩薩厚護廣助爾依、奈可拂除支、故是以從四位下行右馬頭藤原朝臣季方乎差使天奉出給、布掛畏支大菩薩、平具此由、遠知食天、不廻時日寸、御惱乎令除愈給、比夜守日守利、常磐堅磐爾護幸へ給へと、恐美恐美も申給しと申、

天曆六年二月八日

○上皇御惱ニ依リテ、御出家アラセラル、コト、三月十四日ノ條ニ見

ユ、

十一日、酉、列見、

〔西宮記〕

列見

天曆六年二月十一日、依太上天皇御藥事、无音樂及挿頭等

事、左右大辨有相綱、不著宴穩兩座之間、著南廂座、申行雜事云々、權中納言庶明卿參東門、參議雅信朝臣不參、而外記理綱申件等上達部參東門之由、大臣先

例著座人申東門障、未聞非著座人申東門障、但可入見參者、後日見參狼藉之由、被及天聽、大外記實臣、理綱、恐惶不出仕云々、

〔北山抄〕

七都省雜事

同六年、列見、依上皇御藥、無音樂及挿頭事、外記正綱申、未著座人、參東門之由、事依無實、後日恐申、○撰集、祕

二十四日、少僧都基高、叙ス、

〔僧綱補任〕

〇二

興福寺本、權律師基高、承平五年十月十二日任、法相宗、興

福寺、已講勞、七十三、天慶元年八月廿七日轉正、七十六、天曆二年十月十九日任、小僧都、八十六、同六年二月廿四日入滅、七十九、

〔三會定一記〕

一

同八年、宣、東大平、舜、死、替、講師基高、法相宗、承平五任

律師、天曆二任少僧都、同六年卒、九十才、

天曆六年三月七日

三月丁巳朔

八〇八

七日、癸亥左少史山文宗ヲ明法得業生ノ試博士ト爲ス、

〔類聚符宣抄〕九明法得業生試

明法得業生櫻井守

明法得業生從七位下櫻井宿禰守明解、申請官裁事、
請被依例蒙宣旨、給試博士奉試狀

右守明、去天慶九年被補得業生、年限既來、有妨奉試、何者、二員博士、一員爲守明之親父、一員遷官、其替未任、然則無有證師及試博士、謹檢式部省式云、試雜生者、必須證師、若無其人、遂應致妨、一官獨試、又云、試雜生、涉月經年、無有程限、自今以後、若過限者、除先試條、更始爲試、又云、今案試雜生、十二箇月爲限者、依此等文、或無證師者、一官獨可課試、若過限者、責在奉試之人、望請、依例蒙宣旨、以成業左少史山文宗、被給試博士將奉試、仍錄事狀、請官裁、謹解、

天曆六年二月廿一日

明法得業生從七位上櫻井宿禰守明

中納言從三位兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣在衡宣、宜以左少史山文宗爲試明法得業生櫻井守明之博士者、

守明得業生ニ補テヨシ
生ニ補テヨシ
ラレテヨシ
リ六年ヲ
經タリ
證師及ビ
シ博士ナ

同年三月七日

大外記多治真人實相奉

同月八日、仰左少史山文宗并式部大錄長廣兼了、

〔西宮記〕

臨時一對策問頭、上卿奉勅、仰外記、或上宣、天曆六三十五、中納言符宣抄、七日、作ル、

十日、丙寅太皇太后、內供奉十禪師定助ニ受法シ給フ、

〔醍醐寺座主次第〕

山第六大法師定助〔朱書〕村上或本權律師同六年十二月二日、任權律師、

〔續傳燈廣錄〕

灌頂護法分三之八皇太后宮

藤皇太后穩子、中天曆六年三月十日、請東院定助而受法、上皇俱作三禮、在仁和別院、善護金剛乘觀練薰修、不記薨年矣、

十四日、庚申上皇、御惱ニ依リテ、御出家アラセラル、

〔醍醐寺雜事記〕

李部王記云、中天曆六年三月十四日、晡時○河海抄、亥上天皇落篋入道、延曆寺座主權大僧都延昌爲和上、法性寺座主權律師鎮朝爲親教師、剃御髮、運照阿闍梨、勢祐已講爲唄師、上皇語絕、已經九日、傍人受戒

延昌和上ト爲ル

天曆六年三月十日 十四日

八〇九

天曆六年三月十四日

云々、

十五日、從此夕、上皇語漸通云々、○中

帝皇系圖云、天曆六年三月十四日、太上天皇落飭入道、御法名佛陀壽、

〔河海抄〕

若菜上

李部王記云、天曆六年八月廿七日、太上天皇御乳母加賀命

婦告送云、院御惱彌重、諸人申遷宮可宜之由、去月一日、參二條院、依御物忌、立

西門外案内、自去廿七日、八九日、御惱危急、卅日、晚以後頗平復云々、六日、從今

夜上皇御惱漸篤、十三日、此晚上皇悶絕良久云々、入夜院近臣告御惱重由、亥

刻重參、同十四日、落飭入道、

〔一代要記〕

天皇雀

天曆六年三月十四日入道、法名佛陀壽、○歷代編年集成、皇代曆、皇代記、皇

年代略記、皇年

〔元亨釋書〕

天曆皇帝

資治表六

六年春三月、太上天皇祝髮、

天曆六年三月二十四、上皇出家、居佛陀寺、○和漢合符、如是

〔扶桑略記〕

村上天皇

天曆三年己酉三月十四日、太上天皇院、雀落飭入道、

一云、六年三月出家、御佛陀寺、

○上皇御不豫ノコト、正月二十七日ノ條ニ、仁和寺ニ移御アラセラル

御法名佛
陀壽
御乳母加
賀命
病狀ヲ重
告親王ニ

佛陀寺ニ
移ラセラル

、コト、四月十五日ノ條ニ見ユ、

十九日、軒廊御下、

〔西宮記〕

臨時六
定穢事

萬壽四年十一月二日、大納言行成被申行軒廊御下、○中

無中臣官人被行之例、○中被問外記、々々申云、天曆六年三月十九日、左大臣會略

小野尋先例、無中臣官人被行軒廊御下、○江次

二十三日、肥天變ニ依リテ、左右兩京ニ賑給ス、

〔西宮記〕

五月
定賑給使事

天曆六年三月廿三日、諸衛佐、馬寮助之外、留六位差

加五位二十人、令賑給東西京、是依天文變異被施德、至晦
給之

二十七日、癸未臨時仁王會、

〔河海抄〕

明石

天曆六年三月廿七日、癸未被行臨時仁王會、

天曆六年三月十九日 二十三日 二十七日

八一

天曆六年四月十五日

四月丙戌朔

十五日庚子東西賊亂平定ノ御願ニ依リテ、京畿七道諸國ノ諸神ニ神位記ヲ授ケ奉ル、

〔類聚符宣抄〕

奉一授神位記事

太政官符神祇官

應願奉宮中京中諸神位記事

右左大臣宣奉勅、件位記、宜令頒奉者、官宜承知、依宣行之、仍須於官齋院披讀宣命、然後頒奉、符到奉行、

右少辨

左少史

天曆六年四月十五日

五畿内諸
神位記ヲ
頒

太政官符五畿内諸國司

應願奉神位記事

納韓櫃一合 宛夫二人

使神琴師正六位上大中臣朝臣高杖（後カ） 從二人

諸國司ヲ
シテ潔齋
マシムテ
マシムテ
マシムテ

神部一人 從一人
右左大臣宣奉勅、爲奉諸神位記、差件等人宛使發遣者、諸國宜承知、依宣施行、仍須每國牧宰潔齋擇定便所、與使者共披讀宣命、然後國司請取位記頒奉、不得違失、符到奉行、

天曆六年四月十五日

左大史
驛鈴一口 三廻

生書ノ史
能ヲシテ
神位記目
録ヲ書キ
シム

〔類聚符宣抄〕

十候内記所人上日

史生秦安平 同是真

右左大臣宣、能書史生二人、宜差遣内記所、令書諸神位記目錄等者、

天曆六年五月七日

少外記文武竝 奉

〔柱史抄〕

下臨時 神部 神位事

天曆六年天下諸神增一階、其後連々不絶、

〔石清水文書〕

一供時田采女祈詞等

卜部兼頼注進

一若宮事

天曆六年四月十五日

天下諸神
ヲ加位一階
ヲ

天曆六年四月十五日

八一四

天慶亂賽願ノ報御
神祇官及進ノ諸國勸
帳命七十卷位記五千

所見不詳

一當所不入延喜式事略○中

就之案之略○中 天曆六年五月十六日、天下諸神增一階、是去天慶二年、東

西賊亂之時、可平凶黨之由御願也、仍神祇官并諸國勸進神名帳所載明

神勅授位、極位之社、加載禰宜祝等中、可敍一階者、宣命七十通、位記五千

卷、額官使於諸國被獻之略○中

右文簿所注、大概如此、仍注進如件、

十一月六日

神祇權少副卜部兼賴

嘉祿二

〔鴨脚秀文文書〕

○乾山城

河合社御本位事略○中

天曆六年五月十六日告文云、京畿七道諸明神、各奉增一階、件位記五千卷者、

已上四箇年、○寬平九年、同十年、京畿七道諸神、可奉授一階之由、雖見其狀、

河合明神御事、詳無所見歟、但諸神之內、何令漏御乎略○中

永曆元年七月廿六日

鴨御祖社禰宜鴨縣主長繼

御告文

〔高野山文書〕

御社寶簡集十九階

〔端裏卷〕 公家與社家勘狀相違事

丹生名神御位階勘狀事略○中

一勘狀云、天曆六年五月奉增一階、天慶亂賽也云々、

付此勘狀案之、天曆者村上天皇御宇歟、此時一階者正二位歟、但天慶亂者、

大宰大貳藤良範子純友亂歟、彼天慶者、朱雀院御宇也、先帝時亂、後帝賽歟

如何略○中

右付此勘狀、不審之狀如件、

寬元四年七月 日

〔紀伊續風土記〕

四十八 天野莊

伊都郡七 上天野村

丹生四所明神社略○中

神階

丹生明神位階略○中

從三位

告門曰、相次三御位并加階奉賜也、

淳方勘狀曰、天曆六年五月、同被奉增一階、天慶亂賽也、

天曆六年四月十五日

八一五

○東西ノ兵亂ニ依リテ、五畿七道ノ諸神ニ、各位一階ヲ授クルコト、天慶三年正月六日ノ條ニ、天慶亂及ビ祈雨ノ報賽ニ依リ、室生龍穴神ニ、正四位下ヲ授クルコト、應和元年八月十七日ノ條ニ見ユ、五月七日、諸神位記目錄ヲ書カシムルコト、便宜合致ス、

法皇、仁和寺ニ移御アラセラル、

〔醍醐寺雜事記〕李部王記云、○中四月十五日夜、○末太上天皇遷御仁和本院、康

子内親王御願也、

〔陰陽博士安倍孝重勘進記〕上 一青龍脇日例

天曆六年四月十五日、庚子、青龍脇日太上天皇自二條院遷御新造皇后御所、○末皇太后御所、○未渡

一火曜日例

天曆六年四月十五日、庚子、火曜太上天皇遷御新造皇后御所、

〔花鳥餘情〕十九承平御門は、天曆六年三月に御出家ありて、四月に仁

和寺に遷御あり、

○法皇御惱ニ依リテ、御出家アラセラル、コト、三月十四日ノ條ニ、崩

仁和寺ニ
皇太后御所
ヲ新造ス

作者大江
朝綱

御アラセラル、コト、八月十五日ノ條ニ見ユ、

二十七日、在曆博士賀茂保憲、所帶ノ榮爵ヲ父忠行ニ讓ランコトヲ請フ、

〔本朝文粹〕六狀中

從五位下行曆博士賀茂朝臣保憲誠惶誠恐謹言、

請殊蒙天恩、以所帶榮爵、讓親父正六位上忠行狀、

大江朝綱

右先父兄而帶爵、古人恥之、今亦恥之、推榮班而讓親、賢者思之、愚亦思之、親父忠行、心尋古今、學兼倭唐、訪七略而叩門戶、涉九流而酌淺深、嗜學之情、老而彌篤、保憲過庭日淺、纔窺推步於一隅、奉公勞成、已忝榮爵於三朝、而老父齡傾、青衫不改柴扉之裏、愚子年少、朱衣漫曳周行之間、曉夕温清進退失步、爰蒲柳經秋而彌脆、水菽并日而屢空、盡忠誠於天朝之年長、致孝養於私門之日短、方今聖上已以孝治天下、臣下何忘孝留心中、望請天慈、曲降哀矜、以此朝請之名、令讓暮年之父、然則父登榮班、得誇五品之號、子返初服、猶勝萬戶之侯、不勝思親之志、保憲誠惶誠恐謹言、

天曆六年四月廿七日

從五位下行曆博士賀茂朝臣保憲上朝○

天曆六年四月二十九日 三十日 是月

野群載
同ジ

八一八

二十九日、寅皇太子、藤壺ニ參入セラル、

〔西宮記〕臨時五 院宮事 天曆六年四月廿九日小一條記云、東宮駕輦車

右大臣等
扈從ス

參藤壺(稱)右大臣及宮司、殿上人等從輦後帶刀相從、以召繼等爲車副者、但陣頭

侍者、啓内舍人等、今般不候、

右大臣已
箭ヲ帶シ
テ御前ニ
候ス

三十日、乙雷鳴陣、

〔西宮記〕六月 雷鳴陣 天曆六年四月卅日九記云、雷電甚盛、犯雷(稱)雨參入、帶弓箭

候御前云々、藏人澄景仰可解陣之由、頗退本座、召仰如例云々、

是月、祈雨御讀經アリ、

〔西宮記〕四月 灌佛 四月八日以後佛事例略○中

天曆六年四月日、祈雨讀經、

五月丙辰盡

十五日、庚京職、檢非違使等ヲシテ、桑樹ノ伐採ヲ禁制シ、其豐植ヲ勤メシ

ム、

〔政事要略〕六十 雜事 交替雜事二十

應加嚴制令殖桑樹事 下京職宣旨、

右大史御立維宗仰云、右大辨藤原朝臣有相傳宣、左大臣宣、奉勅、可令勞殖桑
樹之狀、去承平四年五月一日、下知左右京職○其條已了、而今年來、種樹之間
無幾、代損(後カ)之愁不絕、是則諸司、諸院、宮家仕丁等、或妄稱公家之用、或偏假權勢
之威、不斫以未口未家、裁所致也、職吏如忘朝章、保長不加督察、積習成俗、此實
何改、宜重仰左右京職、檢非違使等、禁制伐用、令勤豐植、若有乖制旨猶切取者、
每聞劾告、禁身勘決者、

天曆六年五月十五日

二十七日、壬位記召給、

〔西宮記〕四月 位記召給 天曆六年五月廿七日九記云々、行位記召給事云々、内

外記内記
ニ代ル

天曆六年五月十五日 二十七日

八一九

天曆六年六月五日 十日

六月大西朝

八二〇

五日、臨時奉幣使ヲ十六社ニ發遣シテ、雨ヲ祈ル、

〔康富記〕 文安六年三月十六日、申、丙

一度奉幣、被分獻兩日例、

天曆六年六月五日、依祈雨、被立臨時幣使、十六社、○下略、本月、
十日、御體御卜奏、

〔西宮記〕

六月 御體御卜

上卿著陣座、外記申神官候御卜由、

○註 官人進奏案、○註

略 官人昇案立南廊、○註

內侍臨東階、上卿起取函付內侍、○註 天曆六年依雨、
大臣 自南殿進御所、

外記 自階下參進、

〔北山抄〕

二年 年中要抄下 六月

天曆六年六月、祭主賴基有障不參之由、

外記申之、權少副大中臣公節奉奏案云々、

○西宮記、北山抄竝ニ日ヲ闕ク、姑ク恆例ニ據リテ揭書ス、

前近江權少掾賀茂忠行、御遊年方犯土ノ事ヲ勘申ス、

〔小右記〕

治安三年九月二日、癸亥、○中 權辨朝臣來云、御遊年方犯土事、先申

關白、○中 今年木造令召構、明春可立之由有被命者、忠行等勘文注、○中

天曆六年六月十日、前近江權少掾賀茂忠行勘申、北方被造立新門可有忌事、
尙書曆曰、夏三月土公治門不可觸犯、凶曆例云、大歲所在不可興功、動土舉造
百事凶、今年大歲在子、三公地基經云、本命遊年也、地犯土起功皆凶、今年御遊

十九日、癸卯 大神宮以下五社ニ奉幣シテ、雨ヲ祈ル、

〔康富記〕

文安六年三月十六日、申、丙

一度奉幣、被分獻兩日例、

天曆六年六月略、○中 同十九日、有五社幣、伊勢 以下、今日五日、被奉十六社內也、○其

二十三日、丁 四堺祭使ヲ發遣ス、

〔朝野群載〕

十五 祭使 陰陽道

右辨官下 山城國

和邇堺

使蔭子橋兼舒 從三人 陰陽允中原善益 從三人

祝少屬秦春連 從三人 奉禮陰陽師布留滿樹 從二人

祭郎學生四人 從一人 左衛門府生美努定信 從二人

天曆六年六月十九日 二十三日

八二一

和邇會坂
大枝山崎
ノ四堺
使
奉禮
祭郎

天曆六年六月二十九日

看督長一人 從一人 火長一人

會坂堺 同前 大枝堺 同前 山崎堺 同前

右今月廿七日、爲祭治部外四所鬼氣差件等人、宛使發遣者、國宜承知、依例供給、官符追下、

天曆六年六月廿三日

大史阿蘇宿禰(實名)

右大辨藤原朝臣(有相)

二十九日、季御讀經御前僧ヲ定メ、闕請ヲ補ス、

〔西宮記〕

季御讀經

天曆六年六月廿九日、著陣座定御前僧、是依仰也、又補闕請、令行事好古朝臣執筆、參議在座然而令行事辨書、是爲追便宜也、

七月乙卯 朔 盡

五日紀外記政、

〔西宮記〕

臨時一家外記政本

天曆六年七月五日、辨官申文如例、但少納言

遲參、仍結申了後、須申無可印給文之由、而外記等、令召使申云、前度無兩度結

申之例者、所申已忘故實、仍催仰令申云々、

天曆六年七月五日、辨官申文例、但少納言遲參、仍法申了、預申無可印文之由、

外記等令召使申云、前蹤无兩度法申之例者、所申已忘故實、仍催仰令申、无南

申文、依无兩大辨不參也、九記、

八日壬戌大神宮ニ奉幣ス、是日、文殊會、

〔西宮鈔〕

七月八日文殊會

文殊會日、有伊勢幣、

是月、頻リニ天變アリ、

〔西宮記〕

臨時十相撲召仰事

九記云、天曆六年七月廿一日、助繩眞

人爲左閣御使來云、日來頻有天變、又相撲還饗若在御忌日前、可無穩座候又

不可相撲者、

天曆六年七月五日 八日 是月

辨官ノ申
文アリ
兩度法申
ノ例

佛事ノ日
神事ヲ行
フ

十四日、酉權少僧都寬空ヲ仁和寺別當ニ補ス、

〔仁和寺御傳〕 寬空僧正 同元曆六年八月十四日、任仁和寺別當、

十五日、戌法皇ノ御惱大漸ニ依リテ、天下ニ大赦ス、

〔醍醐寺雜事記〕 李部王記云、中略八月十五日、○中略法皇崩御ノコト、是日

大赦天下、先例太上天皇之崩、非常時父子之親、無大赦、而准文獻太子例、有此赦云々、

〔西宮記〕 臨時一 天曆六年八月十五日九記云、○中略法皇崩御ノコト、敕

令事、尋例可行者、非皇考天皇崩之前、無恩詔之由、內記勘申、仍奏聞、仰云、去延（保明親王）長太子時、○有赦准可出少赦者、仰文時朝臣了云々、○前田家大永鈔

〔朝野群載〕 十二 不豫詔

（朱卷）詔、太上天皇玉體乖豫、究君臣而藥、非藥、涉春夏而秋、令秋、惠露欲晞、曉風怨於薜蘿之洞、觀月未暇、夜雲慘於三五之宵、朕以眇身、恭承丕緒、至誠空凝、方赤之底、冥感難達、圓清之高、思解法網於一朝、以獻寶算之萬壽、可大赦天下、自天曆六年八月十五日昧爽以前、大辟以下、罪無輕重、已發覺、未發覺、已結正、未結正、

文獻彥太
准ゼノ例ニ
ルニ

內記恩詔
ノ有無ヲ
勘申ス

詔書

大辟以下
罪ヲ赦ス

繫囚見徒、咸赦除之、但犯八虐、故斂、謀斂、私鑄錢、強竊二盜、常赦所不免者、不在赦限、布告天下、明俾聞知、主者施行、

天曆六年八月十五日

從五位下中務少輔紀朝臣宣奉行

〔中右記〕 大治四年七月十九日、

裏書云、後日大內記宗光云、天曆之間、依朱雀院太上天皇御惱、被行常赦間、人難之、非帝王二親事者、不被行非常赦者、○下

法皇、崩御アラセラル、

〔醍醐寺雜事記〕 李部王記云、○中略八月十五日、太上天皇崩、○下略大赦ノコト

〔西宮記〕 臨時一 天曆六年八月十五日九記云、太上天皇崩、○下略大赦ノコト

〔北山抄〕 四 皇太后崩事、上皇 天曆六年八月十五日、上皇崩、

〔醍醐寺雜事記〕 帝皇系圖云、天曆六年、○中略八月十五日、朱雀太上天皇崩、時

年卅、

〔扶桑略記〕 二 十五天皇 八月十五日、朱雀太上天皇春秋卅崩、

御不豫中
ノ御製

御惱大漸
ノ時昌子
内親王ヲ
顧ミテ詠
ルマセ給
御製ヘ

藤原朝忠
ノ奉悼歌

源信明ノ
奉悼歌

天曆六年八月十五日

〔新續古今和歌集〕

十六哀傷歌

れいならずおはしましける比、

八二六

朱雀院御製

遠近の風とそ今は成なましかひなき物は我身なりけり

〔大鏡〕

八院

〔朱雀院〕

院は數月綾綺殿にこそはおはしまし、か、御こゝろいと

なまめかしうもおはしまし、御心ちおもくならせ給て、太皇太后宮のお
さなくおはしますを見たてまつらせ給て、いみしうしほたれさせ給て、

くれ竹のわか世はことになりぬともねはたえせずなをなかるへき○拾遺和歌集

下句ヲればたへせすも
なかるへきかなニ作ル

まことにかなし、あはれにこそうけ給はりしか、

〔新千載和歌集〕

十九哀傷歌

朱雀院かくれさせ給うての比、志賀の山こえに

てよめる、

中納言朝忠

そほちつゝ物思ふ人の行道はなかるゝ水そゑるへなりける

〔信明集〕

朱雀院うせさせ給てける時、

かなしさの月日にそへて今よりは我身ひとつにとまるへきかな

〔本朝皇胤紹運録〕

御系統

醍醐天皇

〔第六十〕

朱雀天皇 諱寬明、治十六年、
母同文彦、昭宣公女、
受禪、元七十一、廿四、降誕、同三十一、七、為親王、同月廿一、立太子、三、同八、九、廿二、
四十三、出家、法諱佛、陀、壽、八十五、崩、三、七、

昌子内親王

冷泉院皇太后、觀音院本願、
母熙子女王、

〔一代要記〕

朱雀天皇 後宮

女御正四位下熙子女王

承平七年二月十九日、爲

女御、天曆四年五月五日、敍從三位、文彦太子女、母左大臣時平女、

女御正五位下藤慶子、天慶四年七月十六日、爲女御、天曆五年十月九日薨、

太政大臣實賴女、

〔皇年代略記〕

幼主八歲

朱雀天皇 諱寬明、醍醐第十子、
母皇太后、昭宣公女、

在位十六年、延長元年未癸

七月廿四日誕生、同十一月十七日爲親王、三年十月廿一日立太子、三、八年寅庚

二月十七日御書始、九月廿二日壬午受禪、八、同十一月廿一日辰即位、大極、承平

二年辰壬十月廿五日酉癸御禊、言左大將、節下大納、同十一月十三日卯辛大嘗會、近江、

依宇多院御事也、七年酉丁正月四日巳丁御元服、平、理、髮、右、大臣、仲、平、天慶九年

午丙四月廿日辰庚讓位於皇太弟、廿四、同廿六日太上天皇尊號、天曆六年三月十

天曆六年八月十五日

八二七

御事蹟

皇女
女御

御諱ひろ
あきら

御治世十
六年清和
天皇御臨
幸給事始
時祭道眞
菅原道眞
マレノ三
内マデ御
レニテハ
給ニ養帳

昌子内
王ヲ御
愛アラ
ラセ

此御代ニ
復タ攝政
ヲ置カ

平將門藤
原純友ノ
叛亂アリ

天曆六年八月十五日

八二八

四日出家法名佛陀壽、同八月十五日崩葬山城國來定寺北野陵、置御骨於醍醐山陵、

〔大鏡〕

一六十一代 朱雀天皇將門純友の時也

つきのみかと朱雀院天皇と申き、御いみなひろあきら、これたいこのみかとの御十一の王子なり、御母皇太后宮穩子と申き、太政大臣基經のおと、の御四のむすめ也、このみかと延長元年癸未七月廿四日に生まれさせ給、同三年乙酉十月廿一日、東宮にたち給ふ、御歳三歳、同八年庚寅九月廿二日、位につかせ給ふ、御歳八歳、承平七年正月四日御元服、御歳十五、よをたもたせ給事十六年、ある本に、廿四にて御すけ、天曆六年八月十五日、う、八幡の臨時の祭は、此御時よりあるそかし、このみかとむまれさせ給ては、御かうしもまいらす、よるひる火をともし、御帳の内にて、三まておほし奉らせ給き、北野におち申させ給てかくありしそかし、このみかとむまれおほし、さすは、藤氏のさかへいとかうしもおほし、ささゝらまし、いみしき折ふし生れさせ給へりしそかし、位につかせ給て、まさかとかみたれいてきて、御かんにてとそ聞え侍し、

〔榮華物語〕

朱雀院は、御子たちおはしまさゝりけり、唯王女御昌子とき

こえける御腹に、えもいはすうつくしき女昌子みこ、一所そおはしましける、は女御も、御子みつにてうせ給にしかは、御門われひとゝころ、かしこき物におもほし養ひ奉り給ける、

〔神皇正統記〕

第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤

原の穩子、關白太政大臣基經の女なり、御兄保明の太子彦と申す、早世、其御子慶頼の太子も打つゝきかくれまし、しかは、保明一腹の御弟にてたち給ふ、延長八庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平昭宣公の三男、後攝政せらる、寛平に昭宣公薨してのちには、延喜御一代まで攝關なかりき、此君又幼主にて立給ふによりて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ、此御時、平の將門といふ者あり、略中平貞盛國香子、藤原秀郷等心を一つにして、將門をほろほして、其首を奉りしかは、諸將は道よりかへり参りき、承平五二年二月に滅す、其間六年を經たり、藤原の純友といふもの、將門に同意して、西國にて叛亂せしを、少將小野好古を遣はして追討せらる、天曆四年に純友かくて天下志つまりき、延喜の御代さしも安寧なり志に、いつしか此みた

天曆六年八月十五日

八二九

天曆六年八月十五日

八三〇

れ出来る、天皇もをたやかにまし／＼けり、又貞信公の執政なりしかは、政
のたかふ事侍らし、時の災難にこそと覺え侍る、天皇御子ましまさず、一
腹の御弟大宰の帥の親王を太弟に立て、天位をゆつりて尊號あり、後には
出家せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳おまし／＼き、

〔河海抄〕

八 薄雲

母かたからこそ御門の御こも、きはきはにはおはすめれ、

朱雀院は延喜第十一、村上天皇は第十四皇子にてたはしませとも、此兩皇、
御母中宮温子、昭宣公女たりしによりて即位ありける也、

〔古事談〕

一 王道后宮

貞信公

參給朱雀天皇御前之次、被申云、君ラハ世間ニ
頗ユルク御座之由令申候云々、勅答云、故オト、昭宣公イハレケルトテ、先
代被仰シハ、世間ノ政ハ如琴操云々、大絃急時者、小絃不堪、我急ナラハ、世以
爲何云々、

〔源語秘訣〕

李部王記、天慶九年九月十日詔、裂藏人右衛門尉中原助信宿直
衣云々、昨夕主上御殿上侍、披見助信所隨身之裏中衣、紅色頗深、仍所破、或云、
宿衣私物、非人主可開看、頗涉苛酷云々、

〔九曆〕

天曆二年四月廿三日、法性寺是殿下建立道場也、而上皇天下間、去承

給フ

聖寶ノ御
祈子ヨリ
定助法門
眞言ヲ
聞キ給フ
清凉殿ノ
舊材ヲ賜
ヒテ清凉
堂ヲ造ラ
セ給フ

毎年嵯峨
野ノ秋草
シメ移植
給フ

平年中、立御願堂二字爲御願寺、

〔續傳燈廣錄〕

小野方上 灌頂護法分三之八

朱雀天皇

天皇諱寬明、延喜帝十一之太子、母藤氏、曰皇太后穩子、大丞國博陸基經之女、
延長元年生焉、即聖寶之祈子也、三年、立爲儲君、八年即位、翌改元承平、天慶十、
以位遜于皇太弟、天曆元四月廿四日、幸醍醐山東院、依定助聞金剛頂宗法門、
深達最極大乘之玄理、廼以東院爲官寺、三年三月、詔建下醍醐大講堂、清凉堂、
曰法華、影堂、灌頂堂、五重大塔、八幡神祠、宣拽清凉殿良材、而造法華三昧堂、故
世稱曰清凉堂、○其餘六年三月十日、國師定助而零飾出家、上皇太后俱三禮、
暫居仁和本寺、移在別院、斯舊趾、延喜三年、先帝創建、而康子內親王之所領、公
主者、嫁九條藤相國、便上皇大姉也、太上恆好密觀、遊大定、惜乎矣、玉體露珠而
不金石、八月十五日崩、鳳算三十、

〔新千載和歌集〕

四 秋歌上

位におはしましける時、とし／＼藏人所のをの

る、

朱雀院御製

年ごとに大宮人のくる野へは秋のさかや花もみるらん

天曆六年八月十五日

八三一

御製ヲ女
御ニ賜フ

御述懐

御讓位後
入内シテ
除目ハ
給行ハ
給ハント
御歌什
説

天曆六年八月十五日

〔新古今和歌集〕

戀歌四

女御のしもに侍けるにつかはしける、

朱雀院御歌

八三二

〔新古今和歌集〕

雜歌上

玉はこの道ははるかにあらねともうたて雲居にまよふ比哉

朱雀院御歌

時過て霜にかれにし花なれとけふは昔のこゝちこそすれ

〔長秋記〕

保延元年六月七日、己酉、略中（藤原忠敏）民部卿談云、朱雀院禪位後、又還入内

裏、與帝共（新上）可行除目、敍位之由有儀、依是又稱有憚之由、不奉入云々、

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

朱雀院諱寬明、延喜帝御子、後撰集春上、御一、院賀、歌、連、製、拾遺集

哀、戀、四、一、雜、新古今集上、院、御、賀、玉葉集雜、四、續千載集雜、上、新千載集秋、上、雜、

上、哀、一、新續古今集

〔古今和歌集隱名作者次第〕春上

石はしる

朱雀院御うた

○一代要記、皇代記、愚管抄等、異事ナキヲ以テ略ス、太上天皇尊號宣下ノコト、天慶九年四月二十六日ノ條ニ、尊號ヲ辭シ給フコト、同年五月

一日及ビ同月三日ノ條ニ、忠平ヲシテ、瀧口武者ノ員數ヲ定メシメ給フコト、同月五日ノ條ニ、朱雀院ニ遷御ノコト、同年七月十日ノ條ニ、御遊ノコト、同年八月二十七日及ビ同年九月十七日ノ條ニ、宇治ニ御幸ノコト、同年十二月三日ノ條ニ、醍醐寺ニ封戸五十畑ヲ施入シ給フコト、同月十一日ノ條ニ、九條殿ニ御幸ノコト、天曆元年正月二十五日ノ條ニ、大原野ニ御幸ノコト、同月二十六日ノ條ニ、北野ニ御幸ノコト、同年二月二十五日ノ條ニ、桂河ニ御幸ノコト、同年三月二十日ノ條ニ、延曆寺ニ法會ヲ修セララル、コト、同月二十八日ノ條ニ、醍醐寺ニ御幸ノコト、同年四月二十三日ノ條ニ、騎射競馬御覽ノコト、同年五月九日ノ條ニ、二條院御幸ノコト、同年六月十五日及ビ同年七月十五日ノ條ニ、松崎川御禊ノコト、同年六月二十七日ノ條ニ、二條院及ビ北野御幸ノコト、同年閏七月二十七日ノ條ニ、御不豫ノコト、同年八月十七日ノ條ニ、御馬御覽ノコト、同年十月二十六日ノ條ニ、栗栖野ニ御遊獵ノコト、同年十一月三日ノ條ニ、鶉ヲ御覽アラセララル、コト、同年十二月九日ノ條ニ、武徳殿ニ於テ、紅梅ノ詩ヲ賦シ給フコト、同二年正月二十一日

天曆六年八月十五日

八三三

ノ條ニ、二條院御幸ノコト、同年二月十七日ノ條ニ、籠物等ヲ内裏ニ獻
 ジ給フコト、同月二十五日ノ條ニ、賭射御覽ノコト、同年三月十二日ノ
 條ニ、樂舞御覽ノコト、同年四月五日ノ條ニ、法性寺御幸ノコト、同年四
 月二十三日ノ條ニ、御使ヲ遣シテ、關白忠平ノ病ヲ恩問アラセラル、
 コト、同年五月六日ノ條ニ、法師等ヲシテ、八幡、賀茂等ニ、甘雨、年穀ヲ祈
 ラシメ給フコト、同月十三日ノ條ニ、二條院御幸ノコト、同年七月二十
 日ノ條ニ、二條院ニ移御アラセラル、コト、同年八月二十二日ノ條ニ、
 宇治院御幸ノコト、同年十一月十一日ノ條ニ、樂舞御覽ノコト、同三年
 二月十二日ノ條ニ、北野御幸ノコト、同月二十四日ノ條ニ、東山及比九
 條殿御幸ノコト、同月二十八日ノ條ニ、花宴ノコト、同年三月十一日ノ
 條ニ、宇治院御幸ノコト、同月二十八日ノ條ニ、朱雀院ニ御馬御覽ノコ
 ト、同年四月十二日ノ條ニ、將門討伐ノ報賽ニ依リ、興福寺ニ於テ、佛經
 供養ヲ行ヒ給フコト、同月二十七日ノ條ニ、西院ニ於テ、競馬御覽ノコ
 ト、同年五月十一日ノ條ニ、朱雀院ニ競馬賭射御覽ノコト、同月二十日
 ノ條ニ、九條院御幸ノコト、同年六月二十九日ノ條ニ、西院渡御ノコト、

同年十一月二十五日ノ條ニ、大神宮ニ神寶ヲ奉ラル、コト、同四年九
 月十一日ノ條ニ、紅梅宴ノコト、同五年二月十三日ノ條ニ、醍醐寺五重
 塔ヲ造立シ給フコト、同年十月是月ノ條ニ、御不豫ノコト、本年正月二
 十七日ノ條ニ、石清水八幡宮ニ神馬ヲ奉納シテ、御惱平愈ヲ祈リ給フ
 コト、二月八日ノ條ニ、御出家ノコト、三月十四日ノ條ニ、仁和寺ニ移御
 ノコト、四月十五日ノ條ニ、山城宇治郡醍醐寺ノ東ニ葬リ奉ルコト、本
 月二十日ノ條ニ見ユ、

十七日、被遺詔ヲ奏シ、御心喪等ノ事ヲ定ム、

〔北山抄〕

四上皇 拾遺雜抄下

天皇

天曆六年八月十五日、上皇崩、十七日、被定行雜

事、院別當朝忠朝臣參陣外、依遺詔不任喪司、不行御喪料、不置山陵國忌、不列
 荷前、自餘雜事物、可從停止之由、傳宣外記、上卿奏聞、即舉哀素服、喪司等雜事
 停止之由先宣下、又至御葬日廢務、御心喪三月、明經道勸文云、葬雖非喪子、受
節子之禮也、依漢朝以日易月之制、可有十二日、御喪服、服、紀、錫、紵、文、云、皇有喪、服、
節、儉之願、命、御心喪、以、日、易、月、之、制、可、有、十、二、日、御、喪、服、服、紀、錫、紵、文、云、皇、有、喪、服、
日、御心喪、三、月、云、々、外、記、勘、文、云、大、同、天、皇、天、長、元、年、崩、心、喪、之、期、爲、限、期、年、天、
長、天、皇、承、和、七、年、崩、御、冠、以、遠、江、費、布、御、簾、御、座、等、端、皆、以、布、又、不、立、榻、云、々、件、

天曆六年八月十七日

遺詔ニ依
 リ葬司ヲ
 任ゼズ山
 陵國忌ヲ
 置カズ
 置素服
 等ヲ止ム
 明經道勸
 文三傳
 ノ外記ノ勘

公卿定
飲宴音樂
等ヲ停ム

御衰日ニ
依リ初七
日ヲ停ム

神事ノ日
ハ凶服ヲ
除カシム

御心喪三
廢朝四日

御一周忌
ノ間公卿
侍臣鈍色
ヲ著ス

兩帝非受讓但天長元年雖有期年喪之詔依臣下上表八月被行神事依諸卿
至于節會不見被行之由承和例頗難准隨弘仁皇命似被行之云々
定申本服三月之間停飲宴作樂臣下著美服之由下知官符唯計日十一月可
爲限者大后遷御主殿寮依延喜廿三年例也三七日五七日七々日御誦經以
殿上人所衆爲使以內藏物爲布施元慶依遺詔停萬事其例如之但彼父子之
間也此度初七日當御衰日仍三度被修之舊臣各著御服公家定除之不候院
殿上之上卿只按察一人也被行神事之時彼若有障爲之如何仍所被定行也
但依不著美服之制卷纓皆如輕服然神事之日猶著美服可候云々

〔小右記〕

寬弘八年七月八日己卯中右府以敦賴被申案內於左府朱雀院（顯光）

御時御心喪三月廢朝四日陽成院花山時廢朝五日也日數不同仰諸道可令（清和院成）

勘申歟者御返事云五日是定例也至于四日若日次不宜被行歟

十五日丙戌早旦以資平令觸依未著鈍色不參院之由於近習卿相中但朱（宣長）

雀院例一周忌之間卿相待臣節會行幸神事等外著鈍色

十七日戊子資平自院告送云頭辨云左府命云御傍親并院司及給素服之人

外不可著鈍色中大外記敦賴朝臣注送朱雀院御時殿上侍臣上達著服等

間日記天曆六年九月廿五日

〔小右記〕

長元四年三月一日戊申中先朱雀院讓（位カ）於弟邑上天皇其禮最

厚先朱雀院崩給不異諒闇

〔左經記〕

長元九年五月十三日庚寅

一新帝御心喪間御服色事

人々被申云可依勅定歟關白命云先儀可有之樣欲奉行也仍尋先例中

又天曆六年依朱雀院御事御心喪間（命服）同鈍色云々彼時臣下皆雖奏不可然

之由起自叡慮著給云々

十九日寅太皇太后主殿寮遷御警固ノ爲メ左右馬寮ヲシテ御馬ヲ牽力

シム

〔類聚符宣抄〕

皇太后

右大臣宣奉勅以明日丑尅（禮子）中宮可遷御於主殿寮宜仰左右馬寮依例令牽御

馬者

天曆六年八月十九日

大外記多治真人實相奉

御喪禮ノ
厚キ諒闇
ニ異ラズ

叡慮ニ依
リ御心喪
鈍色ヲ著
給フ

依有警固、使給此宣旨耳、

二十日卯朱雀天皇ヲ山城來定寺北野ニ火葬シ奉リ、尋テ、宇治郡醍醐寺ノ東ニ葬リ奉ル、

〔醍醐寺雜事記〕 帝皇系圖云、天曆六年略○八月十五日、朱雀太上天皇崩、中

略葬山城國來定寺北野陵、置御骨於醍醐山陵傍云々、○皇年代略記同ジ、

李部王記云、○中廿日御葬送、御前僧廿人、大僧都禪喜呪願、律師鎮朝爲御導

師云々、抄也自郁芳門路東行、經東路、從七條路渡鴨河浮橋、亥時（注カ）諸寺夾

路設幕念佛、院殿上四五位人、招迎大候外陣邊、御輿入南門、王卿退著幄、其山

作之（同カ）左中將藤原朝臣朝成（忠カ）乃至僧二口、奉仕茶毗事云々、其上物并御輿等、

於內墻北燒之云々、

廿一日朝、奉遷御舍利醍醐寺東、左中將藤原朝臣朝忠（律カ）奉持、律師鎮朝、醍醐寺

座主定助法師、陰陽助平野宿禰茂樹相從奉安云々、

〔大鏡〕 朱雀天皇 みさゝき、とりへのにあり、○類聚大補任同ジ、

〔扶桑略記〕 村上天皇 八月十五日、朱雀太上天皇春秋卅崩、葬愛宕郡山、置

御骨ヲ醍醐山陵ノ傍ニ置ク
呪願禪喜朝御導師鎮

上等御輿ノ内燒
クノ北ニ燒

御舍利ヲ醍醐寺ノ東ニ遷シ奉ル

御輿鳥部野ニ在リ

法性寺東中尾南原
陵ニ火葬シ奉ルト

院司藤原師尹御葬事ヲ執行ス
藏人所ノ黄幡ヲ持ツ

御骨於醍醐山陵傍、依遺詔不建山陵、不入國忌、

〔大鏡裏書〕 朱雀院御事○中

同廿日、葬山城國來定寺北野、置御骨於醍醐寺之山陵傍、

〔皇代記〕 朱雀天皇 天曆六年八月廿日、奉葬山城國法性寺東中尾南原陵、置御骨於醍醐山陵傍、

骨於醍醐山陵傍、

〔歷代編年集成〕 朱雀院 同廿日、癸卯、葬來定寺、或記云、葬法性寺東中尾南原陵、景御骨於醍醐山陵傍、去位七年、號朱雀院、

〔權記〕 寬弘八年七月八日、己卯、今日御葬送也、○中亥時人々著素服、○中春

依爲坊官不著、天曆六年、小一條左大臣、雖兼坊官、依爲院、黃幡主典代內藏屬

司、執行御葬事、已著素服、隨時之義、自以相異也、○中略、黃幡主典代內藏屬

此幡延長、在小屋形內、天曆六年、藏人所人持之、宗岳時重持之、

〔續後撰和歌集〕 十八 朱雀院かくれさせ給ける時、彼御をくりりに參り

て、よみ侍ける、（壬生）忠見

とまりぬる人たにまよふ道なれば行わひぬとて君歸らなん

○朱雀天皇崩御ノコト本月十五日ノ條ニ、七七日御忌御諷誦ノコト

天曆六年八月二十日

十月二日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔雍州府志〕

宇治郡 墓門

朱雀天皇陵

在下醍醐陵村、則理性院家司内匠

御陵所在
山城下醍
醐村ニ

〔山州名跡志〕

宇治郡

朱雀院陵

在陵町北方人家北、其所爲藪、陵方二間許、巡りに石を雙ぶ、上に檜の老木あり、是れ御骨堂の跡なり、今尙云御廟、

〔山城名勝志〕

宇治郡

朱雀院陵

在醍醐寺北陵町人家東、

〔山陵志〕

朱雀陵

乃其科陵

少南、略記、要記、帝王系圖、大鏡裏書並云、

御火葬ノ
處諸説一
ナラズ

記不、略記爲愛宕山、大鏡一説爲鳥部野、編年記一説爲法性寺東、而醍醐寺東、李部按、距醍醐陵南可三町、在家人屋後地、名陵町也、

〔山陵圖誌〕

朱雀帝

山城國宇治郡醍醐村三寶院家理性院家來吉田内記

〔山陵考〕

醍醐陵

朱雀院天皇の御陵なり、山城國宇治郡醍醐村陵町

屋敷之内、裏藪地之内凡十間四方程之廻り、西南堀切アリ、南之方藪地之境

ニ杉木並植有リ、先年被仰付候竹垣有之候、

醍醐陵
間方十
陵城方十
西南ニ堀
切アリ

平地ニテ
丘陵ノ形
ナシ

人家東後竹林の内にあり、後山階陵より三町許、これ御骨を納奉りし御骨堂の跡なりと、山州名跡志に云へり、平地にて丘陵の形なし、陵内四周に杉の大木立雙ひたり、その西東六丈許、北南七丈許あり、北東二方ハ小川流て、おのつから堺をなし、西南二かたハ、小隍ありて堺ひたり、これ醍醐寺雜事記に引る李部王記に、天曆六年三月廿日、御葬送云々、廿一日、朝奉遷御舍利醍醐寺東云々と見え、同書に引る帝王系圖、また編年集成等に、置御骨於醍醐山陵傍と見えたる御陵なり、

御火葬所

御火葬所は、今詳ならず、醍醐雜事記に引る帝王系圖には、來定寺北野と見え、編年集成には、或記を引て、法性寺東中尾南原陵と見え、類聚大補任には、有鳥部野と見え、たれば、紀伊郡鳥部野なる中尾山陵光孝天皇の御母藤原潭子の陵なり、南原に在るべきことなるを、今その中尾陵も知難ければ、此御火葬所もまた知かたし、或説に、東福寺の北方、泉涌寺道の南の畑中に、雀杜と稱て、古き柿木一株生たる處を、この御火葬所なるべきよし云へれと、此北に中尾といふへき山も無し、中尾陵に當るべきものもあらざれば、中尾南原陵には

天曆六年八月二十日

御陵ハ後
山階陵ヨ
リ異方ニ
町許ニ在

天曆六年八月二十日

八四二

當りかたきこと灼し、この所より東方山かたつける古の鳥部野わたりに
あらされは、合ひかたかるへしかし、

〔諸陵要記〕

朱雀院天皇醍醐陵 按、今山城國宇治郡醍醐村大字醍醐

の舊名陵町人家の東竹林の内にあり、後山階陵より異の方三町許に當れ
り、是御骨を納奉りし御陵なり、平地にして丘陵の形なきは、もと法華堂を
構へ給ひしなればなるへし、御陵周圍は小川の流れありて、おのつから堺
をなしたり、これ李部王記、其他の書に見えたる御場所にて、先輩の異論も
なく、まさしき御陵にそ有ける、さて又御火葬所の地の醍醐雜事記に引け
る帝王系圖に、來定寺北野、又編年集成に、或記を引て、法性寺東中尾、南原
陵、又類聚大補任に、有鳥部野など見えたれと、今たしかに知りかたし、山陵
考に引用ノ或説ニ同ジ、といへり、まかれとも、光孝天皇の御母藤原澤子の
中尾山陵も、今の御決定のことにしあれは、それより南の地理をよく尋ね
奉りては、世にあらわれん期もあるへくそ、考へられけるにこそ、

〔陵墓一覽〕

朱雀院天皇陵 京都府山城國宇治郡醍醐村、

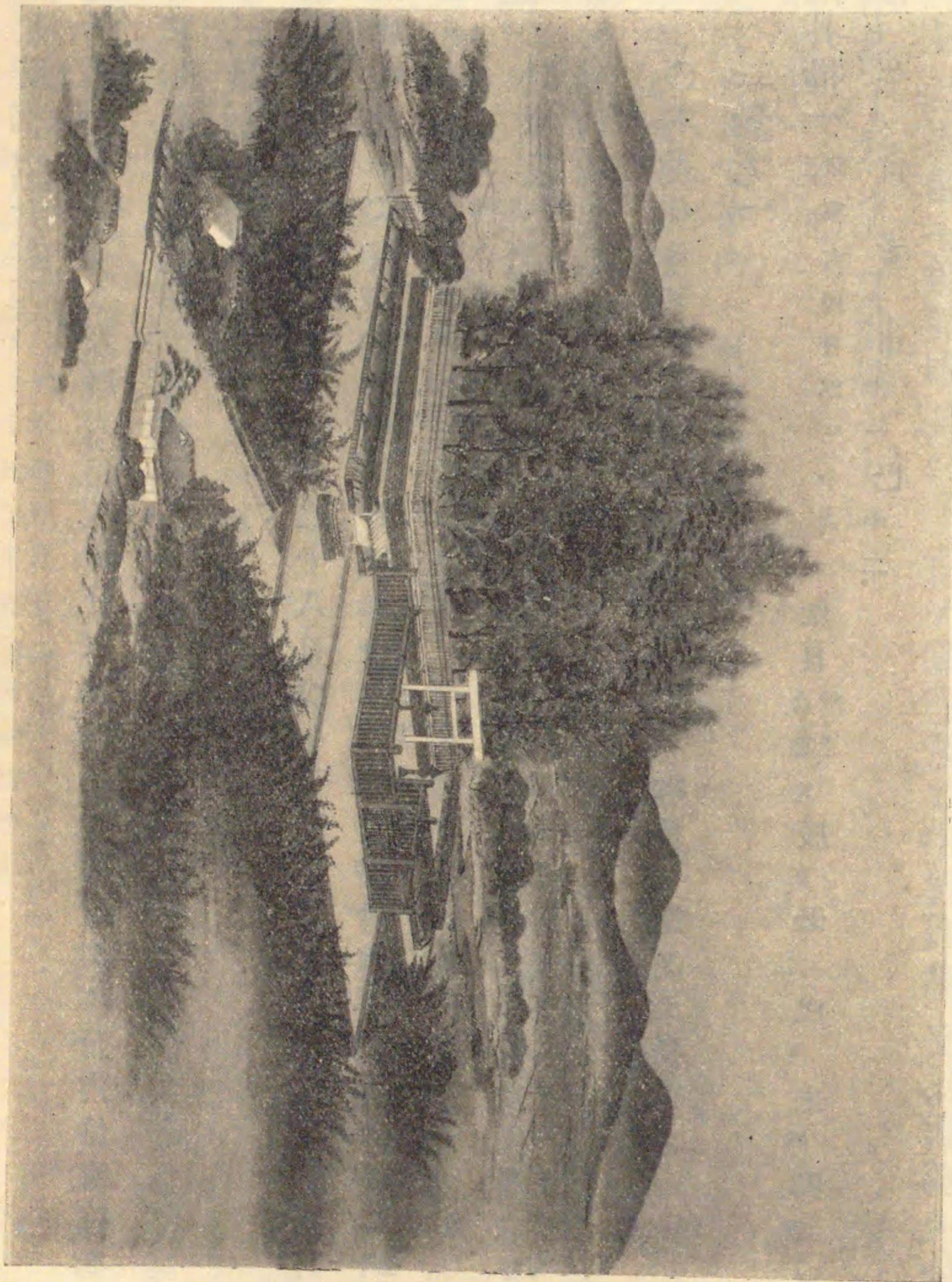
朱雀天皇
醍醐陵

〔歷朝山陵圖〕

察所圖藏

朱雀院天皇

醍醐陵圖



天曆六年八月二十日

八四三

天曆六年八月二十二日 二十三日

八四四

内侍ニ付
直ニ御所
ニ奏ス

二十二日 乙巳 詔書覆奏

〔西宮記〕詔書時一 天曆六年八月廿二日 乙巳 詔書覆奏、不付内侍、直進御所奏之、依年來之例也、

二十三日 丙午 御除服、解陣、

〔爲房卿記〕 應德二年十一月二十八日 戊午 天晴、殿下早旦召頭辨、被仰可令

欠日ニ御
除服アラ
セラル

勘錫紵日時之由、略、註、即被奏下、裁縫今日申刻、著御今日戌二點、除御二十九日巳未戌四點、須及三日、來三十日、除御也、而 彼日欠日、々々、除御例、中、天曆六年、太、上皇崩等時、欠日、除御、見殿上記、〔采雀〕 三十日 庚申、略、中 今夕 治部卿參陣、有解陣事、予、宣下、欠日、解陣例、天曆六年、太、上皇崩、御時、欠日、有解陣者、定後、申、勘

○本書、月日ヲ闕ク、姑ク本月崩御後ノ坎日ニ據リテ掲書ス、

〔參考〕

〔拾芥抄〕下 諸事吉凶日部三十八 坎日自節中 辰 正、丑 二、戌 三、未 四、卯 五、子 六、

酉 七、午 八、寅 九、亥 十、申 十一、巳 十二、

八月ノ坎
日ハ午日
ナリ

九月 大 甲寅 朔 盡

十一日 甲申 五畿七道諸國ヲシテ、官ノ調庸及ビ中男作物、交易雜物、年料米等、年輸十分ノ一ヲ進納セシム、

〔符宣抄〕 別本

太政官符五畿内七道諸國司

應納官調庸并中男作物、交易雜物及年新米等、年輸十分之一、別副 〔辨文事方〕

右檢案内、調庸雜物、精好合期可進納之狀、去天曆元 〔元〕 閏正月廿三日、下知既

畢、○其條 左大臣宣、宜仰國宰、自今以後、納官調庸并中男作物、交易雜物及年

新米、年輸十分之一、別副解文、合期令進納、若雖究進辨輸之數、不別納十分之

一者、仰所司、停勘抄帳者、諸國承知、依宣行之、符到奉行、

左大辨大江朝臣 左大史阿蘇宿禰

天曆六年九月十一日

二十三日 丙申 甲斐、武藏、信濃、上野等諸國司及ビ牧監ノ御馬貢進ノ期ニ違ヒ、并ニ例數ヲ減ズルモノヲ科責セシム、

〔政事要略〕 二十三 年中行事二十三 二十八日 上野勅旨 御馬事

天曆六年九月十一日 二十三日

八四五

年輸十分
セザレバ
抄帳ヲ勘
テ停ム

天曆六年九月二十三日

太政官符甲斐、武藏、信乃、上野等國司、

應科責諸牧御馬違期并減例數牽進事、

右檢案内、貢上御馬、已以定期、年斫之數、又有其限、國須慥加檢臨、必令貢進、而年來或進延期之狀、或申不足之由、其尤甚者、遂以違期、非唯牧監之怠慢、抑亦國宰之疎略也、(稱明)右大臣宣奉勅、自今以後、猶申延期、亦減例數、其牧監者雖致他功、不敢褒賞、若頻闕怠、解却其職、但國司者、五位已上全奪位祿、六位以下折公廩五分之一者、國宜承知、依宣行之事、出綸旨、不得緩怠、符到奉行、
權右中辨藤原朝臣光忠

天曆六年九月廿三日

右少史笠朝臣雅望

牧監闕怠
解却其職
國司ハシ
祿ヲ奪フ
事綸旨ニ
出ツ

十月甲申朔

一日甲申御心喪ニ依リテ、旬儀ヲ停ム、

〔園太曆〕十二

貞和四年十二月卅日、略中 抑仙洞御心喪中拜禮事、俊冬傳勅問之趣候處、此事可依先例歟、天曆六年、依御心喪中、旬儀、豐明節會等悉停止、

二日、配朱雀天皇七七日御忌ノ御諷誦ヲ七箇寺ニ修シ給フ、是日、太皇太后、朱雀天皇七七日御法會ヲ醍醐寺ニ修セラル、

〔醍醐寺雜事記〕

李部王記云、略中 (天曆)六年、奉爲朱雀院太上天皇御七々忌、設齋

會於醍醐寺、上皇去年造塔功畢、以十月欲設法會、展供養、而遭女御慶子朝臣卒去、俄停其事、相次玉體乖和、不能遂果、院司尋叡旨、便就塔下修御態、請僧等庶事皆守成規、但音聲之誤、已以闕然、即安置銀阿彌陀佛像塔中、陳供具、新寫金字法花經、納螺鈿經櫃、又墨字法華經、涅槃經各一部、即依先年仰、彼時所寫也、塔西縱立七丈幄一字、立講讀師高坐、(座下同シ)其西橫立對七丈幄二字、設百僧坐、其西又橫對立五丈幄二字、(北)此爲公卿坐、南爲侍從坐、其西縱立七尺幄一字、陳誦經施物、請七僧施法服、又引百僧納甲、梵音、錫杖分色、依大會儀、其七僧

天曆六年十月一日 二日

純銀彌陀
像ヲ安置
シテ新寫
華字法
經ヲ新寫
セラル

別勅ニ依
リ座主定
助ヲ權律
師ニ任ズ

粥齋、講師禪喜僧都料、康子內親王家辨之、呪願寬空僧都、同家備之、讀師覺惠
律師、(律師)左大臣家設之、三禮定助律師、(律師)右大臣設之、唄運照阿闍梨、左衛門督高明
卿辨之、散花勢祐已講、右兵衛督師尹卿設之、堂達寬□法師、權中納言庶明卿
備之、講說供養、次院御諷誦、信濃布五百段、次內藏寮御誦經綿□屯、次昌子內
親王修之、其寺坐主定助法師預造塔事、上皇有供養日、任僧綱之御意、仍今日
有別勅任權律師、是日有障不參會、(聞カ)問左右大臣、左衛門督候殿上幕所、中納言
有衛卿、參議好古朝臣就公卿坐、民部卿元方卿同參向、不隨身禳衣、不能就殿
上幕、侍別所云々、是日公家爲上皇七々御忌、分使被修諷誦、其三五七等日又
如此、蓋依元慶之例云々、

已上李部王記文也、○勸修寺家本
李部王記同ジ

〔中右記〕

永長元年八月十六日、癸酉、未時許參內、○中去八日、先令外記勘申
略但至諷誦者、依天曆六年例者、○中御諷誦天曆六年

例、是朱雀院太上法皇崩給時也、強不可仰彼例歟、頗無用心歟、御諷誦強不可
用例事也、朱雀院養村上帝爲子也、尋
養父母例可有不用心事也、

〔左經記〕

類聚雜例長元九年五月一日、戊寅、○中先是女院有先帝御法事可被

行之仰云々、而人々被申云、天曆六年、(皇子)母后奉爲朱雀院被行法事、准彼例被行、
有何事乎、

〔本朝文粹〕

十四
追善願文下

朱雀院四十九日御願文

後江相公(新撰)

奉鑄純銀阿彌陀佛像一體、觀世音菩薩并得大勢至菩薩像各一體、

奉寫金字妙法蓮華經一部八卷、無量義經、觀普賢、尊勝陀羅尼、阿彌

陀般若心經等各一卷、

奉寫墨字妙法蓮華經一部八卷、無量義經、觀普賢經各一卷、大般涅

槃經一部四十二卷、

右先年依仰所奉寫也、

以前供養尊像、演說妙典、造寫之趣、大槩如右、伏惟、太上法皇、昔是無何在、心、辭
萬乘而脫屣、今亦有爲厭世、入三密而出家、去春以還、聖體不豫、摩耶入夢、毒龍
遺吸珠之悲、世尊患風、耆域施藥之術、優鉢羅之夢、三獻失方、栴檀糝之羹、一
服無驗、四十年中、利生之願不遂、三五月下、登覺之行暗催、問前途於何處、觀音
得大、扶行路而奉迎、訪後生於誰家、寶樹蓮臺、加莊嚴而相待、方今仁山長崩、群

御願文
作者大江
朝綱

三ノ七御忌日
ニノ七箇寺
ヲニ御諷誦
先朝ノ御願

居無主之荒砌、慈海已竭、共溺戀恩之涕川、射山計日、虬箭頻移、鼎湖隔雲、漏水
屢滴、爰三五七之良因、聖主每度、修福於七箇寺、四十九之惠業、國母臨期、開講
於一伽藍、定知真如宮裏、三明之月更朗、菩提樹下、七覺之華彌鮮、抑說法有隣、
何野非鹿苑、如來不住、何山非鷲峯、然而殊向醍醐之寺、重拂寶塔之下、先朝御
願留在此場、悅五層之漸成、整八音而期會、處處訪名、普課良家之懸卵、聲聲調
樂、欲備天衆之降臨、忽遇蘭房之永凋、酷嘆善苗之不熟、叡心所指、疑在花時、從
樂盡哀來、志留事變、鳳舞鸞歌、雖乖去年之聖慮、蘿襟雲衲、不改舊日之詔名、敬
奉飾龍駕之不返、兼復供鴈塔之新成、娑婆假使出鳩、鳩之城彈右指、真如定是
把孔雀之尾、掃宮墻、嗟呼遠近遺恨、不見春洞連袂之柳腰、緇素含哀、空聞暮山
咽嵐之松響、宮臣某且尋上皇之叡襟、且奉中宮之令旨、右膝著地、左手揮淚、令
脩如件、敬白、

天曆六年十月二日

別當中納言從三位兼行春宮大夫左衛門督藤原朝臣師尹

〔朝忠集〕

家〇歌仙

六年

八月十五夜、朱雀院みかとかくれさせ給て、御四十

九日こもり候ける殿上の人々、よみあつめけるに、

つれくくとへにけるとしをかそふればむかしとをくも成にける哉

藤原朝忠
御追悼ノ
歌

源信明
御追悼ノ
歌

御四十九日、女房のなかにいれける、

〔信明集〕

〇歌仙

御

いみはて、人々いてける日、

去くれつゝ梢はこゝにうつるとも露にをくれし秋なわすれそ
去くれつゝ梢はこゝにうつるとも露にをくれし秋は忘れし

六日、山城葛野、綴喜兩郡ヲシテ、新嘗會供御ノ稻粟ヲ進ゼシム、

〔類聚符宣抄〕

御膳 帝皇

太政官符民部省外

應進上新嘗會供御稻并粟事

稻山城國葛野郡 粟同國綴喜郡

右得神祇宮内、大炊等官省寮解備、件供御稻粟等卜定如件者、大納言正三位
兼行中宮大夫藤原朝臣顯忠宣、奉勅依件行之者、省宜承知、依宣行之、符到奉

行、

左少辨

右少史

天曆六年十月六日

八日、官奏

天曆六年十月六日 八日

天曆六年十月十日 十二日

〔北山抄〕三官奏事 拾遺雜抄上 同六年十月八日、右大史栗前扶茂候奏、參上之時、御立惟宗候之、取奏之次問之、申云、扶茂忽有所煩退出、

十日、癸、興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕六年、壬、講師觀理 年五十八、滿四十、平氏、左、京人、延、宗、五月六日、宣、九日、講、

〔三會定一記〕一、同六年、五月六日、宣、 講師觀理三論宗、 豎義 安愷、次、千樹、

十二日、秘、太皇太后ノ御惱ニ依リテ、主殿寮ニ行幸アラセラル、

〔西宮記〕臨時、行幸、 天曆六年十月十二日、小一條記云、今日天皇幸主殿寮、

奉問太后御惱、依御心喪朱雀院崩之間、無警蹕、鈴奏等、又御裝束皆用鈍色、但御袍著御直衣、御冠卷纓也、入夜還御、扈從公卿稱名如常、抄九條家本、西宮

〔北山抄〕九、羽林要書裏書、 天曆六年十月十一日、御心喪之間、依太后御惱、行

幸於主殿寮之日、無警蹕、鈴奏等、公卿稱名如常云々、而今日無名謁、可尋、扈從人皆鈍色裝束、五位已上或綠螺鈿、或黑鞍、胡錄錄用黑籠、六位或移鞍竝黑鞍等尻鞞皆如常、

〔權記〕 寬弘八年六月廿八日、略、中、天曆六年、朱雀院崩給之後、依太后御惱、行

御心喪ニ依リ警蹕、鈴奏ナシ、鈍色御裝束、御冠卷纓、還御、公卿稱名、扈從人ノ服、名謁ナシ

幸主殿寮之時、在御心喪内、彼時所被相定可准據歟、

○太皇太后、主殿寮ニ遷御アラセラル、コト、八月十九日ノ條ニ、御惱

ニ依リテ、小朝拜ヲ停メラル、コト、七年正月一日ノ條ニ見ユ、

十七日、庚太皇太后、朱雀院ノ御馬十疋ヲ内裏ニ獻ゼラル、

〔西宮記〕臨時、行幸、 同十七日、故院御馬十疋奉大内、左中將朝忠奉中宮仰、

奏事由云々、

元慶寺ノ災ニ依リテ、仁王會執行ノ可否ヲ定ム、

〔西宮記〕臨時、一、前田家、臨時、仁王會、 同六年十月十七日、文範云、檢校中納言消

息云、元慶寺燒亡、彼未造立、前年檀林寺燒時延長六年三月已止、爲之如何、

答云、可被定行云々、

○元慶寺燒亡ノコト、天曆三年九月是月ノ條ニ見ユ、

檀林寺燒亡ノ例

天曆六年十月十七日

八五三

天曆六年十一月八日 九日

十一月 癸丑 朔

八五四

八日、映越前追捕使、押領使ヲ停ム、

〔朝野群載〕二十二 諸國雜事上 申停追捕使押領使

國司解

越前國司解 申請官裁事

請被停止追捕使、押領使等狀、

隨兵等所
部ヲ橫行
シ人ヲ
脅略ス

右在京雜掌申云々、今件隨兵士卒、非必其人、或借威使勢、橫行所部、或寄事有犯、脅略人民、所部不諍、還致愁歎、望請官裁、被停止件使、若猶郡司之力不及、國宰之勤難堪、須隨事狀申請件使、仍錄事狀謹解、

天曆六年三月二日

同年十一月八日、右大臣宣、奉勅依請、

九日、酉出雲ニ押領使ヲ置ク、

〔朝野群載〕二十二 諸國雜事上 追討使官符

部内ノ奸
盜ヲ追捕
セシム

太政官符 出雲國司

應以清瀧靜平爲押領使、令追捕部内奸盜輩事、

右得彼國去正月廿六日解狀、備謹檢案内、美作、伯耆等國、申請官符、押領使勤

暴惡ノ輩
橫行ス
賦稅ノ民
ヲ奪

行警固事、而此國在二境之中、暴惡之輩、任心橫行、自非官符之使、何糾執惡之徒、加以年來之間、賦稅之民、恣集黨類、動奪人物、謹案事情、糾捕凶類之道、尤在此使、方今靜平、才幹兼備、亦堪武藝、清廉之性、勤公在心、望請官裁、准件等國例、以靜平被裁給押領使、且令斷凶惡之輩、且令在平善之風者、(附題)右大臣宣、依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、
從四位下行左中辨橘朝臣好古
左大史出雲宿禰蔭時

天曆六年十一月九日

十六日、戌御心喪ニ依リテ、豐明節會ヲ停ム、

〔政事要略〕二十六 年中行事二十六 中卯新嘗祭事 天曆六年十一月十六日、新嘗會停

止、依在太上天皇心喪内也、

〔園太曆〕十二 貞和四年十二月卅日、○中抑仙洞御心喪中拜禮事、俊冬傳

勅問之趣候處、此事可依先例歟、天曆六年、依御心喪中、旬儀、豐明節會等悉停止、行幸之時、無警蹕、可被准是等例者、

十八日、庚大祓ヲ修ス、

〔北山抄〕四 拾遺雜抄下 上皇 天曆六年八月十五日、上皇崩、○中十一月十八、

天曆六年十一月十六日 十八日

八五五

大祓ノ後
吾奏アリ

天曆六年十一月二十八日

八五六

日、行大祓外記申、大祓了之後可音奏之由、可仰內豎、擇時可仰歟、仰云、同時可仰之、

二十八日、**昌子內親王御著裳ノ儀アリ、**

〔河海抄〕十三 若菜上 御もきの事 （全部正記） 同記云、天曆六年十一月廿八日、昌子內親

主上親ヲハセ給フ御腰ヲ結ハセ給フ書法四卷ヲ獻ズ男官ノ饗アリ

王初服袴、主上親結腰給、其膳物從御厨子所辨備之、朱漆臺四本、以銀器備膳、同小臺二本、以銀土器代備菓子、親王家獻烏犀御帶一腰、書法四卷、朱雀院并殿上男女官饗、其侍臣十餘人、召弘徽殿南廊給酒肴、中宮職給祿、

○皇女昌子ヲ內親王ト爲スコト、四年八月十日ノ條ニ見ユ、

左右衛門府門部ノ才幹アル者ヲ檢非違使公文預ト爲ス、

〔政事要略〕六十一 檢非違使 雜事一

別當宜ノ案主長ノ職掌無キ其人依リ書紛失ス

（案當明） 被別當宣云、案主長是可掌使廳文簿者也、非有才用、難可勤仕、如聞者、依無其人、不置件職、文書紛失、事自懈緩、宜以左右門部有才幹者一人、爲件公文之預、令得勘據之便者、

天曆六年十一月廿八日

左衛門少志笛有忠 奉

十二月癸未朔盡

一日、癸未除日、

〔公卿補任〕五

參議正四位下源正明、六十十一月兼讚岐守、

從四位上藤朝忠、四十十二月一日任參議、

〔朝野群載〕九 申參議功勞

勘解由長官從三位藤原朝臣在國、誠惶誠恐謹言、

請特蒙鴻慈、依大辨藏人頭勘解由長官勞任參議狀、○中
先朱雀院時、朝忠卿、天曆六年抽拜參議、○中 彼皆無本官之可拘、只依憐木幡之新勤也、○中

長保元年六月廿四日

〔魚魯愚鈔〕二

（實語） 一 大臣臣二人執筆之時、大間以下事、（在納言執筆時儀）

小野宮記曰、天曆六年十二月二日、甲申、午時許外記傳說、除日大間成文等

持來、即申云、右大臣消息云、件大間書等可持參者云々、見了返遣之、頃之又

持來也、御消息云、故三條大臣件大間書被奉大殿之事、誠依御物忌雖不候、

天曆六年十二月一日

八五七

大臣二人執筆ノ例

始日已侍、何不奉入乎云々、仍留家訖、
花抄曰、天曆辨左大臣執筆、彼日有障不參、右大臣執筆了、

○源正明ノ任官、便宜合致ス、

二日、醍醐寺五重塔ヲ供養ス、

〔慶延記〕

下醍醐雜事記

一五重塔一基、瓦村上御願、

安置胎藏五佛像、各三尺、

中務卿親王代明、令啓皇太后宮、朱雀、村上兩帝母藤原福子、昭宣公第四女也、依其令旨所興造也、

承平元年十一月三日、延賀法師勘支度進之、○普光寺塔支度也、其條アリ、中略

天曆六年十二月二日、供養百僧、講師禪喜僧都、呪願寬空僧都、讀師覺惠律師、三禮定助律師、今日任塔事、唄運照阿闍梨、散花勢祐已講堂達寬□法師、

傳云、經年序之後、破損之時、賢圓之母修理之云々、

〔醍醐寺座主次第〕

○山城

第六大法師定助

同六年

十二月二日、任權律師、

年六十九、當尊師塔供養日也、別當賞、其三禮師也、或本云、太皇太后爲朱雀院被修法、三禮賞云々、

李部王記云、其寺座主定助法師、預造塔事、上皇有供養日、任僧綱之御意、仍今

請僧百口
講師禪喜
定助三禮
ヲ勤ム

醍醐寺座
主定助ヲ
權律師ニ
任ズ

日有別勅、任權律師云々

〔僧綱補任〕

○興福寺本

權律師定助

十二月二日、任醍醐座主、御塔供養

賞、眞言宗、六十五

○仲平等、塔ノ心柱ヲ醍醐寺ニ施入スルコト、承平六年三月十三日ノ

條ニ、落慶供養ヲ延引スルコト、天曆五年十月是月ノ條ニ見ユ、

八日、東宮御著袴ノ儀ヲ行ハセラル、

〔日本紀略〕

冷泉

六年十二月八日、庚寅、著袴、

〔大鏡裏書〕

冷泉院御事

○中

同六年十二月八日著袴、○皇年代略、記異事ナシ、

〔行成卿記〕

○伏見宮御記

寬弘八年十二月廿八日、丁卯、中宮三宮御著袴、

仍參枇杷殿、○中將以下、々欄渡西、取祿給大臣以下、註、時々有朗詠、○天曆

六年、皇太子著袴之時、有朗詠、依朱雀院御事、人々心喪、然而太子服限之外、亦時非諒、聞、仍有朗詠、亦以無妨、歟、今此御著袴、是時俗之禮、先例亦存、

〔玉藥〕

承久二年十一月五日、辛卯、○中此日皇太子懷成、御著袴也、

冷泉院

天曆六年十二月八日、庚寅、御歲三歲、

天曆六年十二月八日

御塔供養
ノ賞

朗詠アリ

桂芳坊ニ
テ其儀ア
リ大臣師
輔御腰ヲ
結ヒ奉ル

天曆六年十二月九日 十日

於桂芳坊被行之、(前略)右大臣奉結御腰、○平戸記寛元三年八月、

〔朝忠集〕

○歌仙 家集本 そのとし十二月、わかみやの御はかまうちきをたてま

つらせ給に、

おほ原やをしほの山の小松をはまけみちとせのかけとなしてん

權律師明仙寂ス、

〔僧綱補任〕

○二 興福寺本 權律師明仙 天曆二年十月十九日任、天台宗、延

曆寺、已講勞、左京人、文屋氏、(朱書下同)七十七、同六年十二月八日入滅、八十一

九日、卯、辛公卿ヲシテ、内裏ノ穢ヲ定メシメ、神今食祭ヲ所司ニ付セシム、

〔西宮記〕

○臨時 天曆六年十二月九日小一條記云、伊尹朝臣宅井、有死人頭

及肋、而不知其由、參大内、今日令公卿定其穢、公卿申云、勘先例、如此之穢、或七

日、或不爲穢、可從處分、仰云、可爲七日穢、(亦カ)今來十一日神今食、村所司令行者、

十日、辰、壬御體御下奏、

〔類聚符宣抄〕

○一 御體御下 太政官符神祇官 外印、 應行御下崇參箇條事

藤原伊尹
第ノ井ニ
死人ノ頭
等アリ

七日ノ穢
ト爲ス

御膳水神
ノ祟

鬼氣ノ祟

犯土ノ祟

神祇官解

未ダ官奏
セズト雖
ス天聽ニ達

一 御膳水神依人過穢爲祟、仰預人可令掃清祭治事、

一 來年春夏兩季、可有鬼氣祟、季初祭治大宮四隅、京四隅、兼祭日可供奉御禊

事、

一 自御在所南西方諸司、所犯土祟、可鎮謝事、

中務 民部 主税 内匠 造酒 内膳

右兵衛 左馬 右馬等省寮司府所犯、

右得彼官、今月十日解僞、依例供奉御體御下、所祟、奏聞既訖、仍錄祟狀、申送如

件者、官宜承知、依件行之、符到奉行、

位左少辨

位左大史

天曆六年十二月十日

十四日、丙誨子内親王薨セラレ、

〔西宮記〕

○六 前田家本 賀茂臨時祭 (案考) 天曆六年十二月十五日九記云、○中

誨子内親王昨薨、雖未官奏、依及天聽、○下

〔小右記〕 永延二年十一月十九日、壬寅、○中去天曆六年、依朱雀院御心喪、以

十二月十五日可有臨時祭、而十四日誨子内親王薨、無官奏、已及天聽、○下

二十一日、卯、荷前

〔西宮記〕

十二月 荷前

天曆六十二年廿一日、諸卿著大庭座之後、依雨氣、改

公卿大庭座ヨリ中庭ヨリ著ク

〔政事要略〕

二十九 年中行事二十九

西宮記、○中、天曆六年十二月廿一日、癸卯、是日有荷前事、午一點參著建禮門前幄座、去十八日、依姑喪、進廿箇中

勅依リテ晴儀ヲ改

出御

納言藤原在衡卿、同師尹卿、源庶明卿、參議大江維時朝臣、源正明朝臣、小野好古朝臣、同參著、同刻有勅、改晴儀爲雨儀、依有雨氣也、同二點上達部以下立大庭座、著中重座、今日左大臣可被參入云々、仍使上達部祇候之間、左兵衛番長笠眞見出自長樂門、申云、右大辨有相朝臣仰云、宸儀御出也、早々可參進者、令申云、左大臣可被參云々、仍未補使等、申隔闕所者、重參來申云、左大臣被申障由已了、早々可定行者、件事若大臣不參、當日上卿可定行之由、須仰外記、而今令近衛舍人忽然所作、理不可然、于時召外記春道有方、仰可進使差文之由、即有方進差文、即申云、申身病、大夫等依例候待賢門、又不申障由之人、其數若干人也者、一々令申其由了、仰云、若有擬補件闕之人々哉者、擬補之由、有方申了、以諸大夫及墓所使、次、陵使等夾名奉置、是則仰宣令進也、而依件差文、上達部

差文ヲ進

諸大夫等スノ闕ニ補

重明親王獨行幸ニ供奉セラ

冠者服裝

藤原師尹加冠ヲ辭ス

源庶明加冠藤原清正トス、髮正トス、師輔冠者賜ニ御冠下請

以下、一々參進如恆、申一刻使等發遣了、上卿退出畢、今日雨脚滂沱、終宵不休、是日親王不參入、而八條式部卿供奉行幸、便著上達部座上云々、

二十八日、庚、左衛門督源高明ノ男、元服ス、

〔西宮記〕

○臨時、殿上童元服

天曆六年十二月廿八日記云、左衛門督少子加冠云々、召少兒、服、白玉帶、

〔天曆六年御元服記〕

○伏見宮御記錄

天曆六年十二月廿八日、是日使平

朝臣保衡、請左兵衛督、師尹爲兒少子、加冠也、報云、不釋院御服、就吉事有忌疑、故東宮御初袴日、○十二月八日、條參看、不參仕、仍不堪、報云、輕服殊非可忌、故尋親、忝請、至于他故、敢非申限、重報云、前不參東宮、若參詣、憚物聞、仍不能參、即今同朝臣、請權中納言庶明、親三品齊世、可令源清延、招近江介藤原朝臣清正爲理髮也、即以東對西廂爲客座、西南設加著座、用土敷、二、其南西向設同穩座、其南東面鋪、理髮座、南廂及廊下設諸大夫座、酉刻中納言來云、右相公奏內裏下御冠、被違、遲々之間、先入簾內、令服少女袴具、蓋中納言酒肴、須與源清延賚御冠來、即設、菅圓座、召少子、服、白玉帶、諸大夫傳安冠櫛具、以冠宮蓋納冠、以櫛宮蓋納櫛巾、

天曆六年十二月二十九日

八六六

加冠理髮
被引出物
贈

櫛、髻、紙、鈇刀等、又安泔器、加囊、令清正朝臣理髮加巾子、中納言進加冠復本座、清正朝臣又進理髮了冠之、退換服、於是設饗加著座、膳用折敷十二枚、樣器、折敷、理髮机二前余折敷六枚、諸大夫各設俎饌、于時新冠者進拜中納言、不動座、仰令令坏、行正即進獻盃了退、酣飲更深、纏頭中納言裝一襲、加綾小褂一重、贈馬一疋、理髮女裝一襲、中納言語次陳云、寬平以後、改姓者可預氏爵由有奏文、若有被間殊垂恩顧耳、

二十九日、亥、追儼、

〔西宮記〕

追儼事

天曆六年十二月廿九日小一條記云、參東宮定本西宮記

追儼分配
等ヲ定ム
方相御前
ヲ渡ル
御物忌

補ヲ以テ追儼分配及元三日後取等、其後著承明門東腋座、暫按察中納言參著予語中納言云、方相度御前出北門、而昨今當御物忌、前例如何者、納言召外記傳說、令檢先例、已无所見、仍差傳說、付藏人令取案内、還來云、藏人清時傳仰云、依例可行者、記ヲ前田家本西宮亥一剋諸衛開門、追儼儀如常、

是歲、金剛峯寺奧院ノ堂塔、雷火ニ依リテ燒亡ス、

〔高野山奧院興廢記〕

〔私法大略〕

一同廟院堂塔爲雷火或野火燒失事

村上天皇御宇、天曆六壬子之比、奧院堂塔等、併爲雷火令燒失了、自彼承平三年七月ノ條參看、修理供養之日、迄此天曆六年雷火燒失之時、僅隔廿年之星霜、即經二代之聖朝、是則大師御入定之後、一百十四年也、于時當山第九座主僧正寬空香隆寺、寺家第三執行別當定觀號若狹、寺務治山間事也、

〔高野春秋〕

四

天曆六年壬子夏六月日、震奧院廟塔、令拜殿等累燒矣、即從

座主令定觀退職、席殿燒亡故也、執行定觀辭所帶職、是依滿寺嗷々慨歎也、承考、平三年、席殿落慶、到于茲經二十年、爲雷火又燒失焉、

○金剛峯寺奧院廟塔修理供養ノコト、承平三年十一月二十七日ノ條ニ、同廟堂落慶ノコト、天德年中ノ條ニ見ユ、

座主寬空
拜殿等類
燒ス
執行定觀
職ヲ辭ス
承平三年
落慶後二
十年ヲ經

天曆六年是歲

八六七

年末雜載

神社

〔和州久米寺流記〕一天滿天神御詔宣事

天曆六年二月三日、詔于八歲之少女而言、我在世之時、詣于斯寺而結緣、於此留神於斯砌、七軸之經王者、雖弘于世、三粒之馱都者、留猶在與、即垂跡於當嶺、永為擁護、鎮將云々、仍天曆六年國宣符云、去春依靈詔、久米寺東塔基、敬奉祀天滿御靈、是為鎮護國家興法利生也、自今以後、久米長者民人等、每年八月廿五日、應奉祭之者云々、

〔類聚大補任〕

大神宮及
豐受大
神宮禰
宜位

大神宮禰 宜行真 五月十日敍從五位上、

豐受大神宮禰宜雅風 五月十日敍外從五位下、

〔二所太神宮例文〕第十 二所太神宮神主等始浴朝恩賞次第

天曆六年五月、二宮禰宜敍一階、

〔類聚大補任〕大司正六位上大中臣朝臣中理 十二月七日任、在任六年、祭主安則孫下野守完行四男、

大神宮大
司任任大

國宣符以
八月二日
祭十五日

大和久米
寺天滿米
御靈奉

河內枚岡
社物忌
ヲ補ス

石清水八
幡宮俗
別當補

第一俗別
當

〔類聚符宣抄〕

諸神宮司補任事

太政官符神祇官

應補坐河內國平岡神社物忌大中臣時子事

右得官去正月十三日解僭、彼社物忌大中臣吉子長體之替、撰定件時子、言上

如件、望請官裁、被補物忌、將令勤職掌者、中納言從三位兼行左衛門督源朝臣

高明宣、依請者、官宜承知、依宣行之、符到奉行、

防鳴河使位

右大史位

天曆六年五月十一日

〔石清水文書〕

五田家中文書附錄

紀氏俗別當始

從五位下良常 天曆六年五月廿八日補

〔石清水八幡宮記錄〕

并所司系圖

八幡宮寺紀氏系圖

延晨

良常 第一俗別當、不經神主、或本神主云々、神主良養子、此人俗別當、自權俗別當、被授從五位下、清昭別當之時、天曆六年五月廿八日、任俗別當、自權俗別當、五位下、良範為子、朝臣也、村上御宇、始授從

佛寺

〔長谷寺靈驗記〕

上

第十二新羅國照明王后遁王難送寶物事

村上天皇御宇ニ、新羅國ニ武王有、照明王ト名ク、百人ノ后坐ス、其第一ノ后、
容顏ト云ヒ、御情ト云ヒ、世ニ雙ヒ無ク勝レ給ヘリ、見奉ル者及フ無キモ心
ヲ動シケレハ、帝王ノ御寵愛理リニモ過タリ、一人ノ近臣義顯ト名ツル有^{ツル}
リ、朝夕馴レ仕ル任ニ、常ニハ由無キ物思ヒニソ侍リケル、賢臣ノ法深ク禮
ヲ破ル事無レハ、色ニモ出タサス年月ヲスキケリ、爰ニ隣國ヨリ彼ノ新羅
國ヲ責ル事アリ、帝王此ノ后ヲ置テ軍ニ向ヒ給フニ、賢者ナレハトテ、義顯
ヲ后ノ宮ノ宮仕ニ留メ置レケリ、近カ付キ奉ニ隨テ、イト、思ヒフカク成
ヌ、何カ打出ケン、忍テ后ヲ犯シ奉ル、御門此ノ事ヲ聞シ食シテ、大ニ逆鱗ア
リテ、后ノ髻ヲ括テ木ノ枝ニ懸ケ、地ニ御足ヲ付ケサルコト四五尺計リニ
テ、輒ク人ノ通ハヌ所ナレハ、助ケ奉ル人モナシ、君ハ本ヨリ烈シキ御意ナ
レハ、物ノ哀ヲモ知ラセ給ハス、人ノ諫ニモ付セ給ハス、今ハ人力及フヘカ
ラス、威験勝レタラン佛神ニ祈リ申サハヤト思シ食シテ、深ク歸依シタマ
ヒケル僧ニ、密カニ此ノ事ヲ尋テ仰セラレケレハ、僧ハカラヒ申サレケル
ハ、當國ノ佛神モサル御事ニテ在セトモ、是レヨリ東遙ニ去テ日本ト云國

アリ、其國ニ長谷寺ト云フ山ハ、觀音利生ノ靈場冥道守護ノ勝地ナリ、彼ノ
觀音ハ閻浮ノ本尊トシテ、漢家本朝ニ聞ヘタル靈像ニテ在セハ、我國他國
ト無ク、仰ク者ハ速疾ニ益ニ預ル、早ク彼ノ日本ニ向テ、一心ニ祈念シ給フ
ヘシト申シ給フ、后實ニ二心無ク、目ヲ塞キ掌ヲ合セ祈念シテ云ク、并ノ悲
願ハ大海ヨリモフカク、虚空ヨリモ廣シ、中ニモ長谷觀音ハ威験殊ニ勝レ、
大悲ヲ普ク施シタマフ、他國トシ捨給フ事ナク、速カニ我カ苦ヲ除キタマ
ヘト泣ク々々申サセ給ヒケレハ、忽然トシテ十四五計リノ童子現ニ來テ
金ノ榻ヲ以テ后ノ御足ニ踏マセ奉リ給ヒス、コノ童子晝夜ニ隨逐シテ、様
々ニナクサメ奉リ給フ、折節ノ御食物ヲ進メケレハ、剩ヘ并ノ助ヲ蒙リ、大
悲ノ法味ヲ嘗メケルニヤ、日ニ隨ツテ御貌ノ氣色彌々ナヒヤカニ成リ増
リタマヒケリ、然ルニ人ノ目ニハ童子モ榻モ見ヘス、只后ノミコノ事ヲ見
奉リタマフ、カクシテ廿一日ヲ經ヌ、帝王、今ハ食ヲ通セスシテ數日ニ及ヘ
ハ、定テコノ后ハ此世ニナキ事ニソ御坐スラント、武ク烈キ御心ニモ、昔ノ
情ヲ思ヒ出シテ、御行シテ御覽スルニ、媚タル顔セ當初ニモ、尙ホ増テ、假借
シク覺食ケレハ、情ケナク罪シ奉リシ事ヲ悔テ、我カ御過チ悔シク思食テ、

照明王長
谷觀音ニ
歸依ス
寶物三十
三種ヲ奉
獻ス
其狀

天曆六年雜載

八七二

免シ奉テ宮ニ迎ヘ置キ給ヒヌ、此ノ日比ノ御事ヲ尋テ問ヒ給ヘハ、有リノ
任ニ聞ヘタマヒケリ、サテハ長谷ノ觀音ノ御利生ナリト、帝王ヲカク歸依
シタマヒケリ、則チ船ヲ構ヘ、義平生等七人ヲ使者トシテ、日本國天曆六年
壬子歲三月ノ比、卅三ノ物ヲ我カ山ニ送リ、件ノ事ヲ具ニ當寺ニ知ラシム、
其狀ニ云ク、

大樋皇后獻寶財于

粟支神國摩訶舍那山長谷之寺、

跪讚

曩風靈德、親據苦身、竊冀天命、果施威神、生佛雖尊、無緣不救、貴哉誠哉、祕石
尊容、靈威通哲、遠來疎國、答之無由、只傳風氣、聊送寶財、數成本誓、迴述其意、
薩埵納受給、

幸中六年二月日

其三十三寶物

日錄
大鏡
蘇合
麝香
金簾
火玉
火舍
關伽
大磬
大鈴

大鏡
金簾
銀花
水玉
火玉
馬腦鉢
龍鬚

大鏡
蘇合
銀花
琉璃
馬腦鉢
象牙
螺貝
孔雀尾
二寸丁子
是レ等ノ物、度々廻祿ニ燒ルト云共、金ノ簾、銀ノ花、馬腦鉢、龍鬚ナントハ、今
ニ殘テアリ、當寺ノ觀音ノ靈驗不思議ナリ、誠ヲ至シテ念シ奉ル人、自國他
國ニ依ルヘカラス、速疾ノ益ニ預ラント、此ノ山ノ流記ニ見ヘタリ、况ンヤ
我國ノ人、因緣殊ニ深カルヘシ、何ソ志ヲ疎ニセン哉、

〔今昔物語〕
今昔、新羅ノ國ニ國王ノ后有ケリ、其ノ后キ忍テ竊ニ人ニ通ケリ、國王此ノ
本朝付佛法
新羅后蒙國王咎得長谷觀音助語第十九

天曆六年雜載

八七三

事ヲ聞テ大ニ嗔テ、后ヲ捕ヘテ、髮ニ繩ヲ付テ、間木ニ釣リ係テ、足ヲ四五尺許引上テ置ケリ、后辛苦惱亂スト云ヘト更ニ可爲キ方无クシ自ラ心ノ内ニ思ハク、我レ此ク難堪キ答ヲ蒙ルト云モヘト我レヲ可助キ人无シ、而ルニ傳ヘテ聞ケハ、此ノ國ヨリ東ニ遙ニ去テ、日ノ本ト云フ國有ナリ、其ノ國ニ長谷ト云フ所有ケリ、觀音ノ靈驗ヲ施シ給フ在マ、菩薩ノ慈悲ハ深キ事大海ヨリ深ク、廣キ事世界モヨリ廣シ、然レハ憑ヲ係ケ奉ラム人、何テカ其ノ助ヲ不蒙ムト祈請シテ、目ヲ塞テ思ヒ入テ有ル間ニ、忽ニ足ノ下ニ金ノ榻出來ヌ、然レハ后此レ我カ念シ奉レル依テ、觀音ノ助ケ給フ也ト思テ、其ノ榻ヲ踏ヘテ立ニテ、苦シフ所无シ、此ノ榻ヲ人見ル事无シ、其ノ後日來ヲ經ルニ、后被免リ、ケ后偏ニ此レ長谷ノ觀音ノ助ツト知テ、使ヲ差シテ、多ノ財物ヲ令持シメ、日本ニ送テ、長谷ノ觀音ニ奉ル、其ノ中ニ大キナ鈴、鏡、金ノ簾有リ、于今彼ノ山ニ納メ置タリ、實ニ長谷ノ觀音ノ靈驗不思議也、念シ奉ル人、他國マテ其ノ利益ヲ不蒙スト云フ事无シ、人專ニ歩ヲ運ヒ、首ヲ但テ拜シ可奉ナム、語リ傳ルヘタトヤ、○宇治拾遺

〔後七日御修法阿闍梨名帳〕村上天皇 六年壬子、長者 寬空 九月十六日行之、

照明王后
奉納ノ大
鈴鏡金大
簾等仍ホ
存ス

東寺灌頂

延曆寺ノ
僧人ノ
力ヲ淨藏
ト角ス

淨藏護法
神ヲ使役
ス毎日六
千遍ノ神
拜ヲ行フ

〔大法師淨藏傳〕

叡峯有无休行者、稱修入、是朗善和尚入室之資也、七月十五日、夜、於寶幢院有驗、爲年事舊矣、天曆六年安居終夜、法師與中堂衆共詣寶幢院、彼此衆僉議曰、宜請修入、淨藏兩人、令決雌雄者、已及七八番之後、請迎彼兩人之處、淨公進出踟躕、形如師子、次修公步來安坐、勢似象王、爰淨公云、弟子自幼日往來長老、今交山林、不愛身命、只爲佛法、若有三寶加祐、早可度縛石矣、于時縛石如鳥飛出、而在佛前、乍上乍下、如鞠如輪、爰修公稱云、甚以輕躁、暫可閑靜、即隨詞而落居、修公時讀大威德真言、淨公又曰、今依衆議旨、代大將對陣、□登危臨深、况發心以來、不退住山、行業年老、觀心齡傾、相同在世迦葉、孰何滅後、邈多矣、薰修之優劣、非可境之、三寶之冥助、只仰之、稱如此、已誦常在靈鷲山等之句、偈其聲、遏雲、聞者拭淚、當于斯時、縛石震動、半破相分、飛至兩上人、之座前、停住不搖、兩人俱起、同拜去了、

〔古今著聞集〕

淨藏法師はやんことなき行者也、○中比叡山横川に三年こもりて、六道衆生のために、毎日法花經六部をよみ、三時の行法を修し、六千へんの神拜をいたして、廻向しけり、其時護法かたちをあらはして、花をとり水をくみて給仕し給ひけり、同住山の比の事にや、七月十五日安

居の夜驗くらへををこなひけるに、朗善和尚の弟子に修入といふやんこ
 となき人を驗者につかひけり、其頃は石に護法をはつけり、第六のつか
 ひにて、先淨藏出てゐる、次修入出てゐる、淨藏はいはく、生年七歳より父母
 の懷を出て、山林を家として雲霧をしき物とす、日々に身をくたき、夜々に
 心をついやす、ねん頃に肝たんをくたきて、全く身命をおします、これあへ
 て名利のためにせず、無上はたひのため也、もし我をしらは、はくの石わた
 すへしと云、其時はくの石とひ出て、おちあかる事鞠のことし、こゝに修入
 いはく、はくの石はなはた物さはかし、はやくおちゐ給へと、ことはにした
 かひて則しつまりぬ、大威徳呪をみて、しはらく加持するに、あへてはた
 らかす、淨藏又云、衆命によりて、かたしけなくも禪師につかへ奉る、禪下行
 業年ふかくして、くはんねんよはひかたふけり、其威徳を見るに、すてに在
 世の摩訶迦葉に同じ、あへて驗を尊者にあらそひ奉にあらす、たゞ三寶の
 證明をあらはさんかため也といひて、常在靈鷲山の句をあく、其聲雲をひ
 かし、聞人心肝をくたく、其時はくの石又うこきをとりにて、つゐに中よ
 りわれて、兩人のまへにおち居ぬ、二人ともに座を立て、たかひにおかみつ

ゝ入にけり、見る人なみたをなかさすといふ事なし、

〔元亨釋書〕

十感進四之二

釋修入

叡山朗善之徒也、有神異、初台徒每歲七

月望精修之者、會法幢院角異、天曆六年、法歲將滿、其夜又角于院、台衆令入配
 淨藏、已而入、藏出、二人有聲、萬衆拭目、藏呪縛石、其石自上下宛轉、猶伎兒弄毬、
 一會生希有想、入叱曰、此物甚闊、蓋恬靜乎、語已縛石不動、二人持念益切、於是
 乎、縛石中分爲兩片、自躍到二人前、合場嗟嘆曰、像季之時、豈有此等事乎、

〔高野春秋〕

四

天曆六年壬子秋七月、自座主招和泉講師雅真於金剛峯寺

執行職、雅真者、淳祐門弟、元杲同法、而有世出世之力、行是以寬空師招之、充山
 家、人法興隆也、古記云、真也、石山普賢院、淳祐內供之弟子、醍醐延命院

〔眞言諸山符案〕

醍醐所進
 官牒案

太政官牒東寺

應補任定額僧定安死闕替事

傳燈大法師位法喜年五十三、眞言宗 大安寺

右得彼寺今月十一日解僭、定安死闕之替、以件
 者、左大臣宣、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

之狀言上如件

東寺定額
 僧ヲ補ス

金剛峯寺
 執行ヲ補
 ス